

呼吸器官用薬の薬剤料の推移等について

保険局調査課
(平成31年4月)

2013年4月～2018年3月調剤分(2013年5月～2018年4月審査分の調剤レセプト(電算処理分)を分析し、呼吸器官用薬の薬剤料の推移、投薬日数の分布等を集計した。本分析に関する詳細データについては、下記URLにて公表する。

(https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/database/zenpan/xls/cyouzai_doukou_topics_h31_04-1.xls)

目次

P2～4 集計対象、集計方法などについて

P5～9 呼吸器官用薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P10～15 キサンチン誘導体の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P16～21 抗コリン薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P22～27 β 刺激薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P28～33 吸入ステロイドの薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P34～39 抗コリン薬・ β 刺激薬配合剤の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P40～45 吸入ステロイド・ β 刺激薬配合剤の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P46～51 鎮咳・去痰剤の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P52～57 含嗽剤の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P58～64 呼吸器官用薬の後発医薬品割合(数量ベース、新指標)などについて

P65～67 呼吸器官用薬の薬剤種類数の分布について

P68 詳細データについて

集計対象、集計方法などについて

(1) 集計対象

2013年4月～2018年3月調剤分(2013年5月～2018年4月審査分)の調剤レセプト

(2) 集計方法

- ① 呼吸器官用薬の種類毎に調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から薬剤料及び規格単位数量を集計。これを年齢階級別^(※1)、都道府県別に処方箋枚数(受付回数)^(※2)で除し、処方箋1枚当たり薬剤料を算出。
- ② 処方箋枚数(受付回数)を用いて行った年齢調整後の処方箋1枚当たり薬剤料を算出。年齢調整前と後の地域差指数を算出。呼吸器官用薬の種類毎に、地域差指数の全国平均からの乖離(地域差指数－1)に対する寄与度を算出。
- ③ 呼吸器官用薬の種類毎に、薬価基準告示上の規格単位毎に数えた数量で薬剤料を除し、平均薬価を算出。
- ④ 調剤された医薬品の薬剤種類数^(※3,4)の分布の推移を算出^(※5)。また、都道府県別、年齢階級別の値を算出。

※1 値の欠損等を考慮して、本分析においては一部の種類の0歳以上20歳未満の値を合計して1つの年齢階級としている。

※2 調剤報酬明細書の「受付回数」欄に記録された処方箋受付回数をいう。

※3 薬剤種類数は、医薬品コード毎に剤形・薬効分類・一般名の一致する場合を同一種類として数えて集計を行っている。

※4 本資料における薬剤種類数はあくまで調剤1回(処方箋1枚(受付1回))当たりの薬剤種類数に関するものであり、患者が服用している全ての薬剤種類数ではないことに留意が必要。

※5 この部分では、同一レセプトにおける調剤情報レコードの調剤年月日が同一の場合の調剤を1回の調剤と見なして集計している。

※6 呼吸器官用薬は内服薬が少ないため、投薬日数を集計していない。

集計対象、集計方法などについて

(3)呼吸器官用薬の集計対象範囲、各種類の内訳

薬剤料等の集計においては、各種類を下表の通り分類して集計した。

種類	対象
キサンチン誘導体	○ 薬効中分類211に該当する医薬品のうち、一般名がアミノフィリン、ジプロフィリン、プロキシフィリンのいずれかに該当するもの ○ 薬効中分類225に該当する医薬品のうち、一般名がテオフィリンのいずれかに該当するもの
抗コリン薬	○ 薬効中分類225に該当する医薬品のうち、一般名がオキシトロピウム臭化物、イプラトロピウム臭化物水和物、チオトロピウム臭化物水和物、グリコピロニウム臭化物、アクリジニウム臭化物、ウメクリジニウム臭化物のいずれかに該当するもの
β刺激薬	○ 薬効中分類225に該当する医薬品のうち、一般名がイソプレナリン塩酸塩、dl-イソプレナリン塩酸塩・プロナーゼ、クレンブテロール塩酸塩、サルブタモール硫酸塩、ツロブテロール、テルブタリン硫酸塩、トリメチノール塩酸塩水和物、フェノテロール臭化水素酸塩、ホルモテロールフマル酸塩水和物、プロカテロール塩酸塩、メキシフェナミン塩酸塩、サルメテロールキシナホ酸塩、インダカテロールマレイン酸塩のいずれかに該当するもの
吸入ステロイド	○ 薬効中分類225に該当する医薬品のうち、一般名がベクロメタゾンプロピオン酸エステルに該当するもの ○ 薬効中分類229に該当する医薬品のうち、一般名ブデソニド、モメタゾンフランカルボン酸エステル、フルチカゾンプロピオン酸エステル、シクレソニド、フルチカゾンフランカルボン酸エステルのいずれかに該当するもの
抗コリン薬・β刺激薬配合剤	○ 薬効中分類225に該当する医薬品のうち、一般名が硫酸イソプロテレノール・臭化メチルアトロピン、インダカテロールマレイン酸塩・グリコピロニウム臭化物、ウメクリジニウム臭化物・ビランテロールトリフェニル酢酸塩、チオトロピウム臭化物水和物・オロダテロール塩酸塩のいずれかに該当するもの
吸入ステロイド・β刺激薬配合剤	○ 薬効中分類229に該当する医薬品のうち、一般名がサルメテロールキシナホ酸塩・フルチカゾンプロピオン酸エステル、ブデソニド・ホルモテロールフマル酸塩水和物、ビランテロールトリフェニル酢酸塩・フルチカゾンフランカルボン酸エステル、フルチカゾンプロピオン酸エステル・ホルモテロールフマル酸塩水和物のいずれかに該当するもの
鎮咳・去痰剤	○ 薬効中分類222,223,224に該当する医薬品
含嗽剤	○ 薬効中分類226に該当する医薬品
その他	○ 薬効中分類225に該当する医薬品のうち、一般名クロモグリク酸ナトリウム、チロキサポール、dl-メチルエフェドリン塩酸塩・ジプロフィリンのいずれかに該当するもの ○ 薬効中分類229に該当する医薬品のうち、一般名オマリズマブ(遺伝子組換え)、ドルナーゼ アルファ(遺伝子組換え)、メポリズマブ(遺伝子組換え)のいずれかに該当するもの

※ 値の欠損を考慮して、抗コリン薬、抗コリン薬・β刺激薬配合剤は0歳以上20歳未満を一つの年齢階級としている。

※ キサンチン誘導体に該当する医薬品には、呼吸器領域だけでなく、循環器領域の効能・効果を含むものがあることに留意が必要である。

集計対象、集計方法などについて

(4) 処方箋枚数(受付回数)を用いた年齢調整の方法

N_i : 全国の年齢階級 i の処方箋枚数(受付回数)

N : 全国の処方箋枚数(受付回数)

a_{ij} : 各都道府県の年齢階級 i 、薬剤種類 j の処方箋1枚当たり薬剤料

A_{ij} : 全国の年齢階級 i 、薬剤種類 j の処方箋1枚当たり薬剤料

(年齢調整後の処方箋1枚当たり薬剤料)

= (仮に当該地域の処方箋枚数の構成が全国平均と同じだとした場合の処方箋1枚当たり薬剤料)

$$= \frac{(\sum_{i,j} N_i \cdot a_{ij})}{N}$$

(地域差指数(年齢調整後))

$$= \frac{(\text{年齢調整後の処方箋1枚当たり薬剤料})}{(\text{全国平均の処方箋1枚当たり薬剤料})} = \frac{(\sum_{i,j} N_i \cdot a_{ij})/N}{(\sum_{i,j} N_i \cdot A_{ij})/N} = \frac{\sum_{i,j} N_i \cdot a_{ij}}{\sum_{i,j} N_i \cdot A_{ij}} \quad (\text{薬剤種類 } j = k \text{ については } = \frac{\sum_i N_i \cdot a_{ik}}{\sum_i N_i \cdot A_{ik}})$$

(地域差指数の全国平均からの乖離(地域差指数-1)に対する薬剤種類 j の寄与度(年齢調整後))

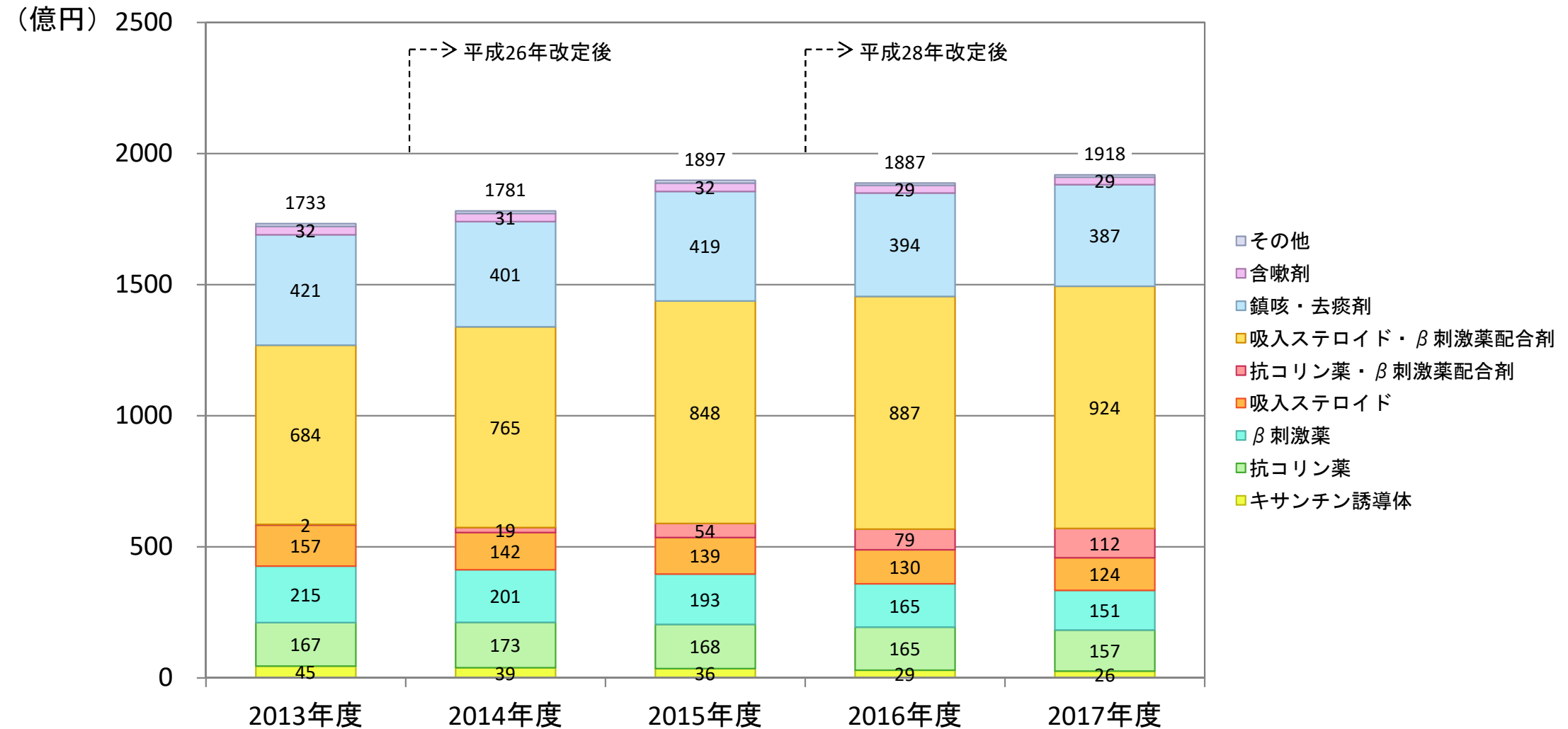
$$= \frac{(\sum_i N_i \cdot a_{ij} - \sum_i N_i \cdot A_{ij})}{\sum_{i,j} N_i \cdot A_{ij}}$$

(5) 注意事項

- ・ 次ページ以降に記載されている「改定」とは、二年に一度行うこととされている診療報酬点数等の改定を指す。
- ・ 「後発医薬品」には、先発医薬品と同額又は薬価が高いものや、昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品は含まれていない。詳細は、厚生労働省HPにおける『薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について』を参照すること。

呼吸器官用薬の薬剤料の推移

○ 2013年度以降の呼吸器官用薬の薬剤料は、おおむね横ばいにある。

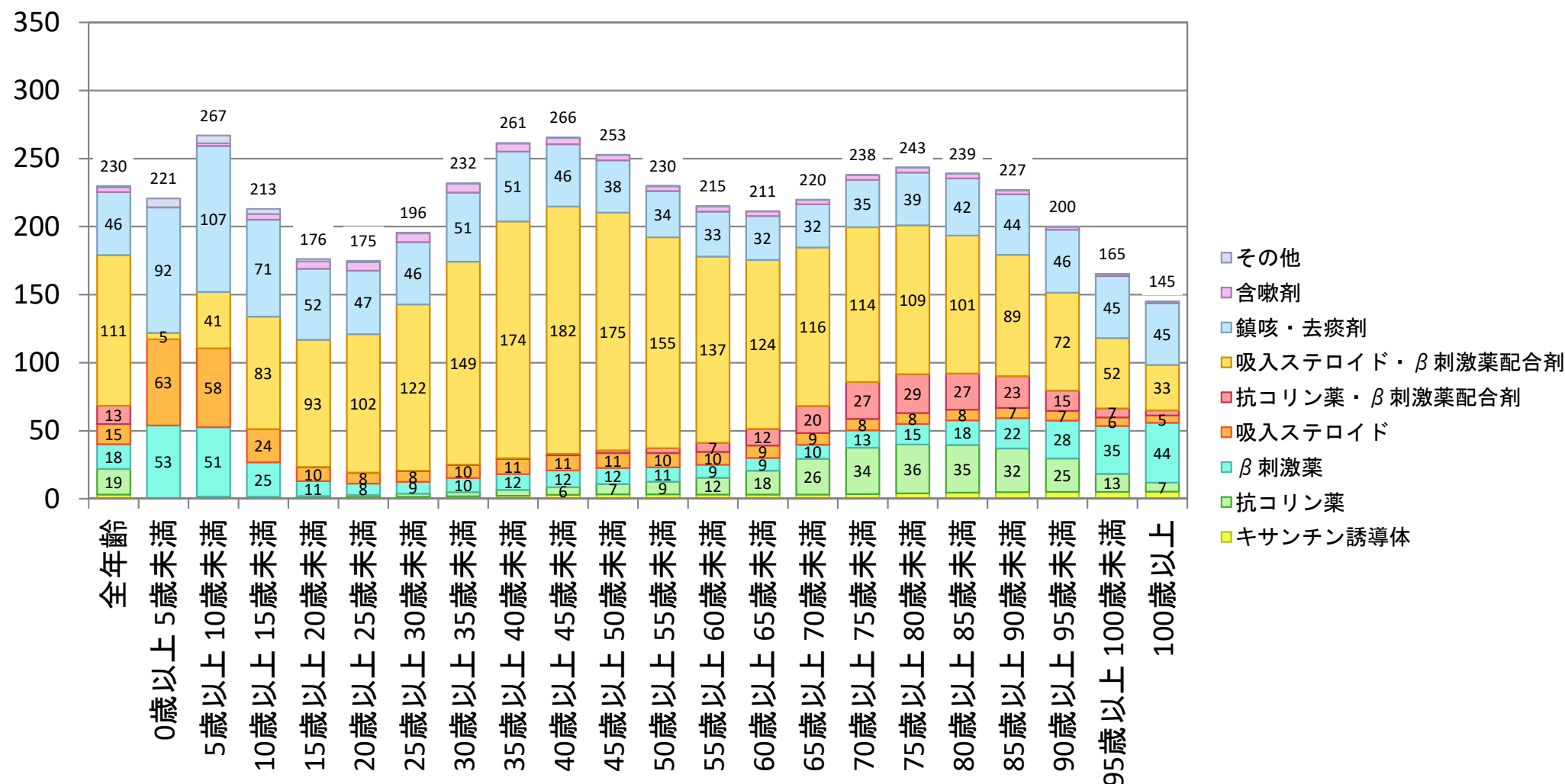


注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

年齢階級別処方箋1枚当たり呼吸器官用薬の薬剤料（2017年度）

- 処方箋1枚当たり呼吸器官用薬の薬剤料を年齢階級別に見ると、β刺激薬や吸入ステロイドなどは20歳未満が高くなっている。吸入ステロイド・β刺激薬配合剤は40歳以上45歳未満がピークに、抗コリン薬や抗コリン薬・β刺激薬配合剤は75歳以上80歳未満前後がピークになっている。

(円)



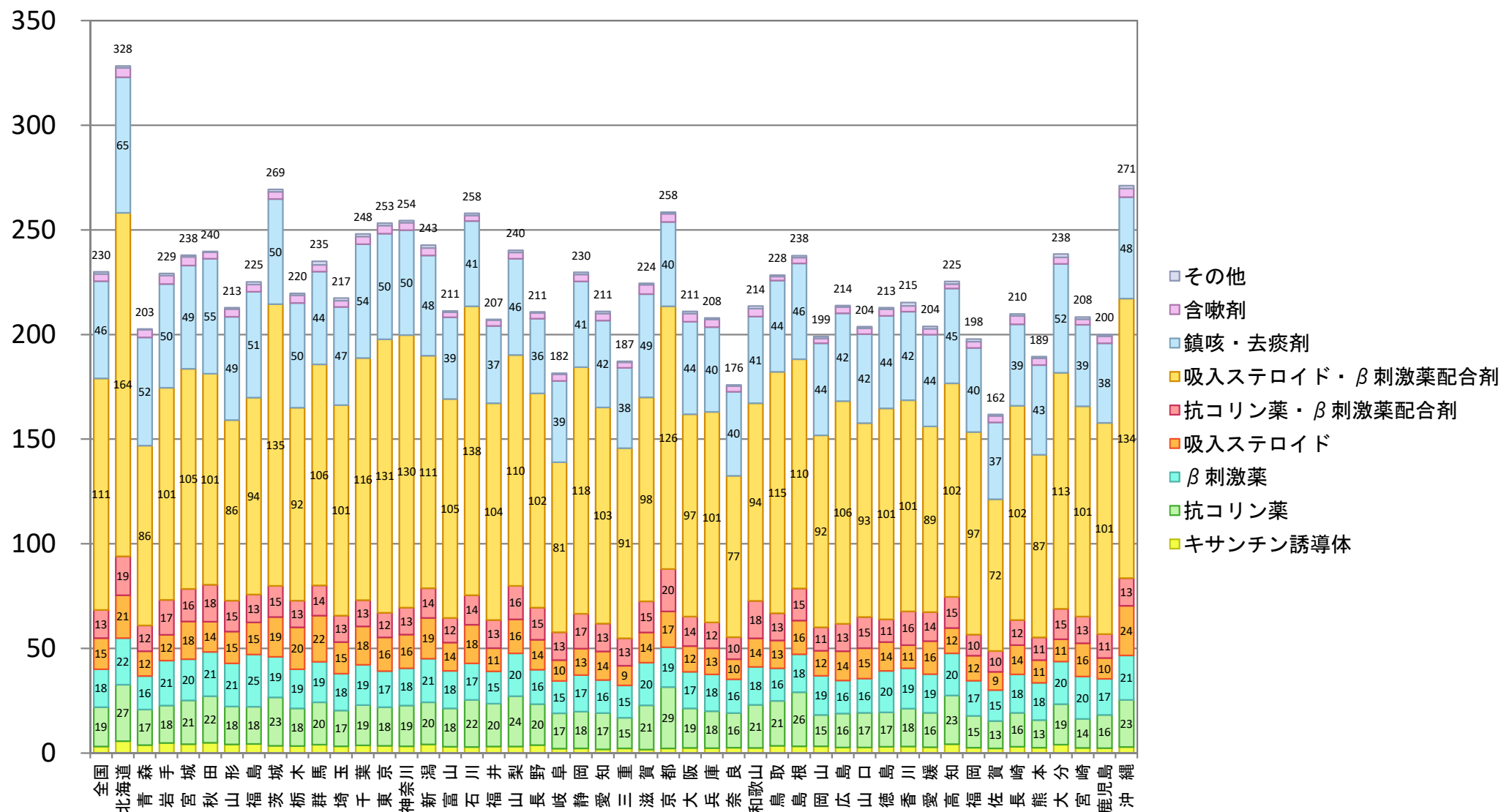
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器官用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含まれていることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たり呼吸器官用薬の薬剤料（2017年度）

(円)

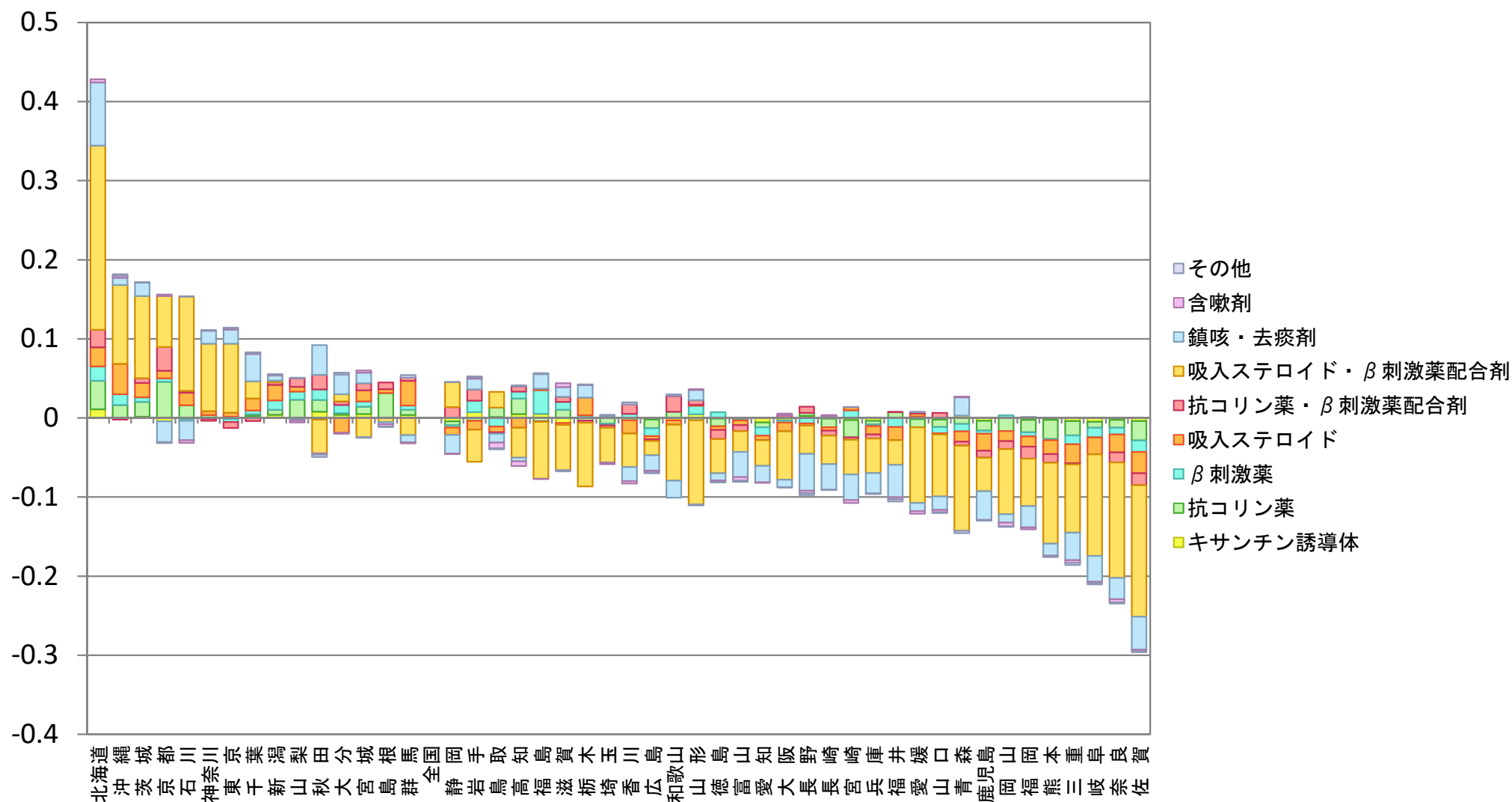


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器官用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり呼吸器官用薬の薬剤料の 地域差指数（年齢調整前）の薬剤種類別の寄与度（2017年度）



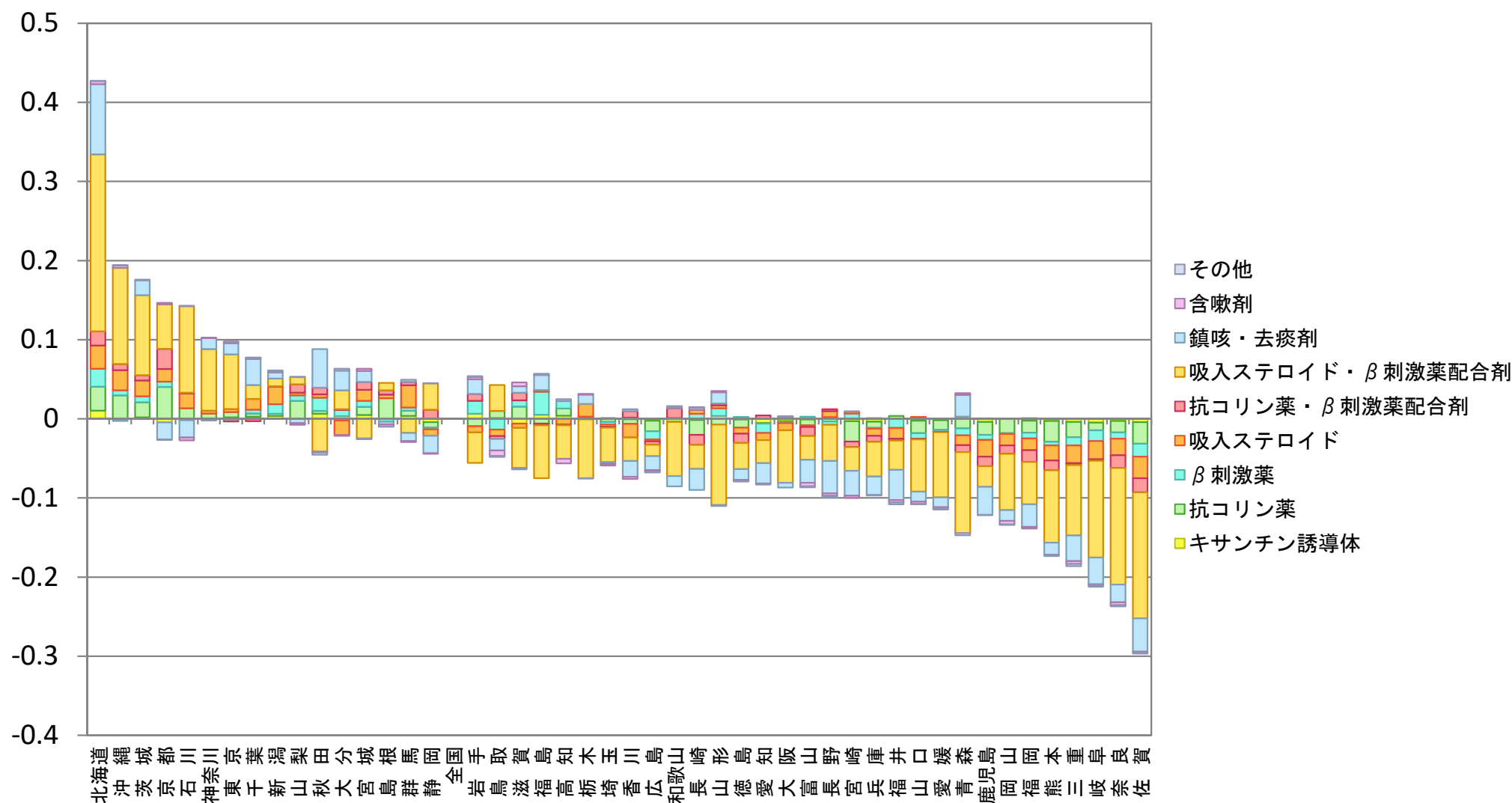
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器官用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を薬剤種類別に分解したものを表示している。

都道府県別処方箋 1 枚当たり呼吸器官用薬の薬剤料の 地域差指数（年齢調整後）の薬剤種類別の寄与度（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

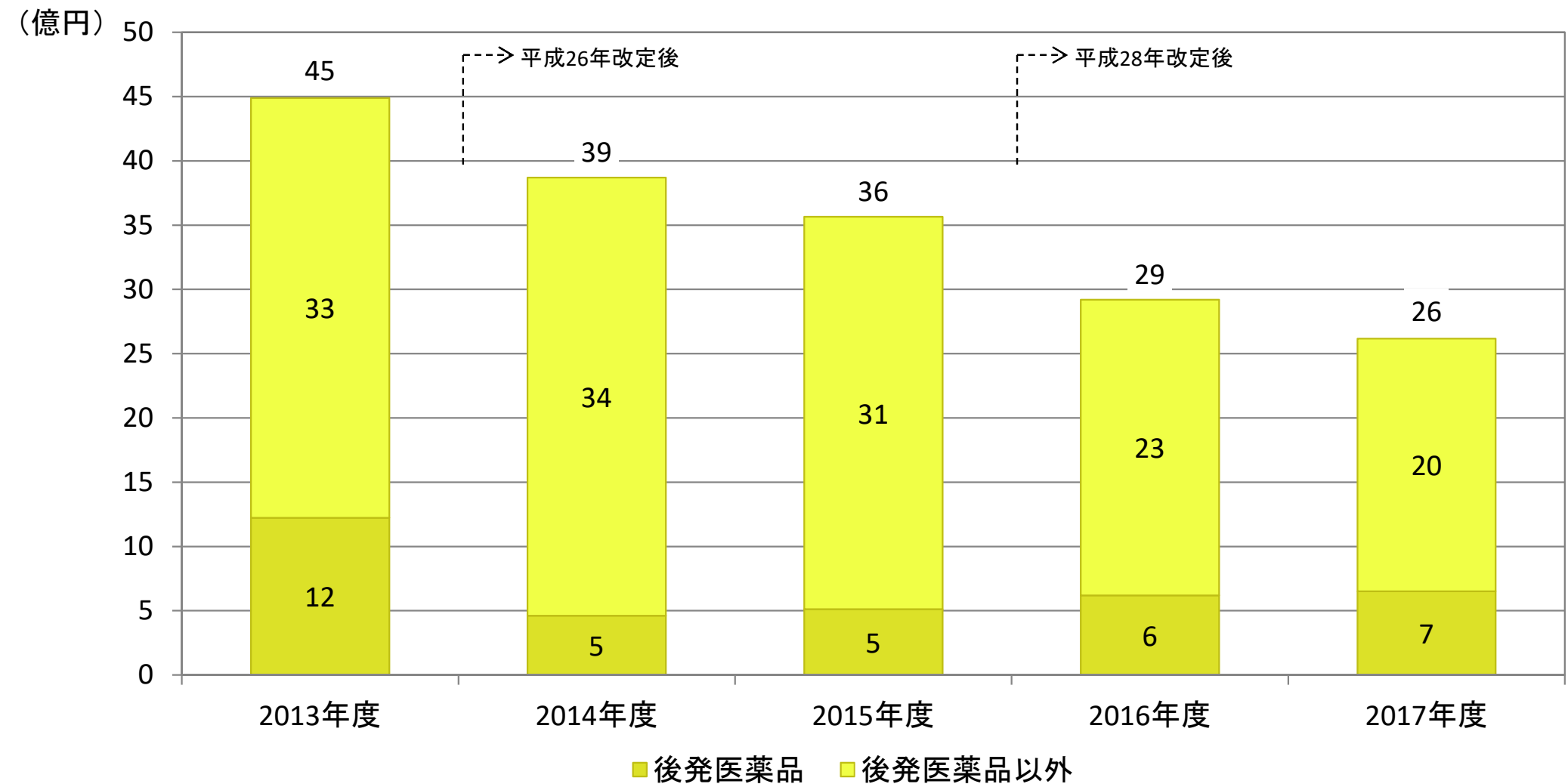
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器官用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 各都道府県の地域差指数(年齢調整後)の全国平均からの乖離「地域差指数(年齢調整後) - 1」を薬剤種類別に分解したものを表示している。

キサンチン誘導体の薬剤料の推移

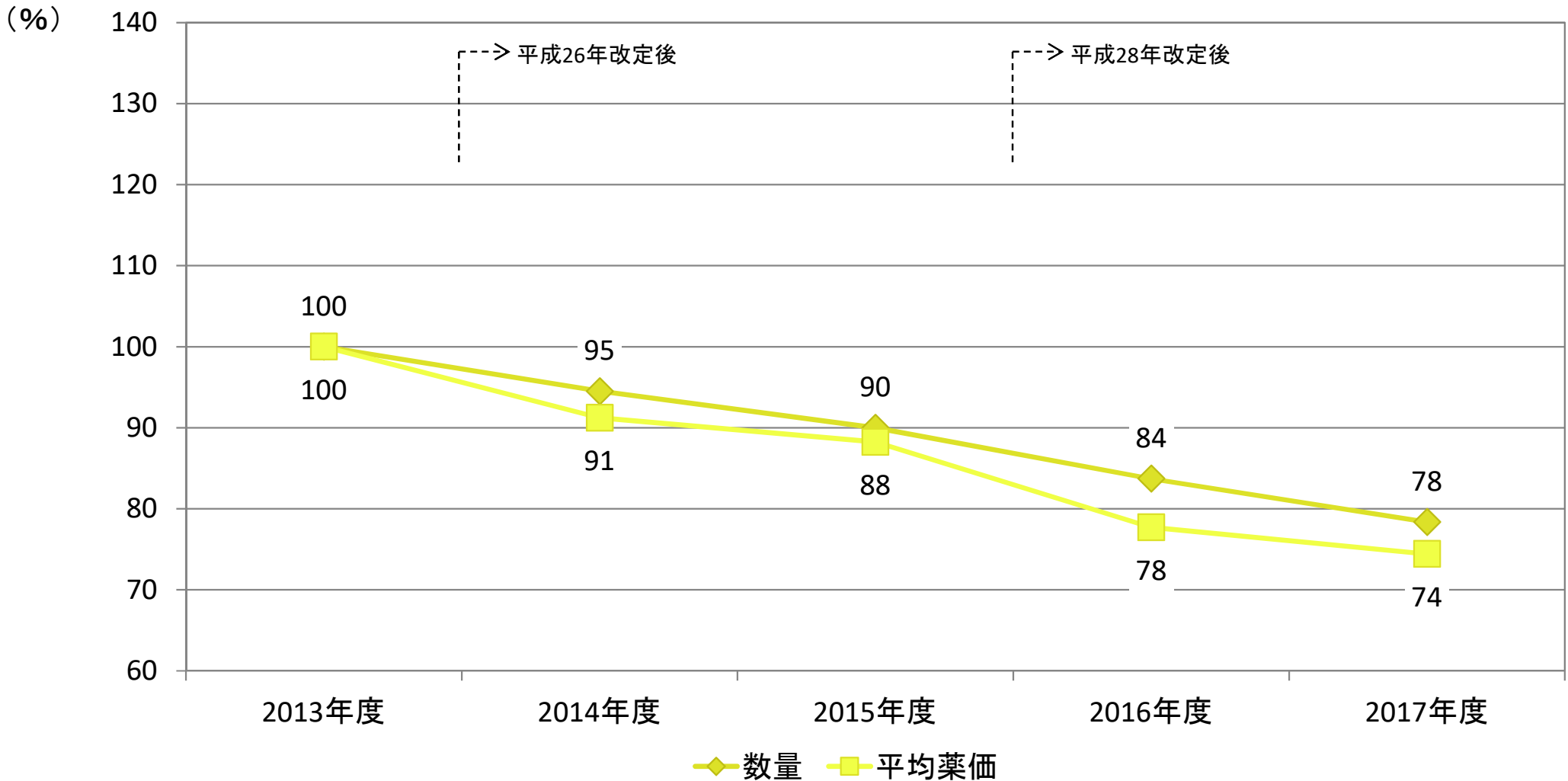
○ 2013年度以降のキサンチン誘導体の薬剤料は、減少傾向にある。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

キサンチン誘導体の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降のキサンチン誘導体の数量と平均薬価は、どちらも低下傾向にある。



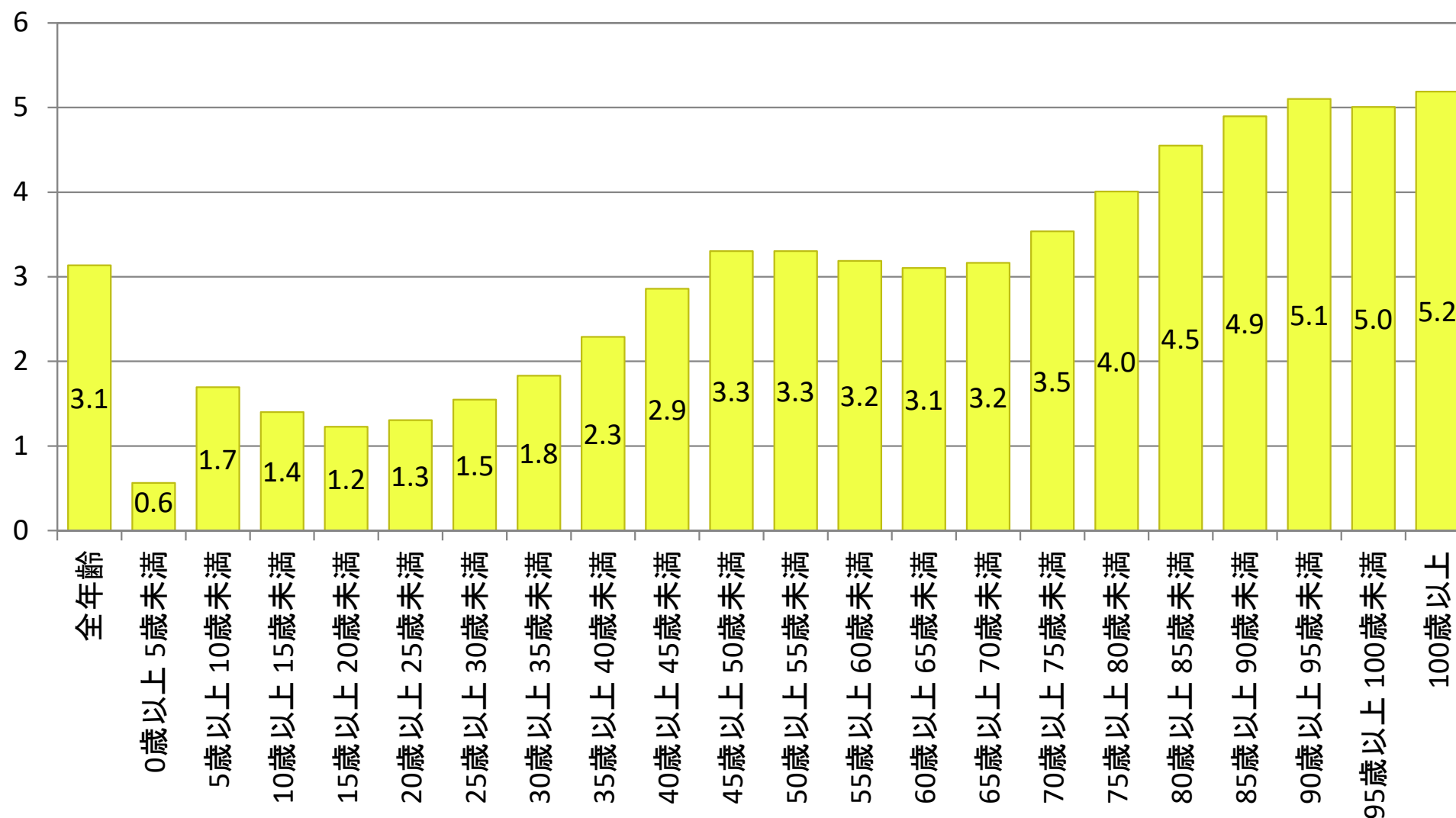
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋 1 枚当たり抗キサンチン誘導体の薬剤料（2017年度）

(円)



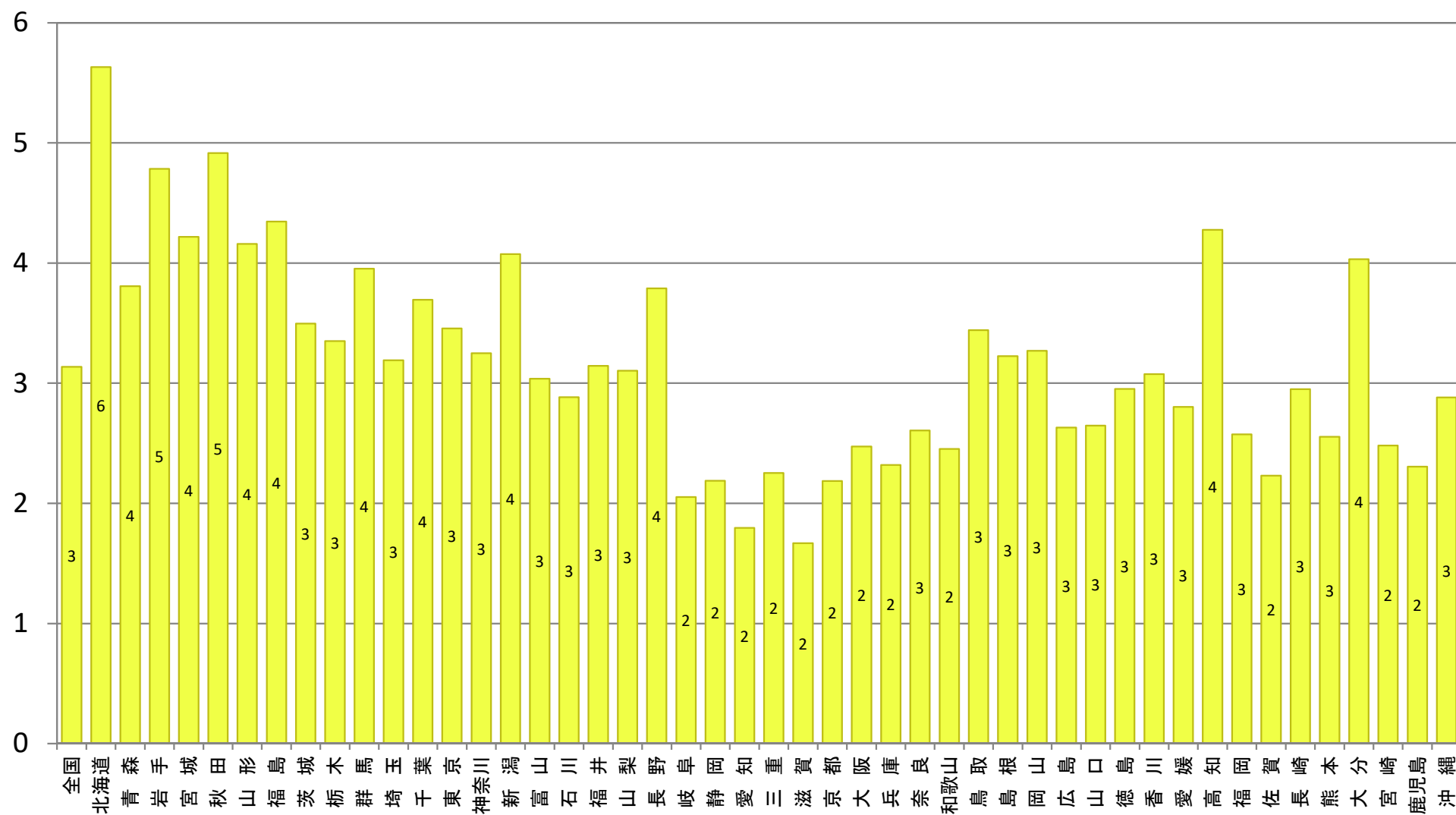
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器官用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含まれていることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たりキサンチン誘導体の薬剤料（2017年度）

(円)

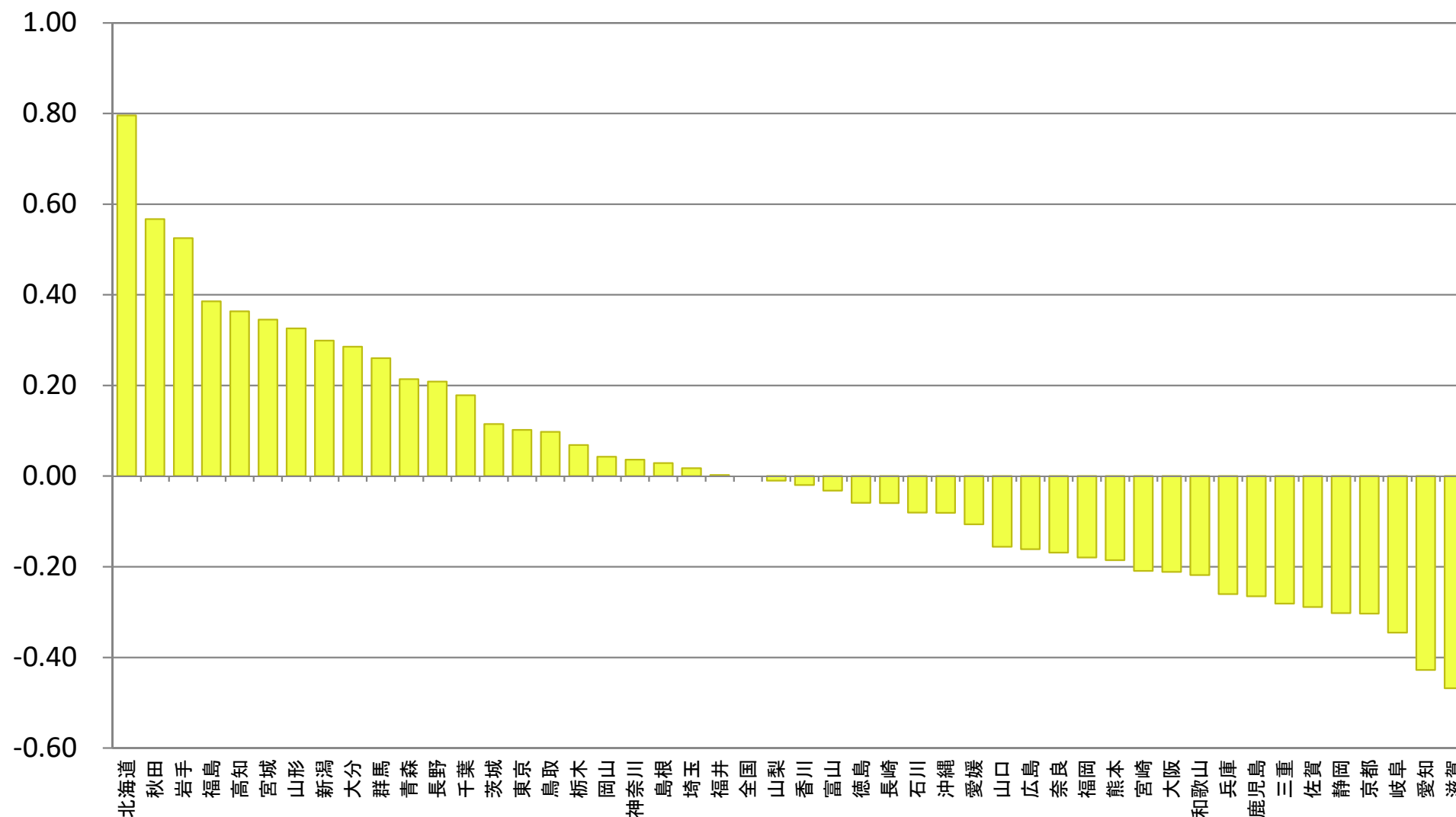


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器官用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たりキサンチン誘導体の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



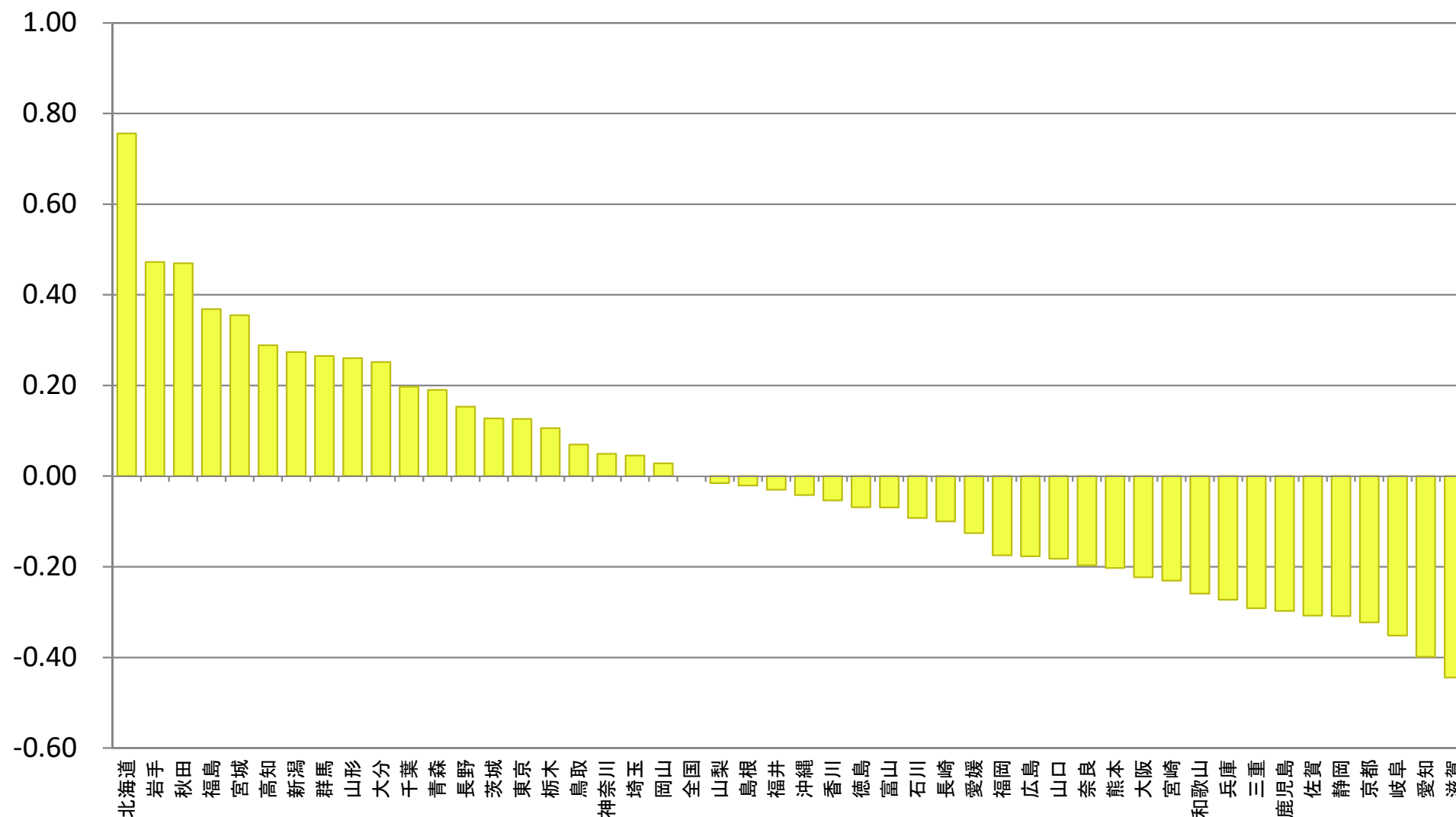
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器官用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)－1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たりキサンチン誘導体の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

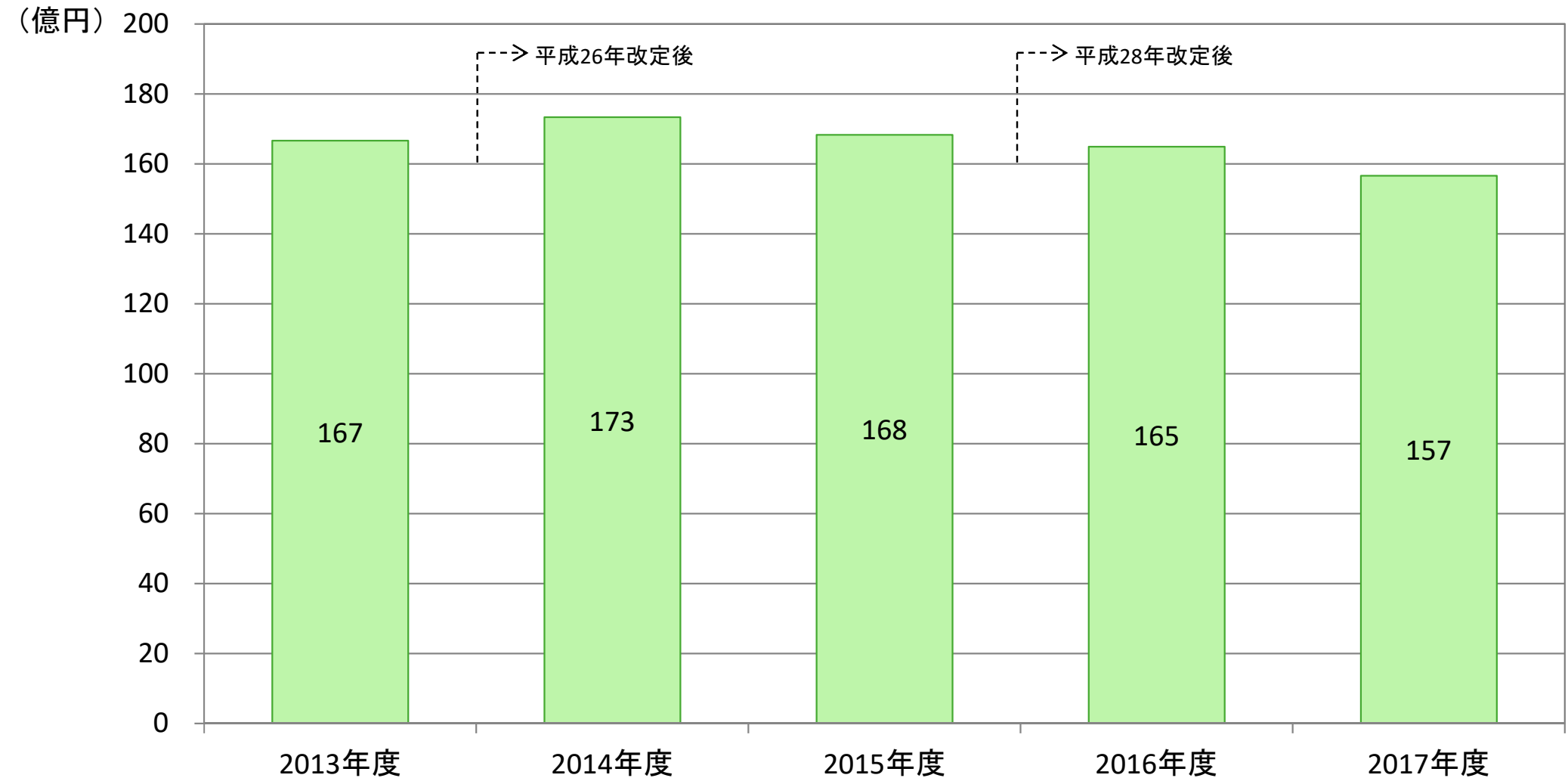
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器官用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

抗コリン薬の薬剤料の推移

○ 2013年度以降の抗コリン薬の薬剤料は、2014年度から減少傾向にある。

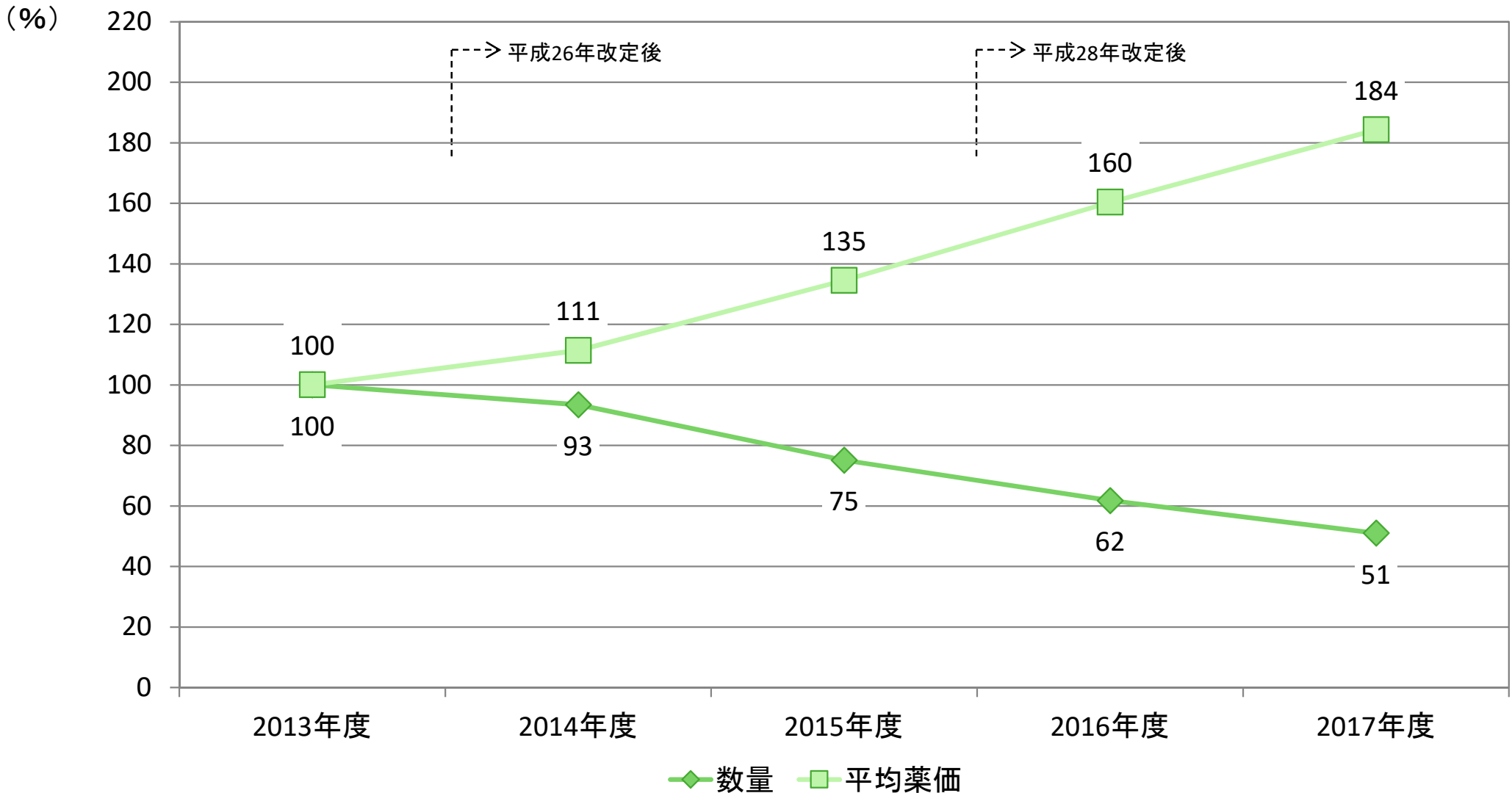


注1) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注2) 抗コリン薬には該当する後発医薬品が存在しない。

抗コリン薬の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降の抗コリン薬の数量と平均薬価の推移を見ると、数量は低下傾向にあるが、平均薬価は上昇傾向にある。



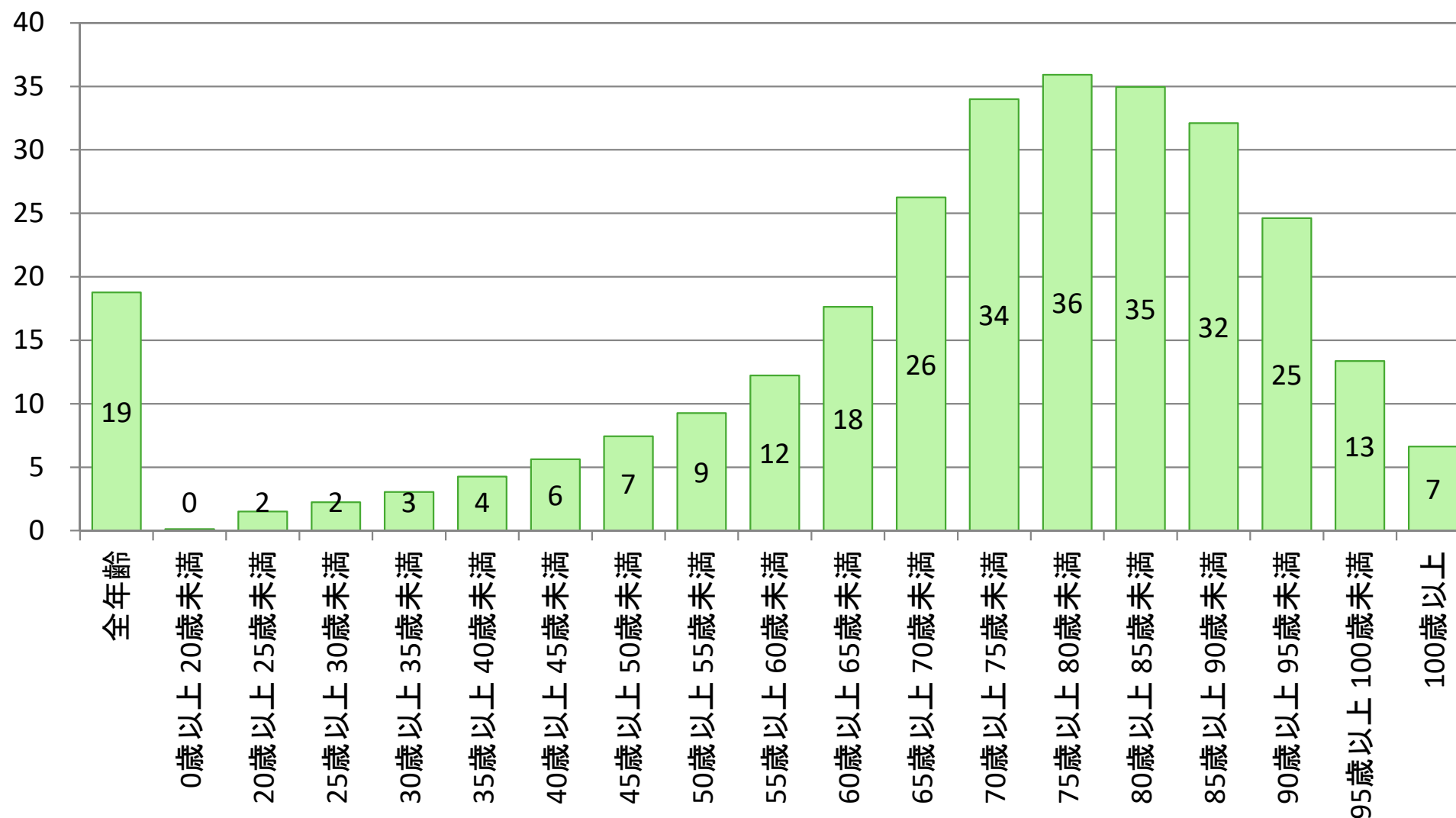
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋 1 枚当たり抗コリン薬の薬剤料（2017年度）

(円)



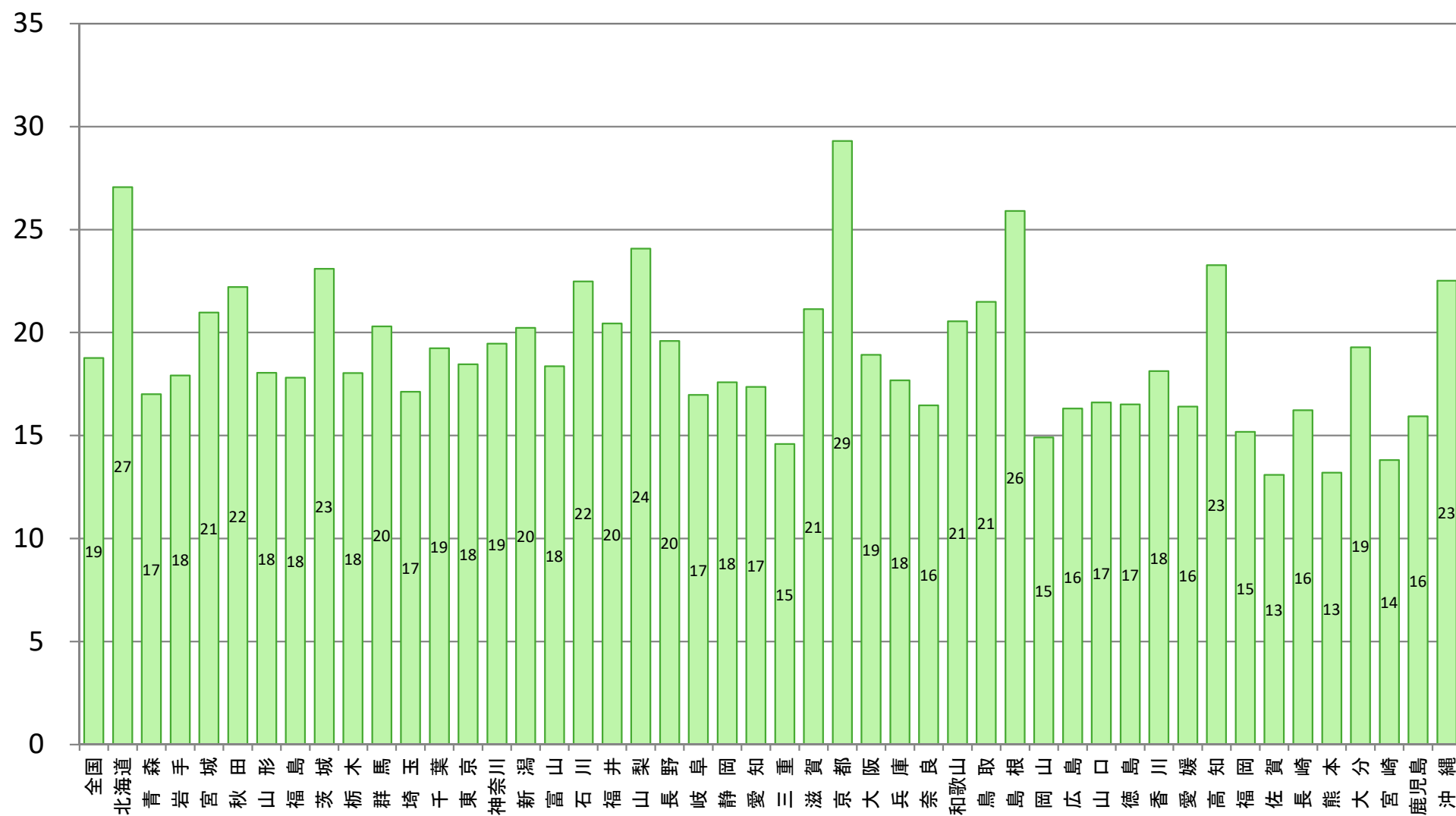
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器官用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含まれていることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たり抗コリン薬の薬剤料（2017年度）

(円)

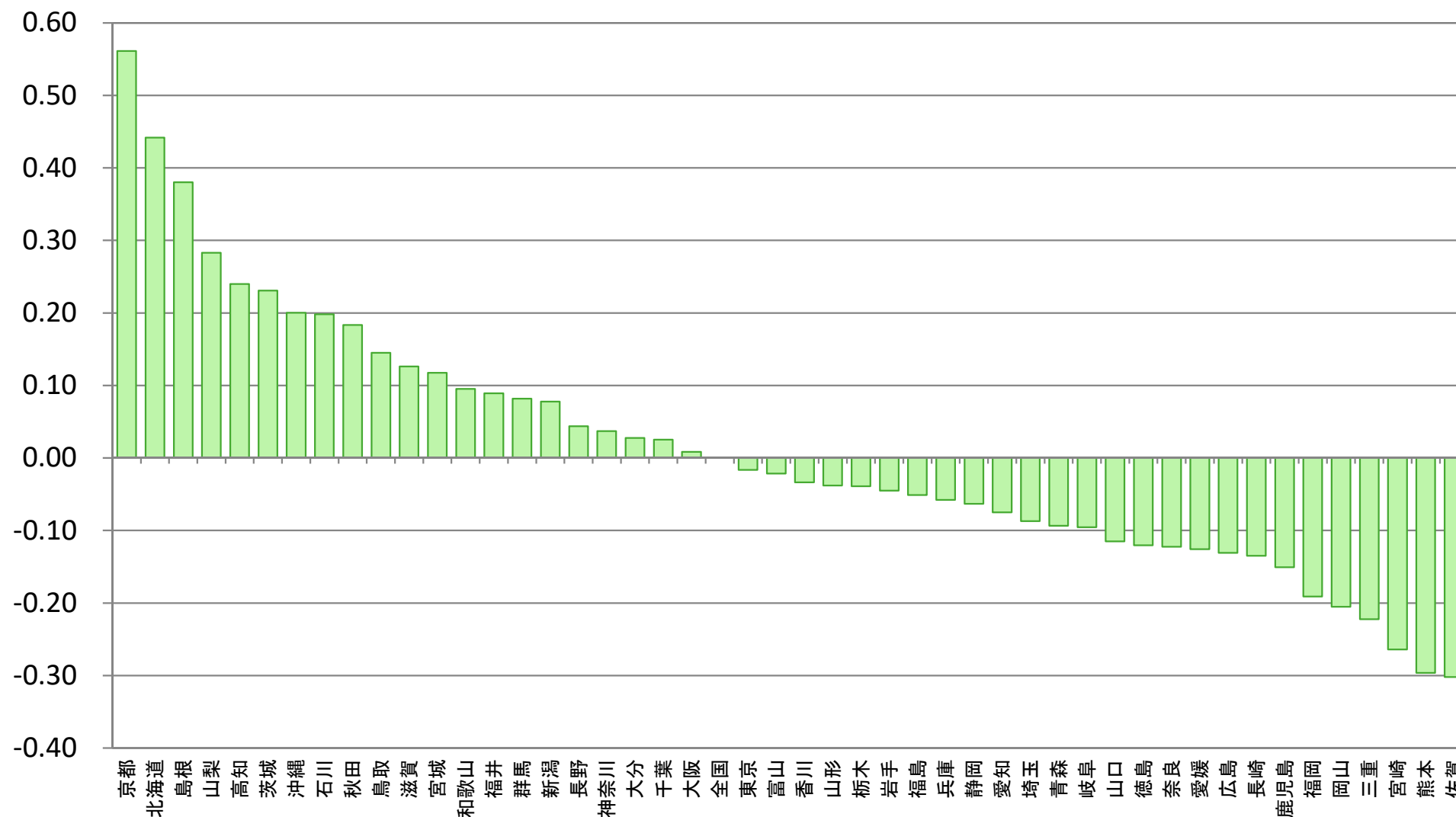


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり抗コリン薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



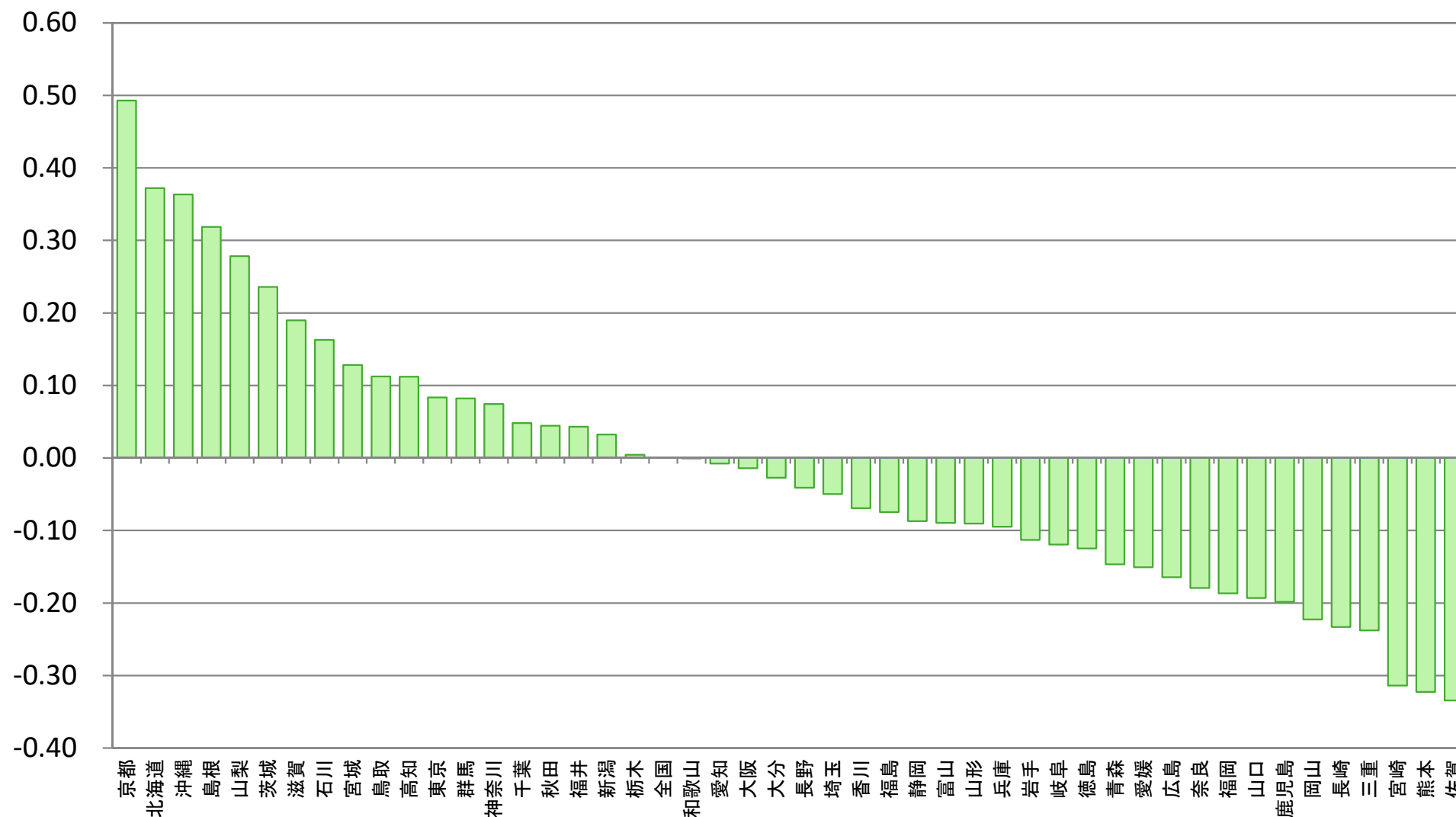
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)－1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たり抗コリン薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

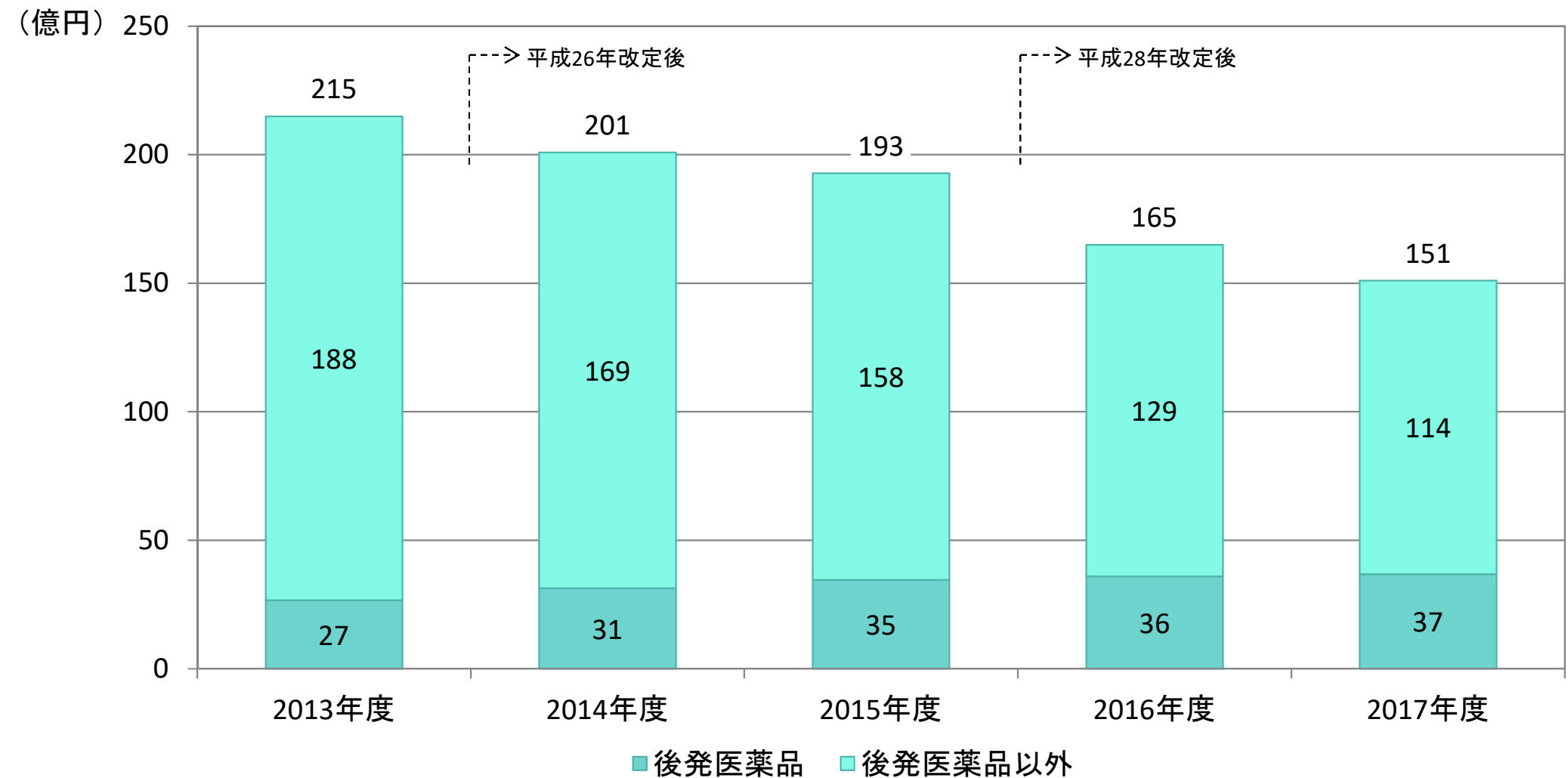
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器官用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

β 刺激薬の薬剤料の推移

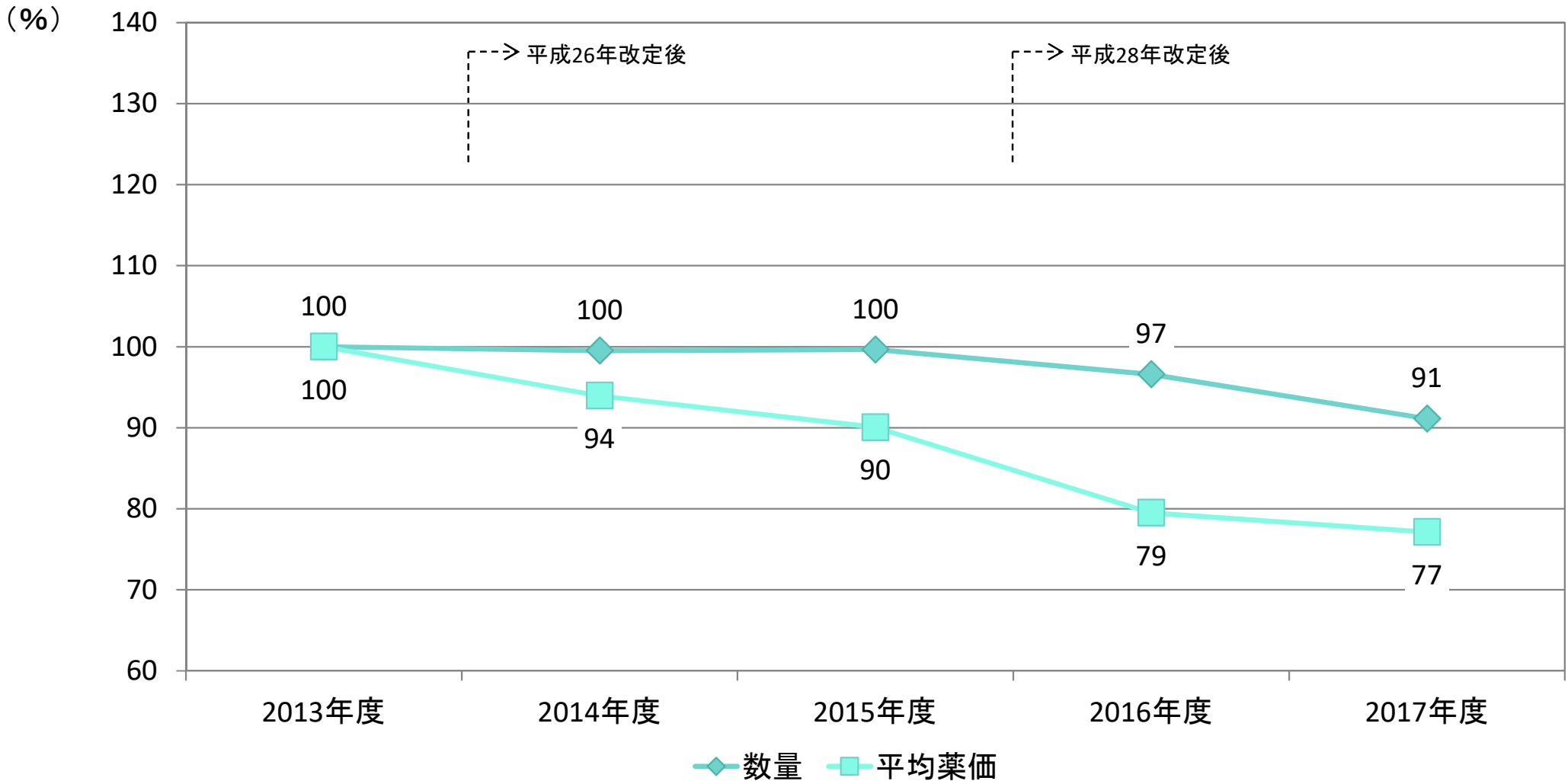
○ 2013年度以降の β 刺激薬の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品はやや増加傾向にあるが、全体としては減少傾向にある。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

β 刺激薬の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降の β 刺激薬の数量と平均薬価の推移を見ると、どちらも低下傾向にある。



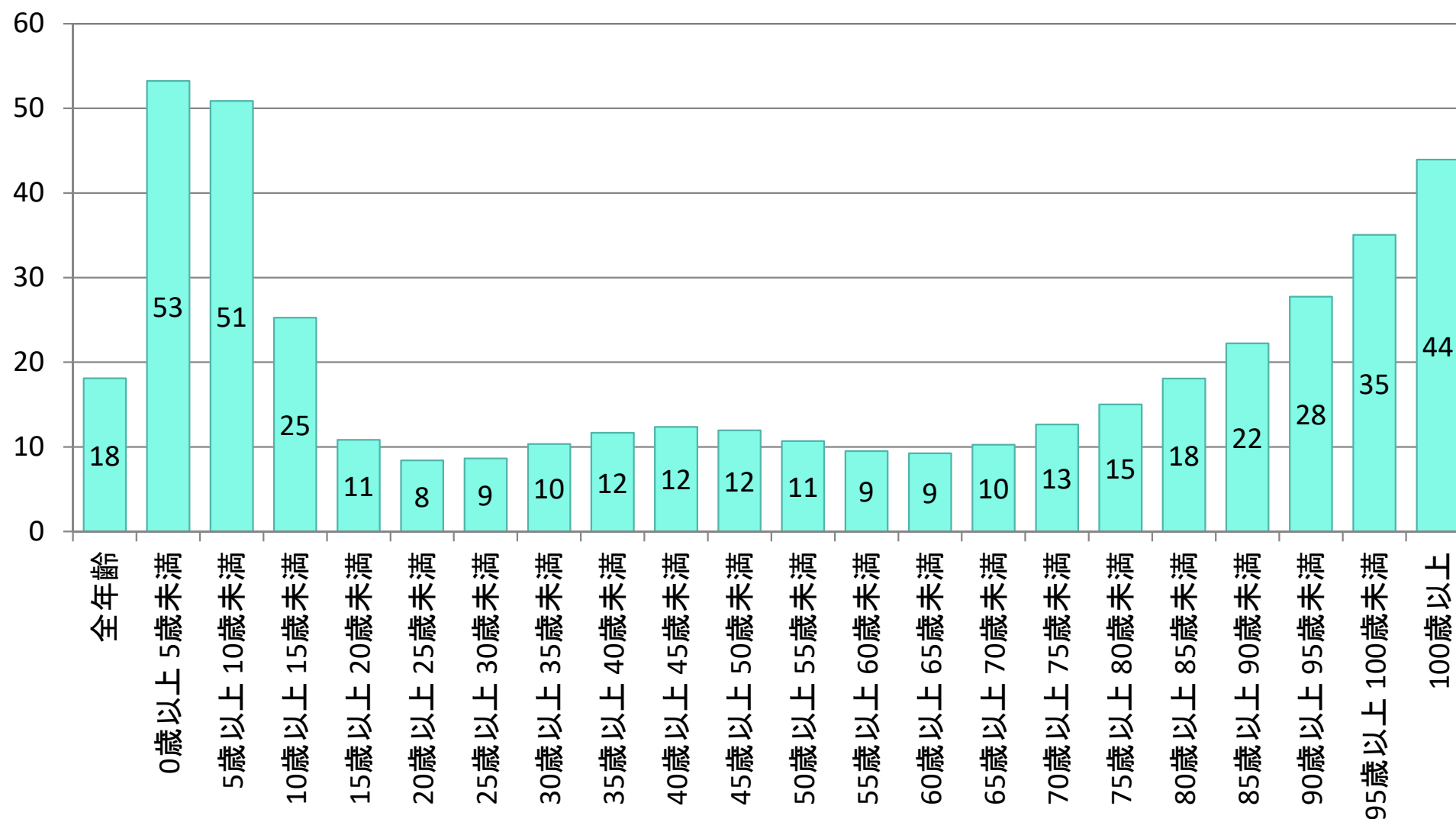
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋 1 枚当たり β 刺激薬の薬剤料（2017年度）

(円)



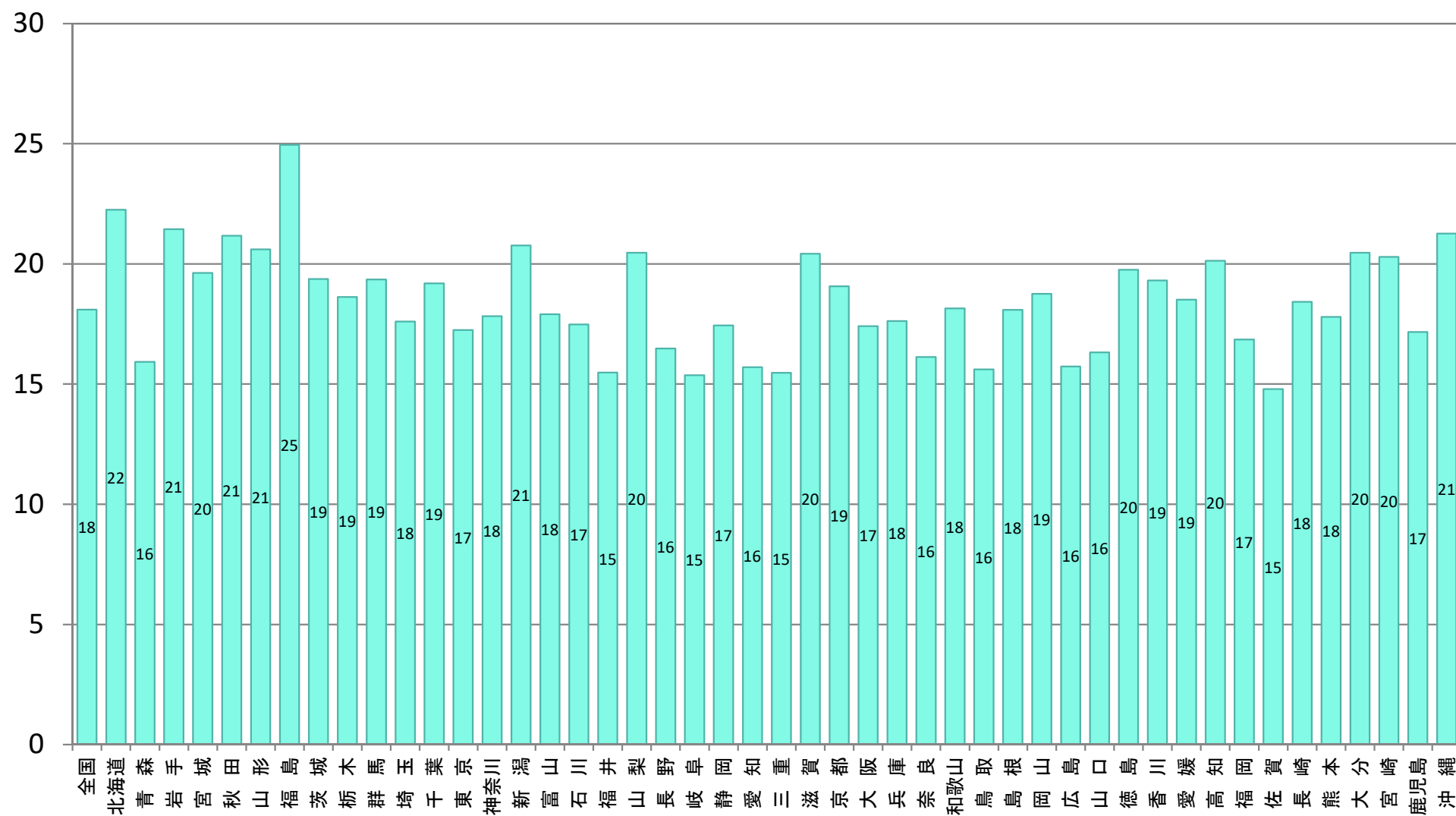
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器官用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たり β 刺激薬の薬剤料（2017年度）

(円)

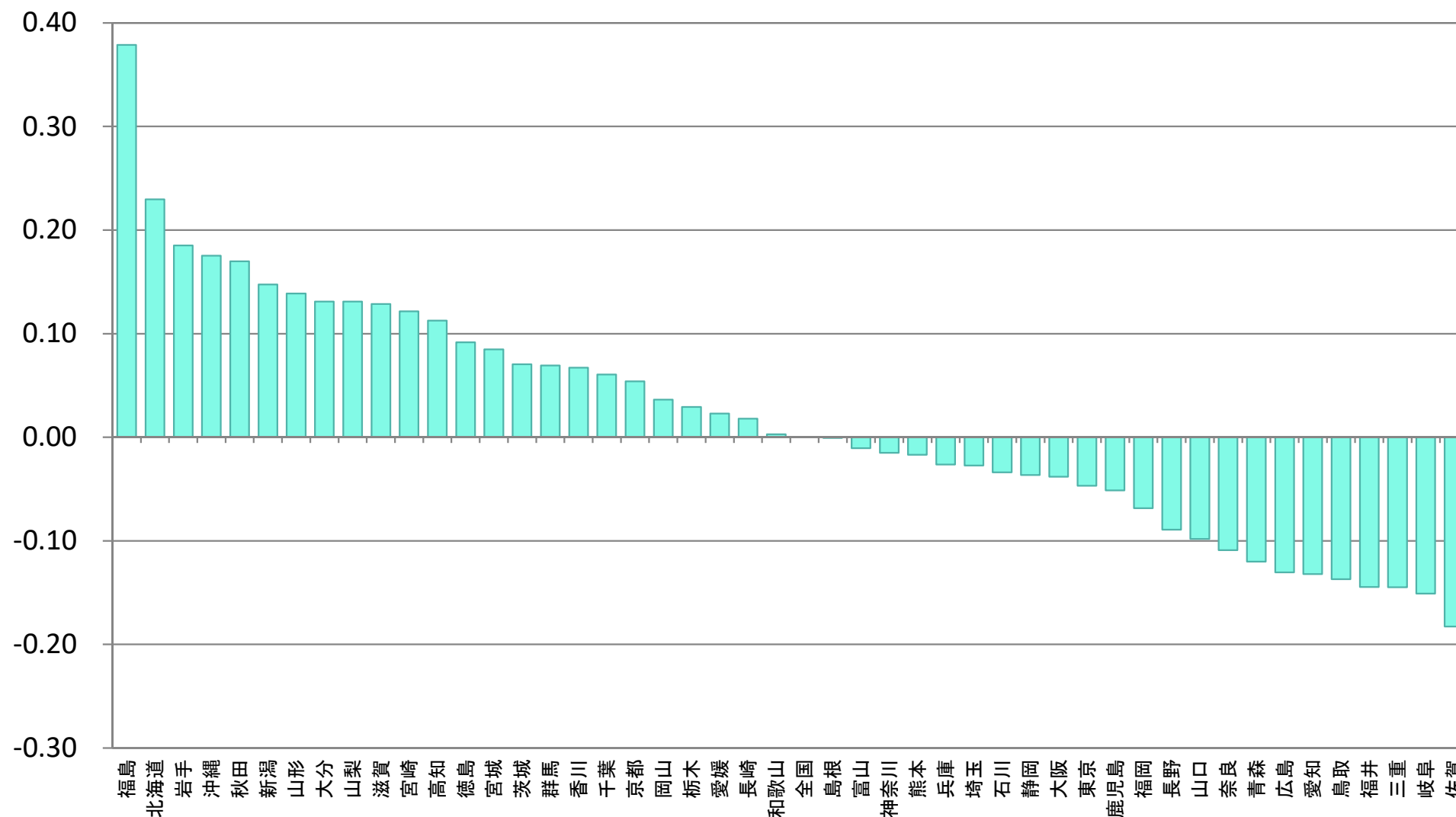


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器官用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含まれていることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり β 刺激薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



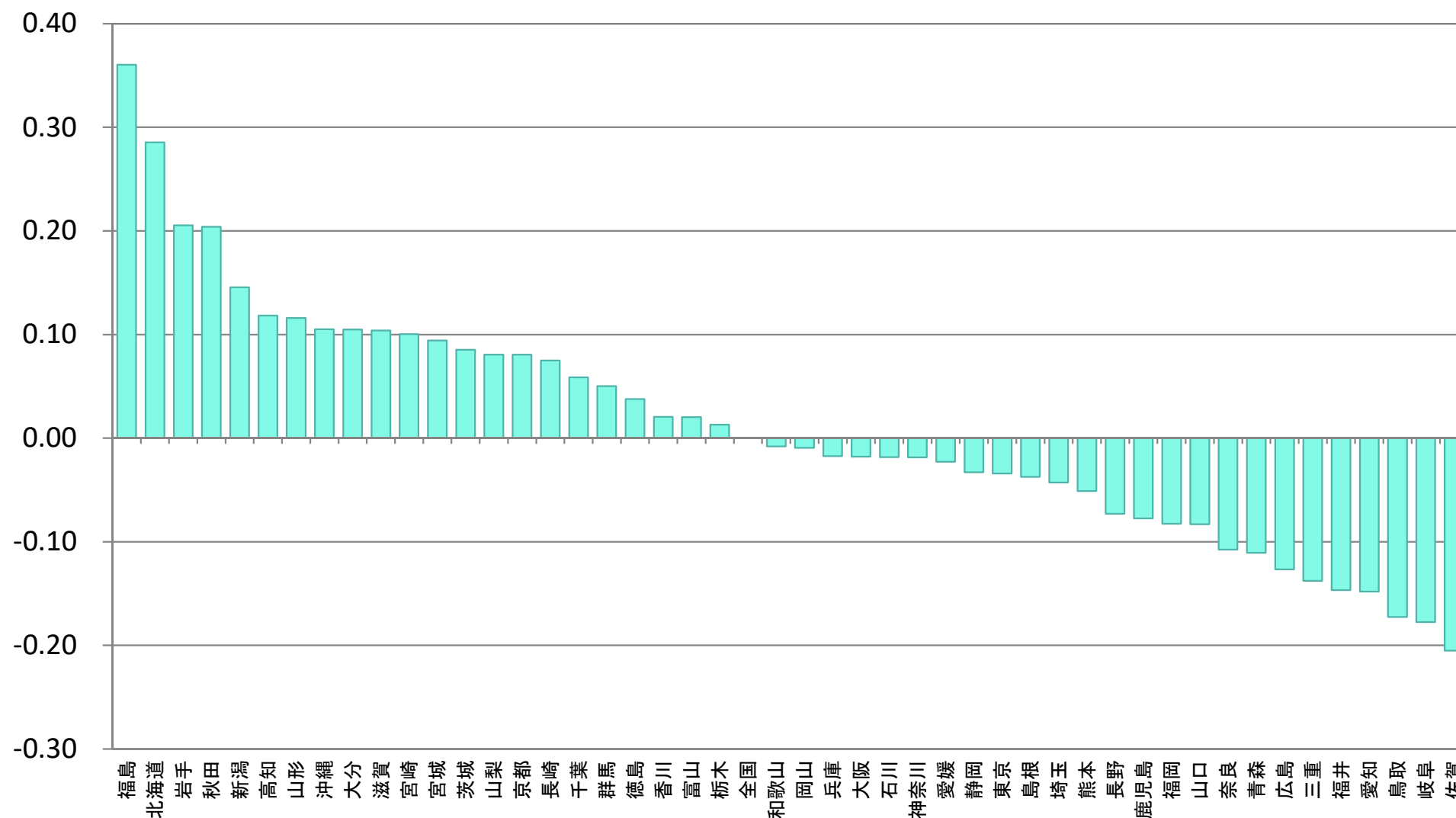
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たり β 刺激薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

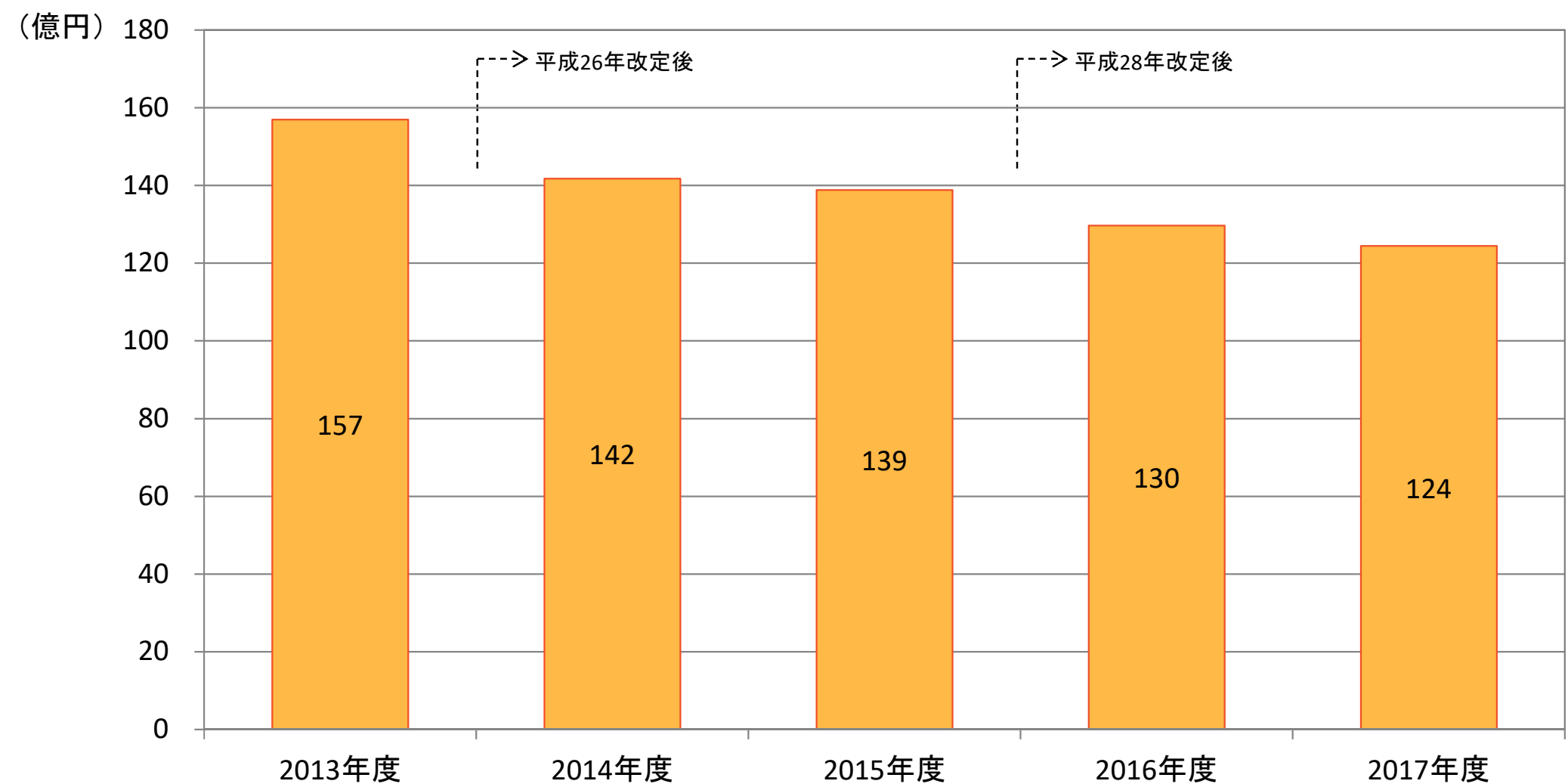
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器官用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

吸入ステロイドの薬剤料の推移

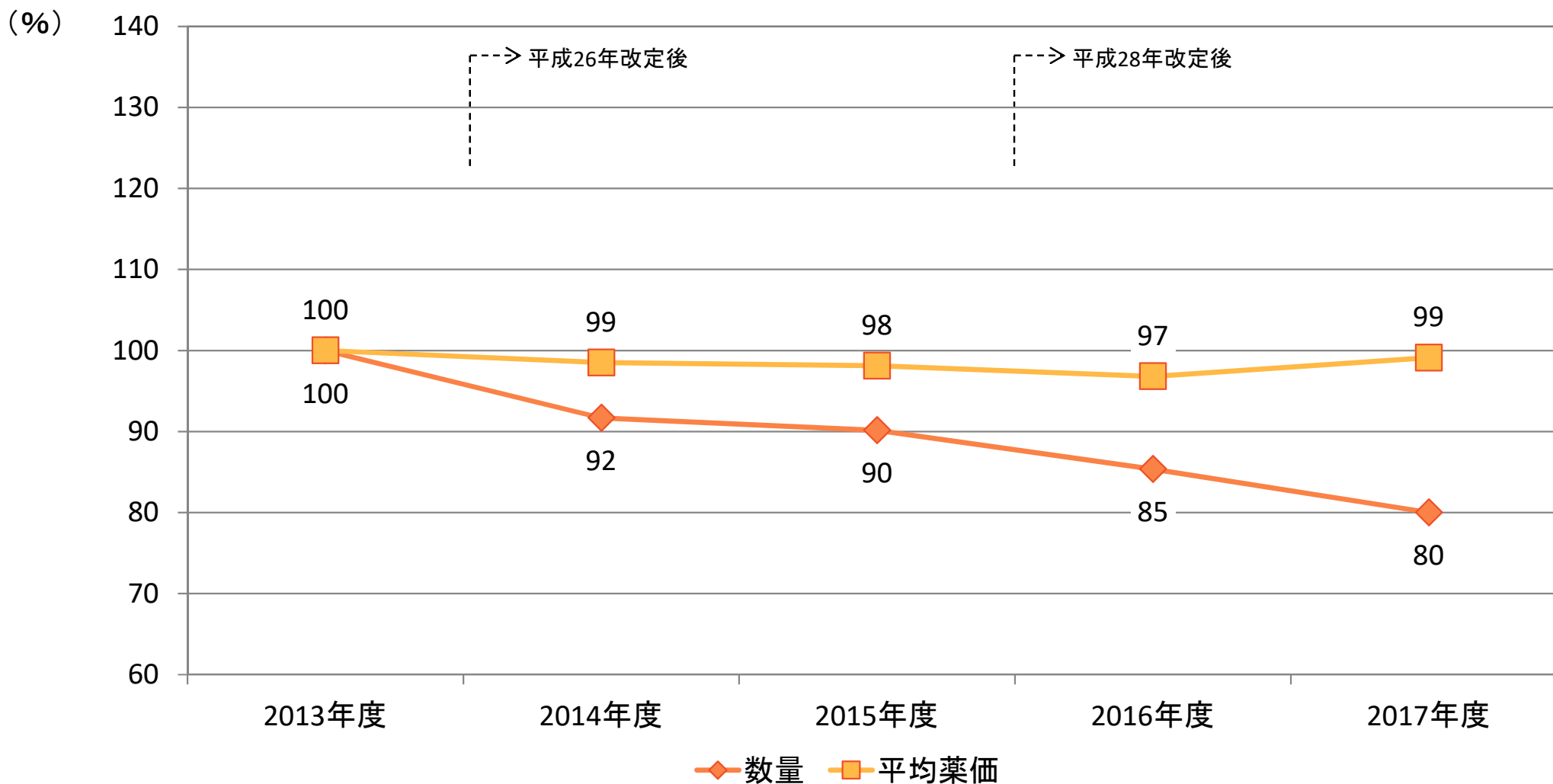
○ 2013年度以降の吸入ステロイドの薬剤料は、減少傾向にある。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

吸入ステロイドの数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降の吸入ステロイドの数量と平均薬価の推移を見ると、数量は低下傾向にあり、平均薬価はおおむね一定である。



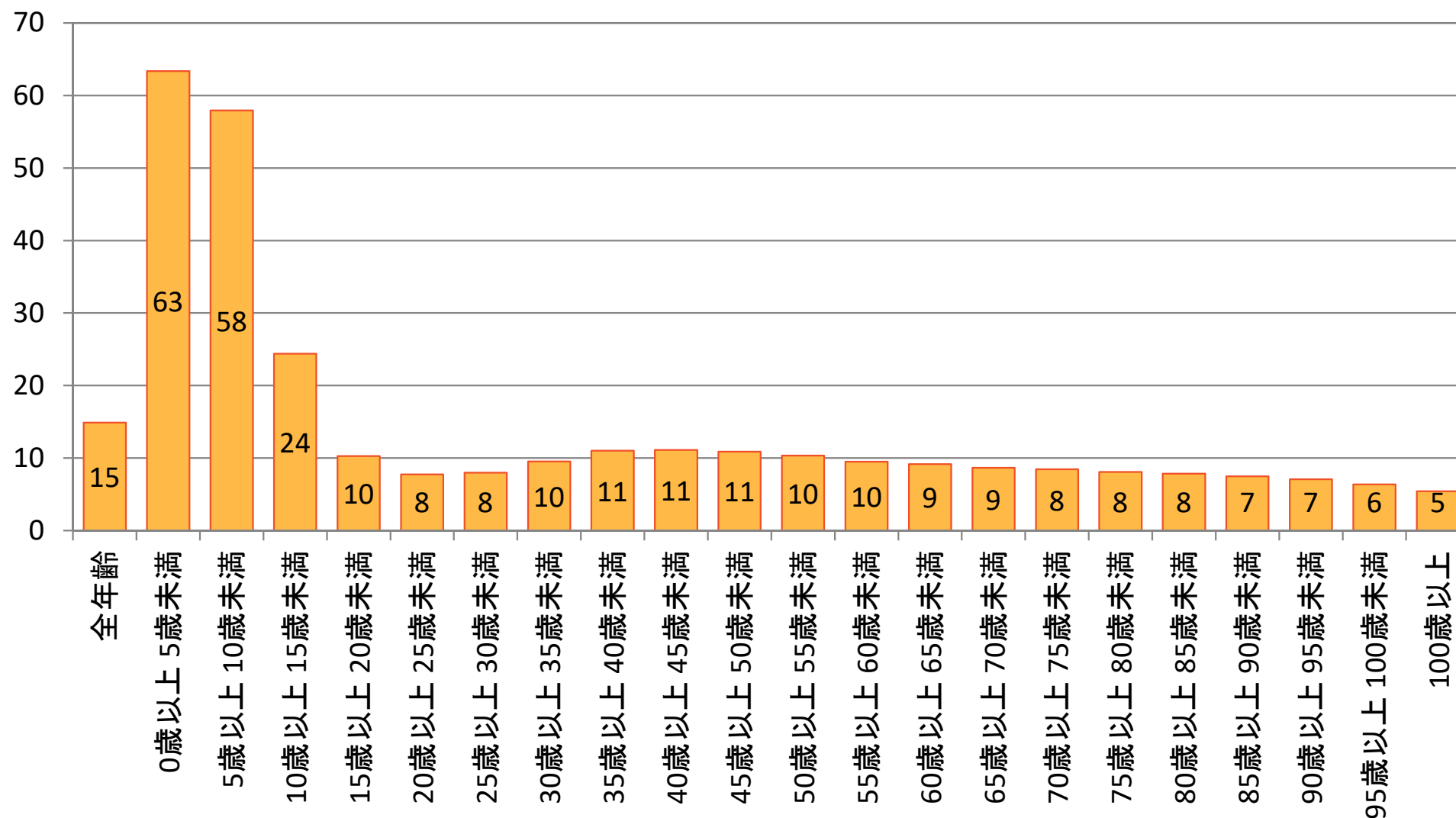
注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2)「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋 1 枚当たり吸入ステロイドの薬剤料（2017年度）

(円)



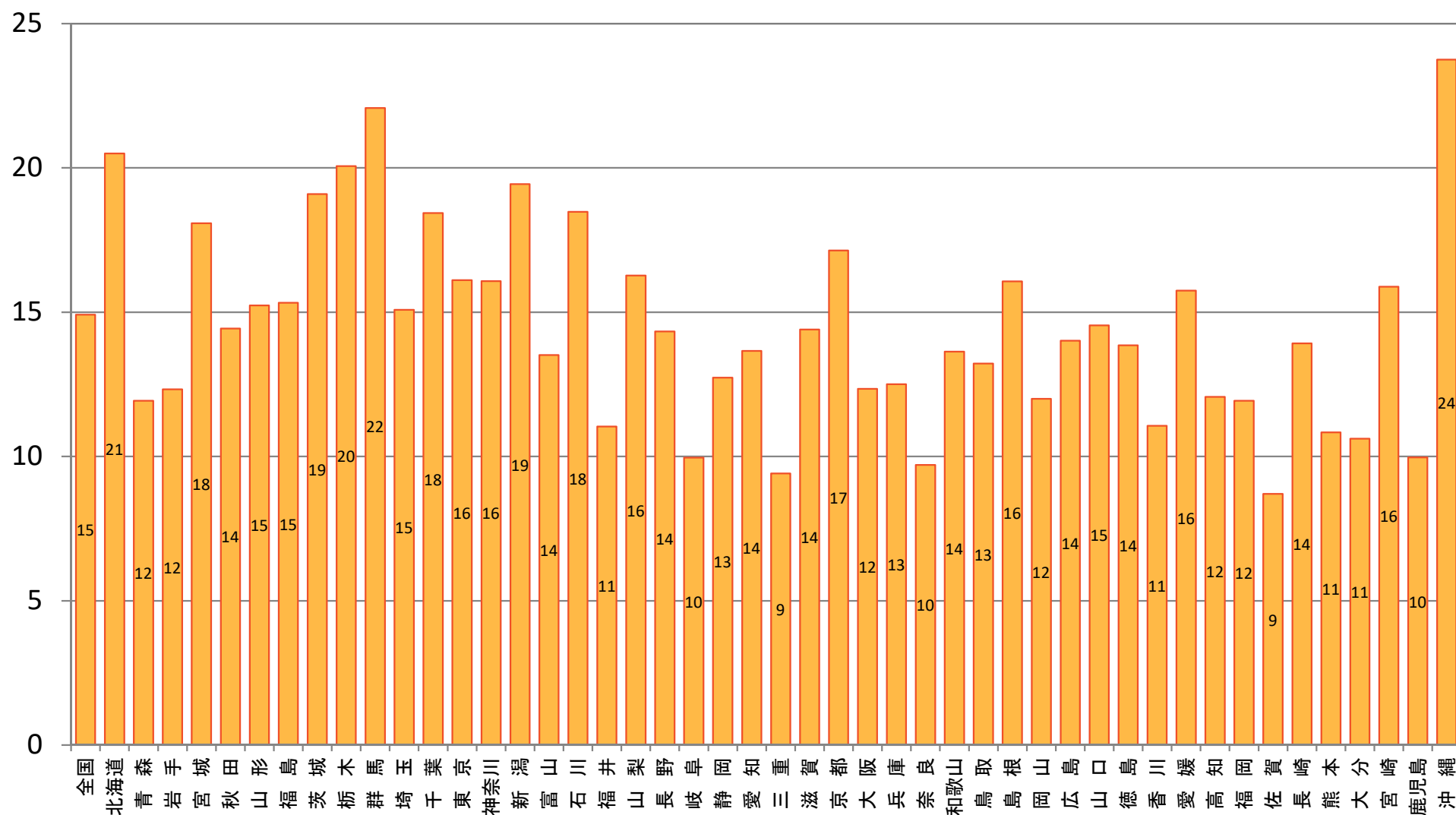
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器官用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たり吸入ステロイドの薬剤料（2017年度）

(円)

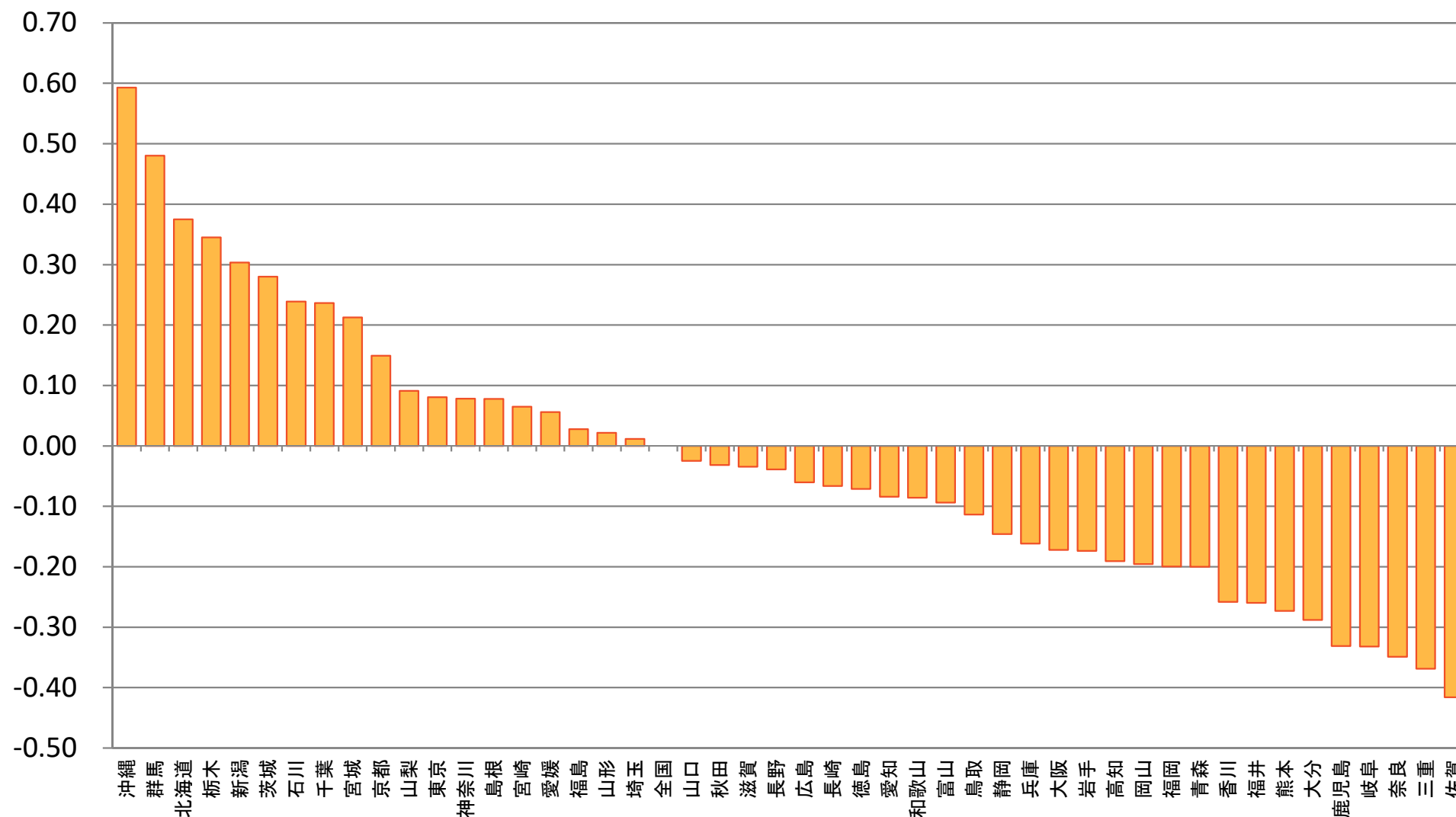


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり吸入ステロイドの 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



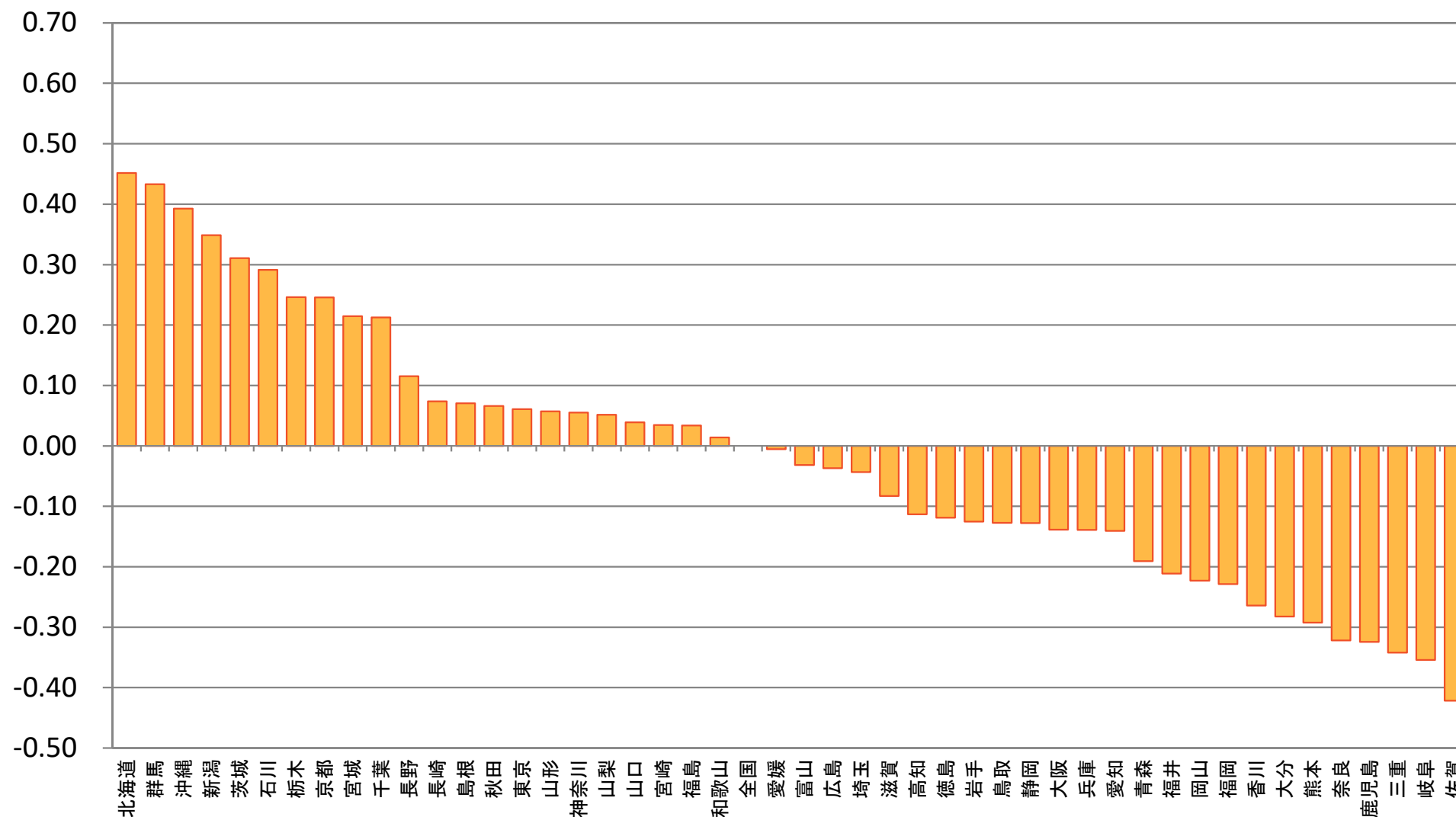
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器官用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)－1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たり吸入ステロイドの 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

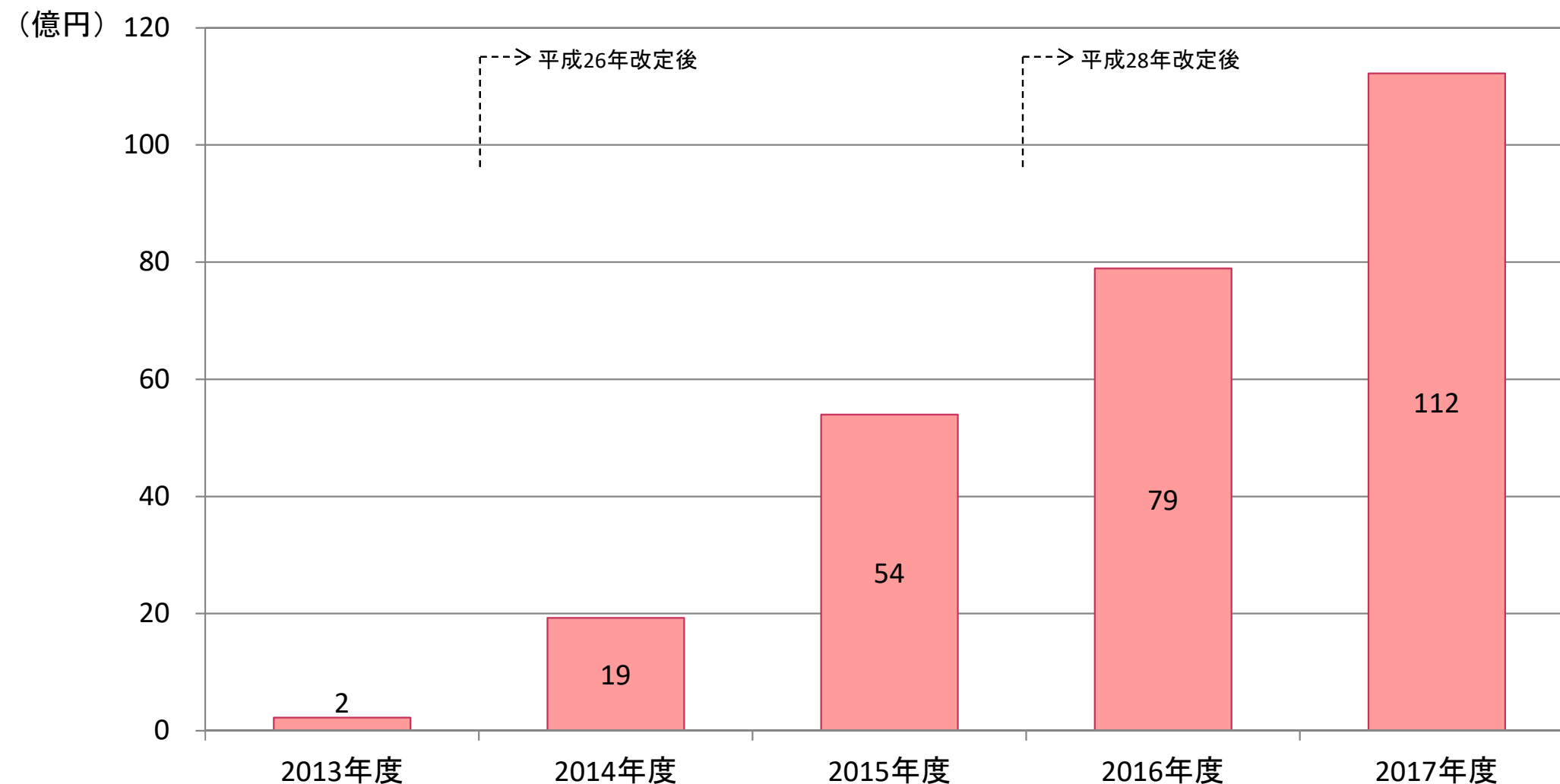
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器官用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

抗コリン薬・ β 刺激薬配合剤の薬剤料の推移

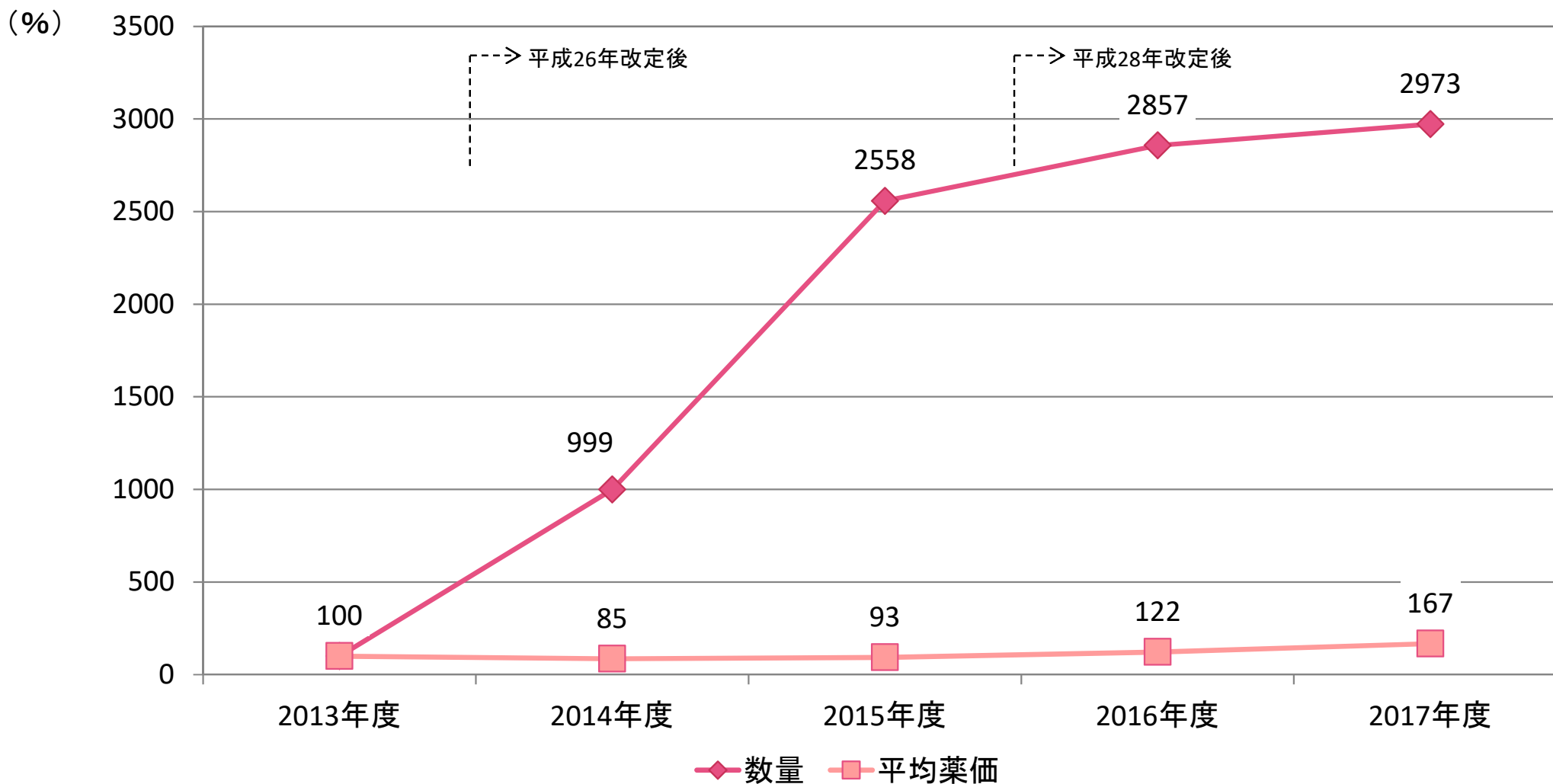
○ 2013年度以降の抗コリン薬・ β 刺激薬配合剤の薬剤料は、増加傾向にある。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

抗コリン薬・ β 刺激薬配合剤の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降の抗コリン薬・ β 刺激薬配合剤の数量と平均薬価の推移を見ると、数量は上昇傾向にあり、平均薬価は2014年度以降は上昇傾向にある。



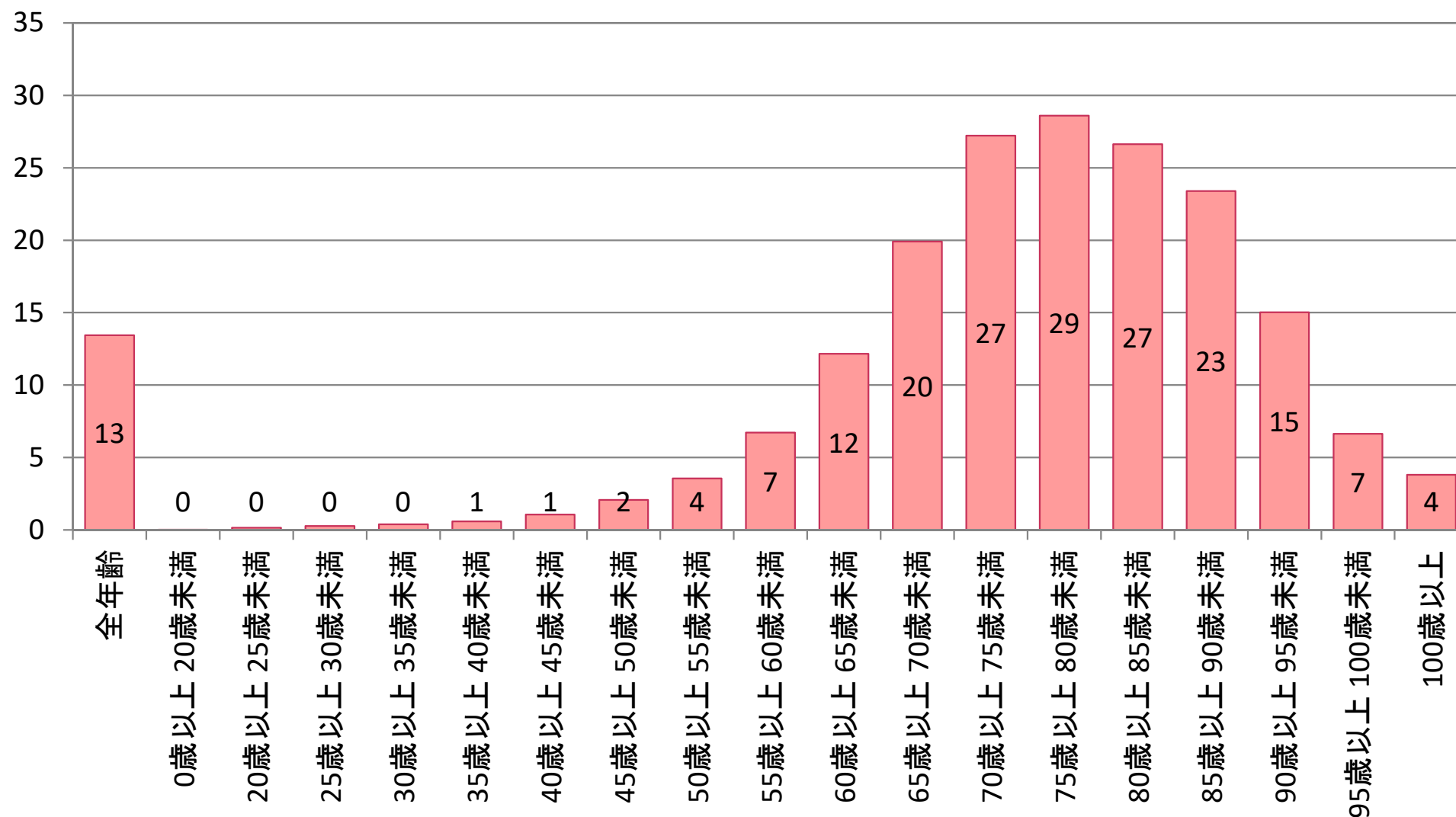
注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2)「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋 1 枚当たり 抗コリン薬・ β 刺激薬配合剤の薬剤料（2017年度）

（円）



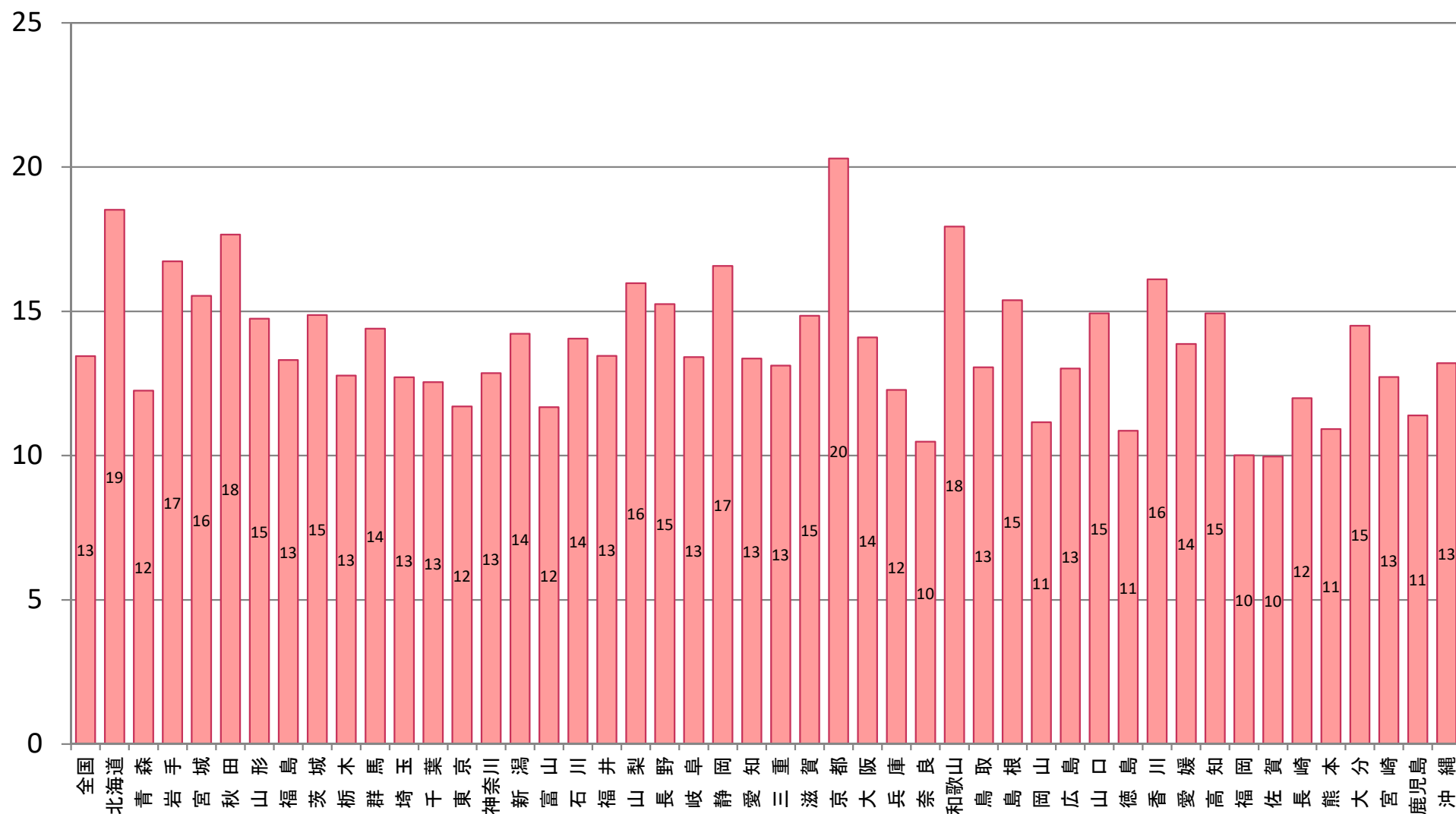
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器官用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たり 抗コリン薬・ β 刺激薬配合剤の薬剤料（2017年度）

（円）

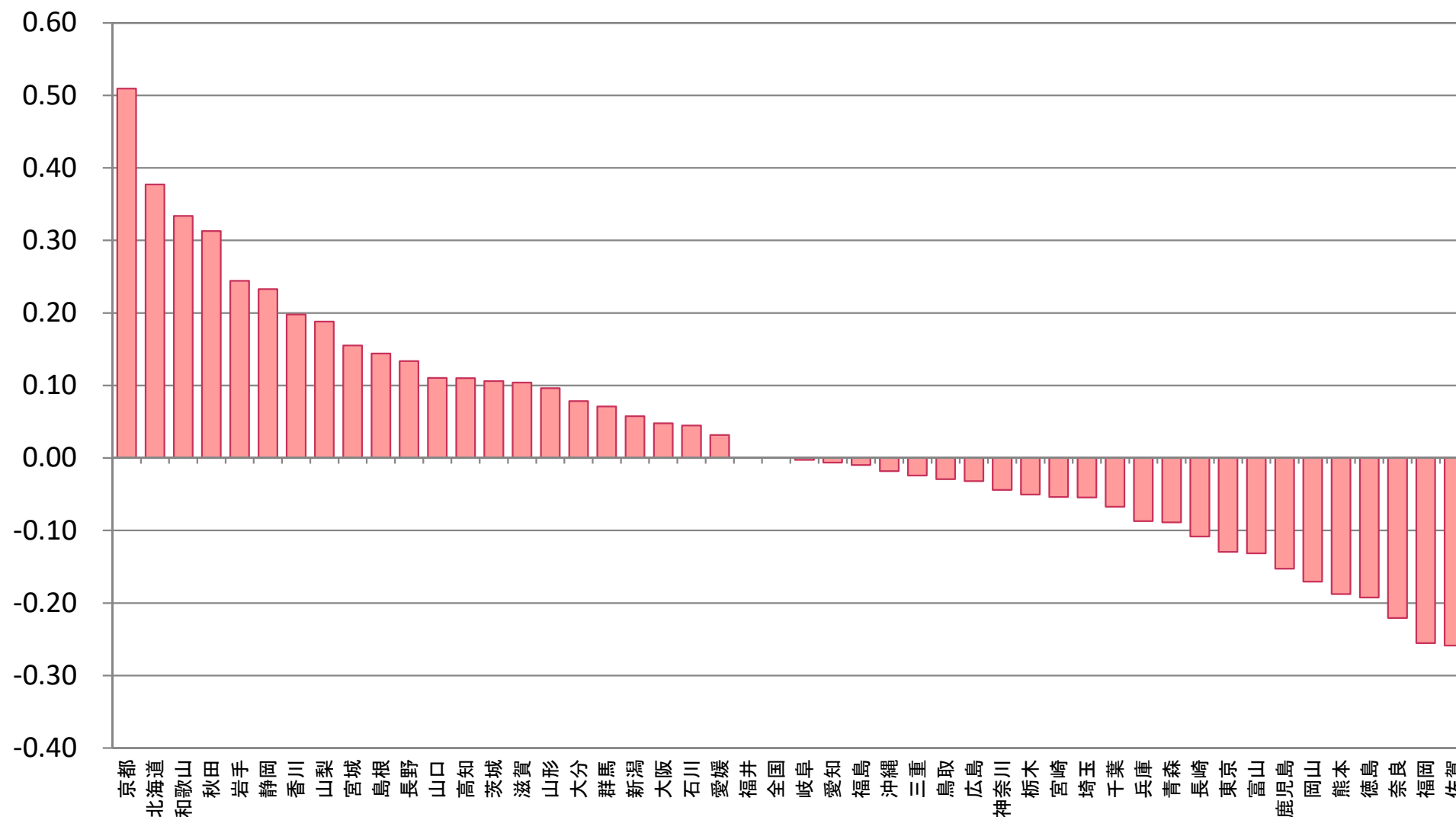


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含まれていることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり抗コリン薬・ β 刺激薬配合剤の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



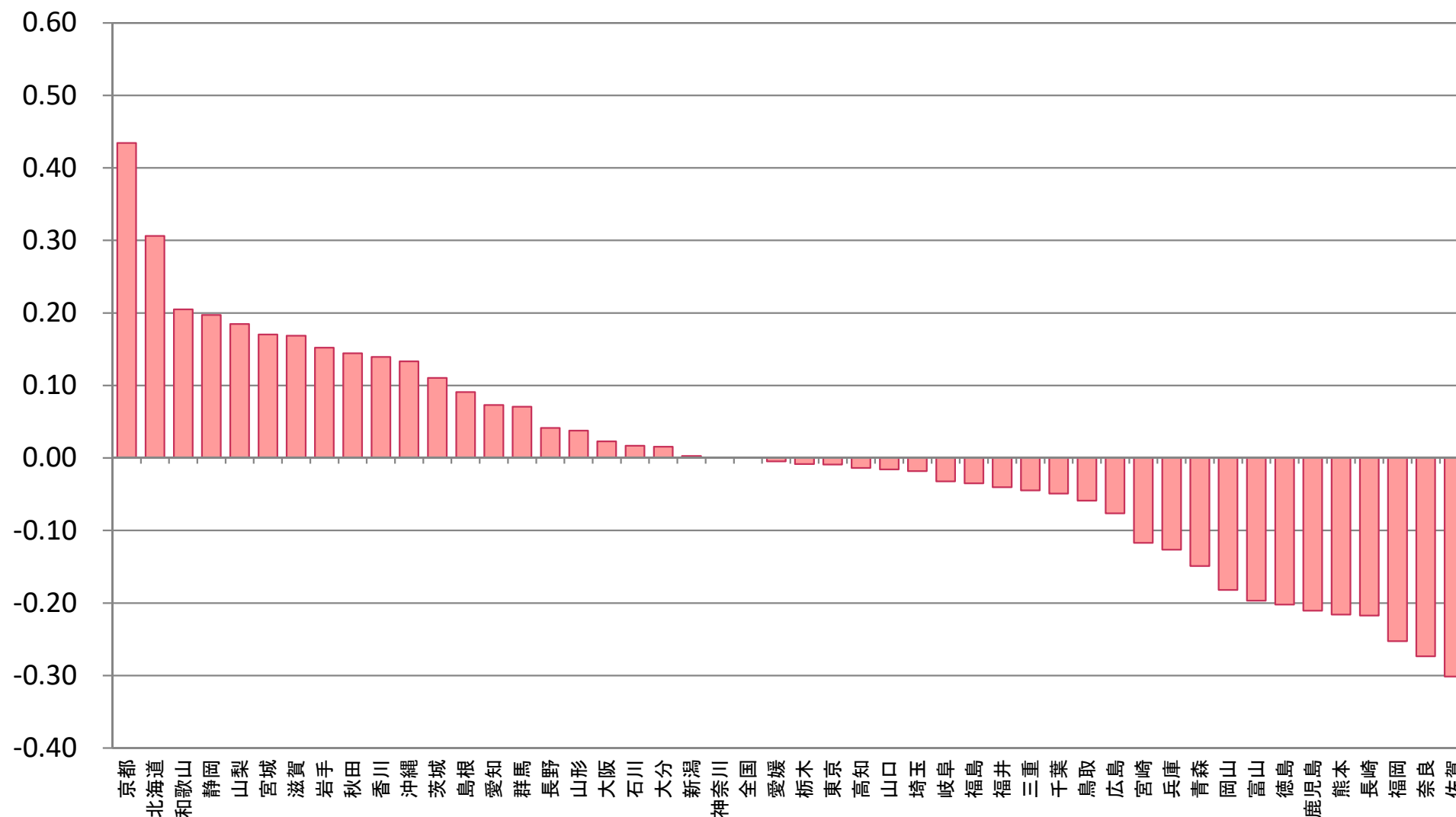
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器官用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)－1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たり抗コリン薬・ β 刺激薬配合剤の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

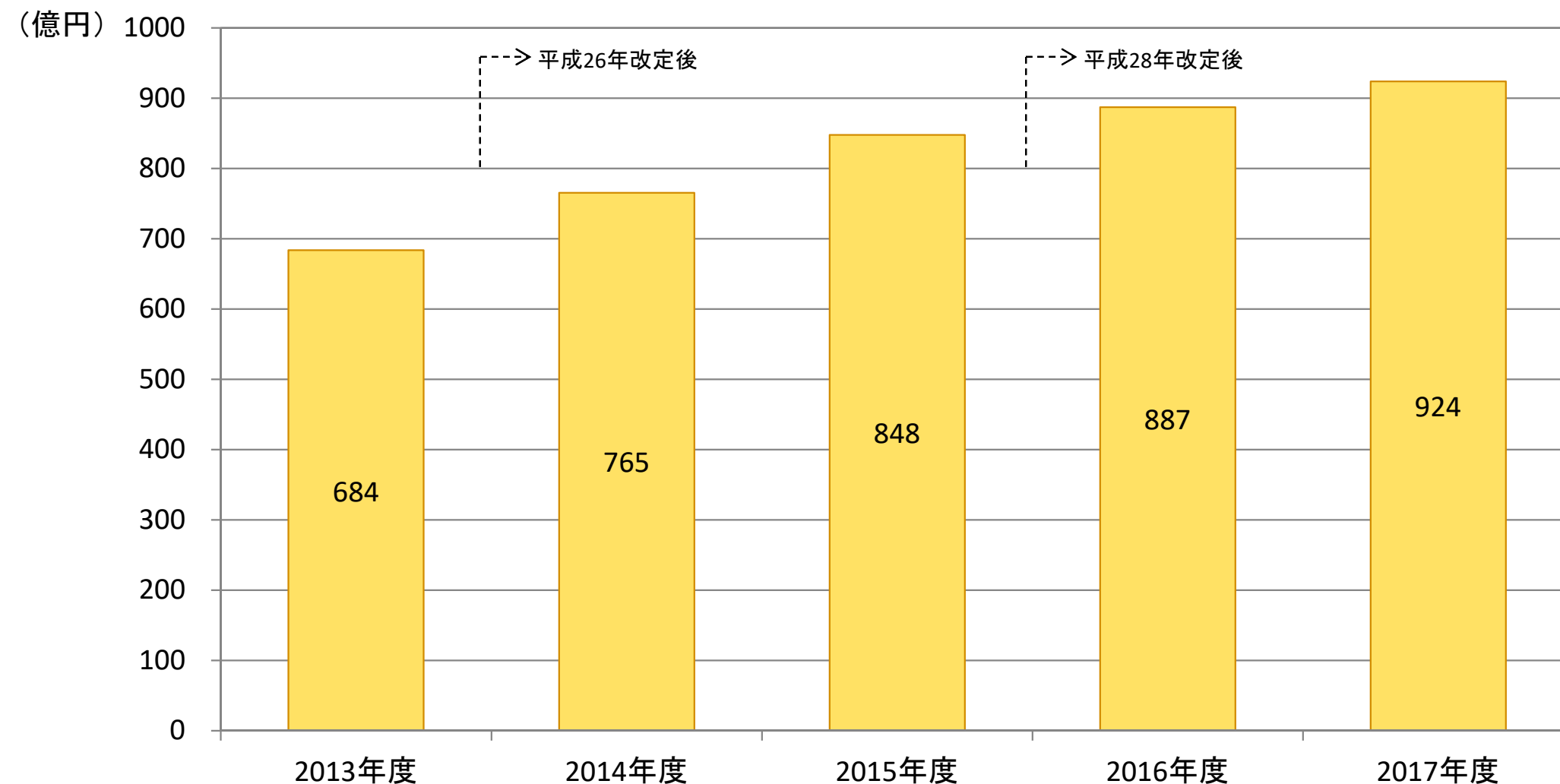
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器官用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

吸入ステロイド・ β 刺激薬配合剤の薬剤料の推移

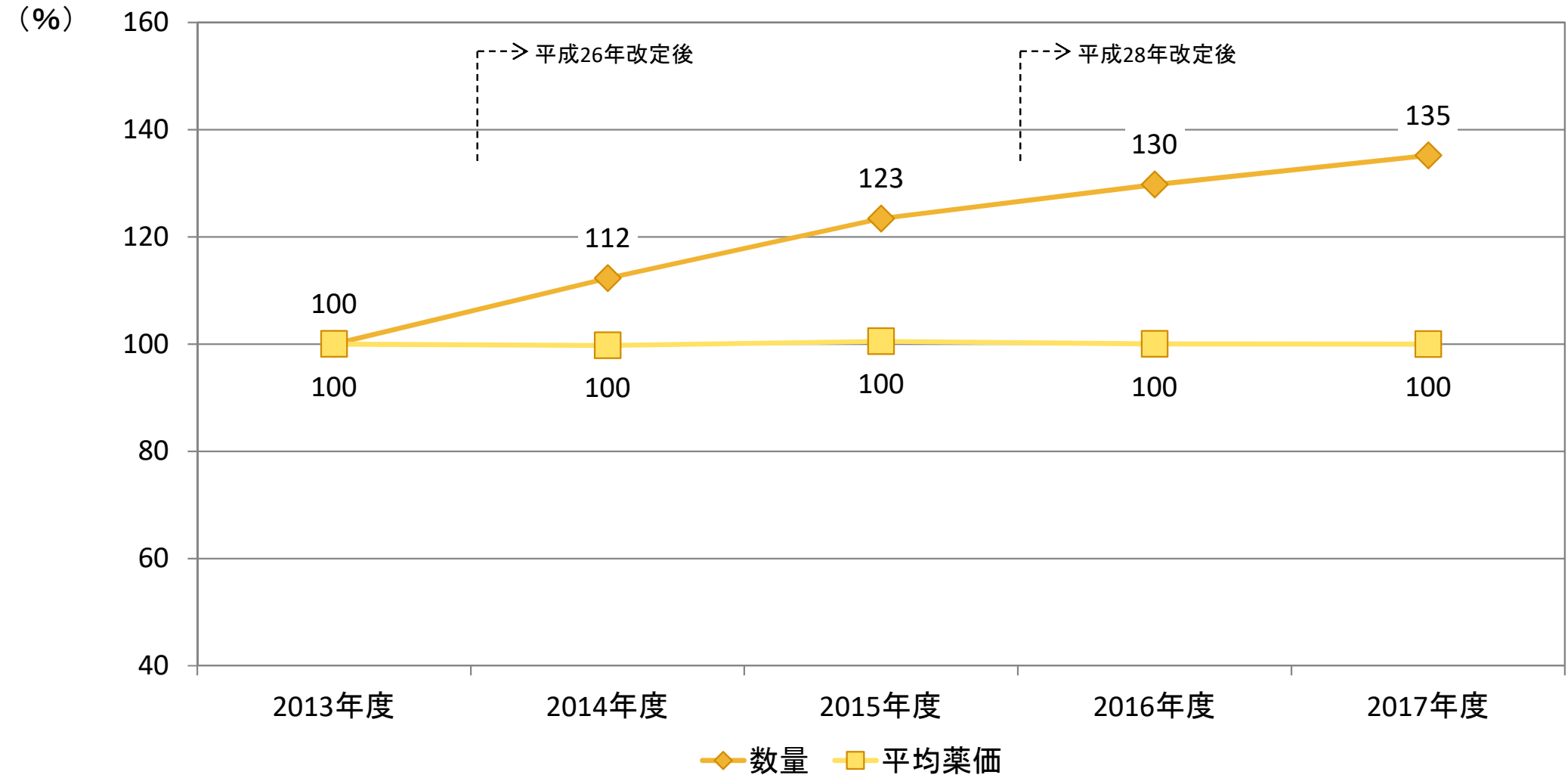
○ 2013年度以降の吸入ステロイド・ β 刺激薬配合剤の薬剤料は、増加傾向にある。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

吸入ステロイド・ β 刺激薬配合剤の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降の吸入ステロイド・ β 刺激薬配合剤の数量と平均薬価の推移を見ると、数量は上昇傾向にあるが、平均薬価はおおむね一定である。



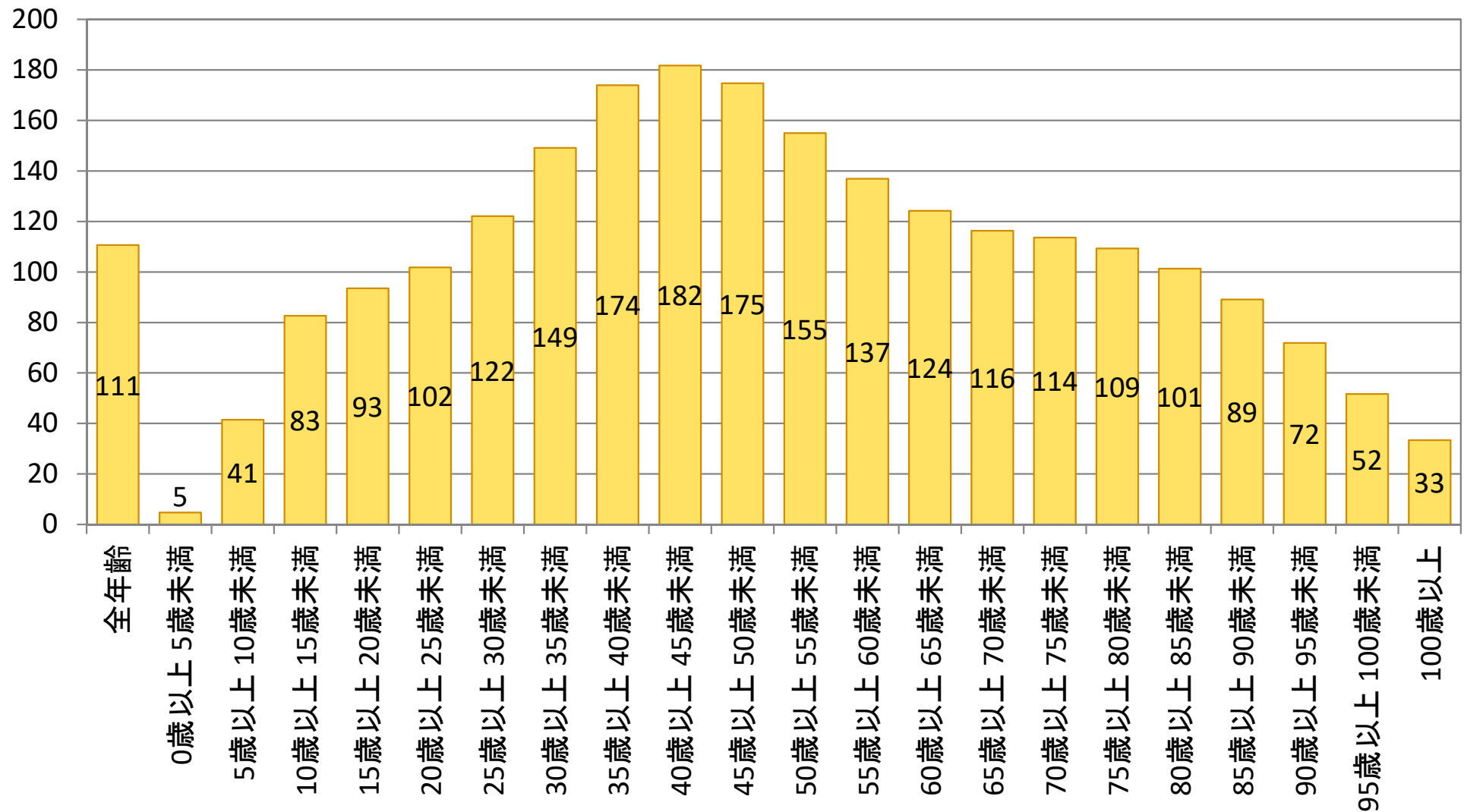
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋 1 枚当たり 吸入ステロイド・ β 刺激薬配合剤の薬剤料（2017年度）

（円）



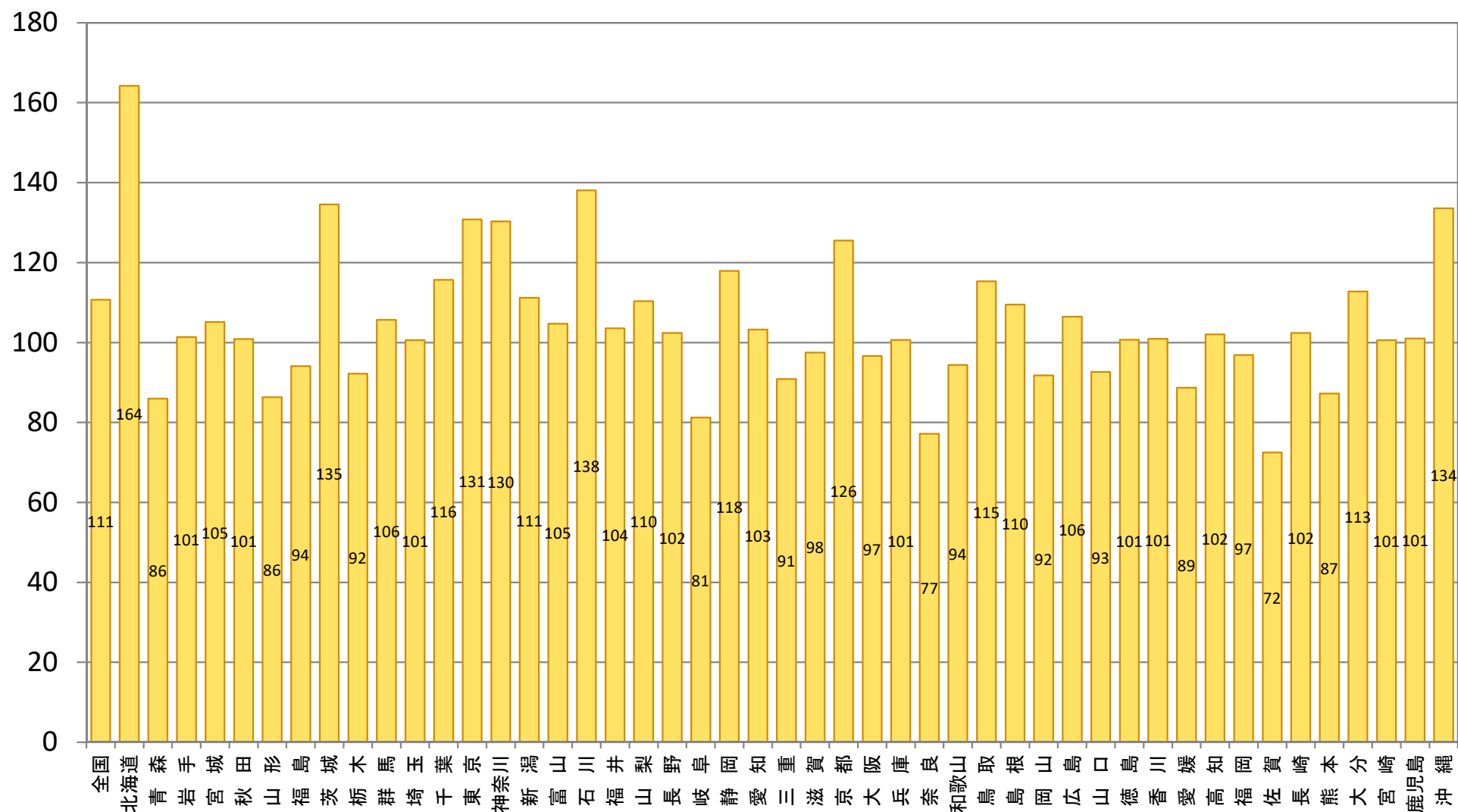
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器官用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たり 吸入ステロイド・ β 刺激薬配合剤の薬剤料（2017年度）

（円）

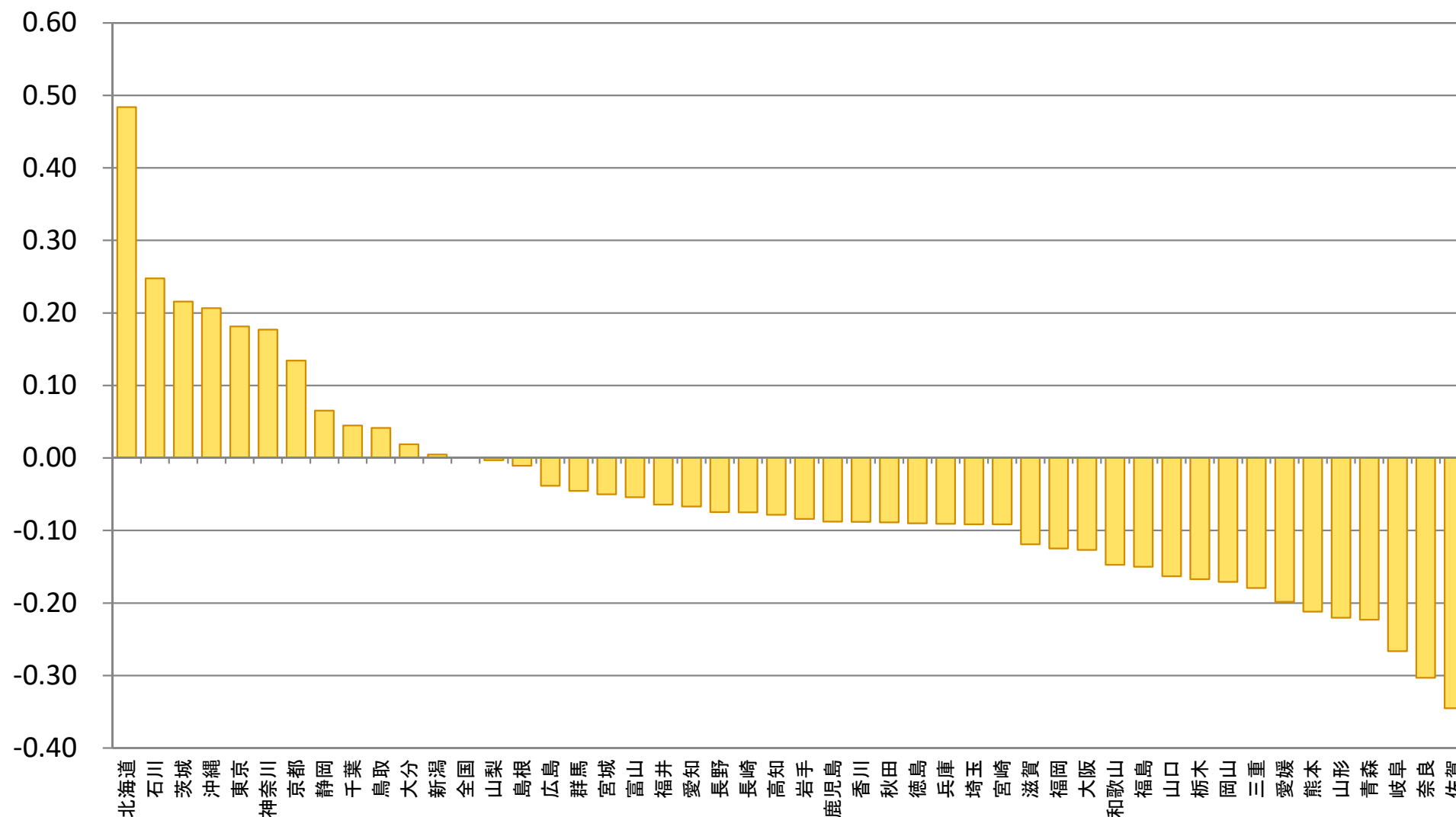


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器官用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含まれていることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり吸入ステロイド・ β 刺激薬配合剤の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



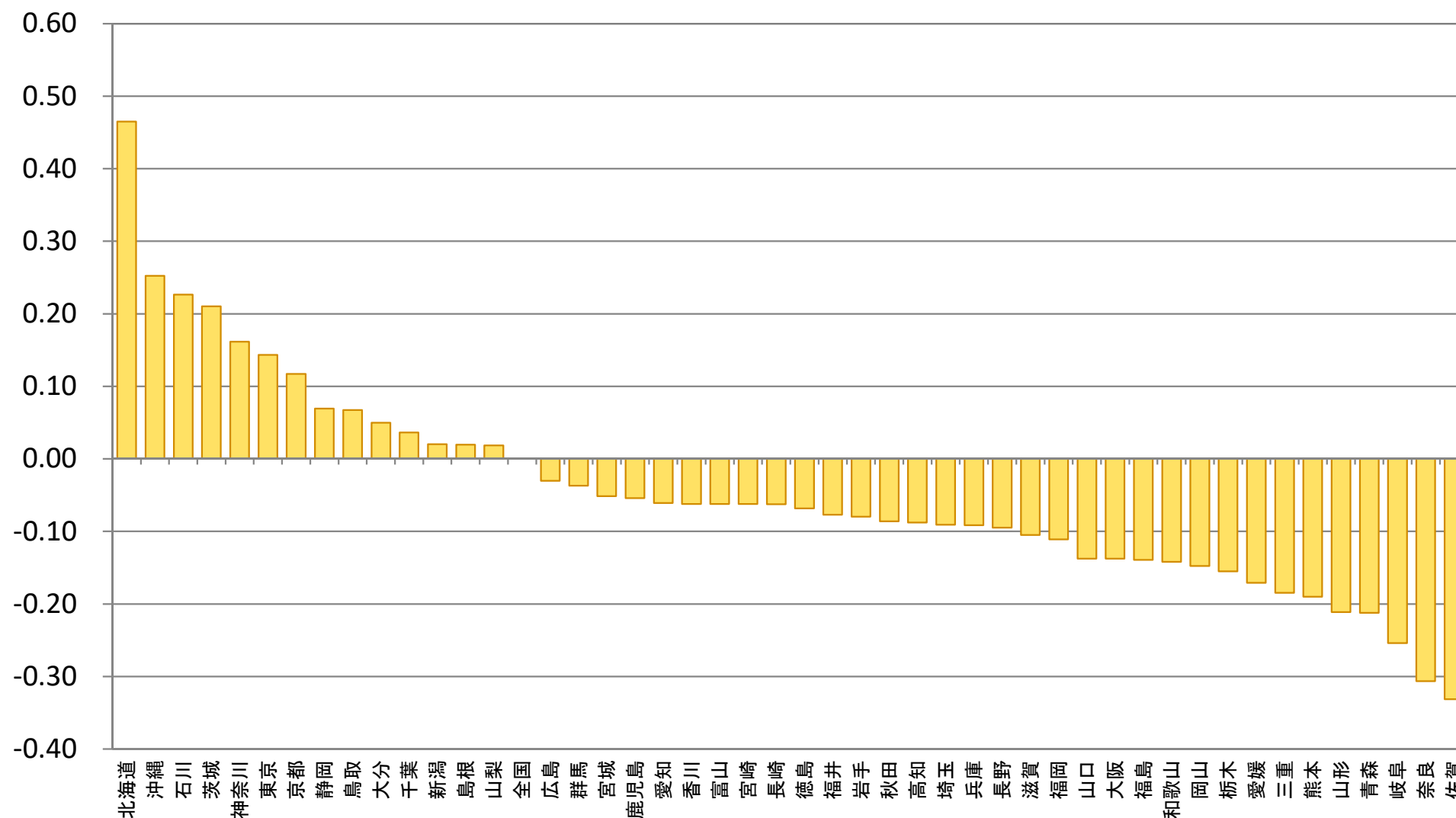
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器官用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たり吸入ステロイド・ β 刺激薬配合剤の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

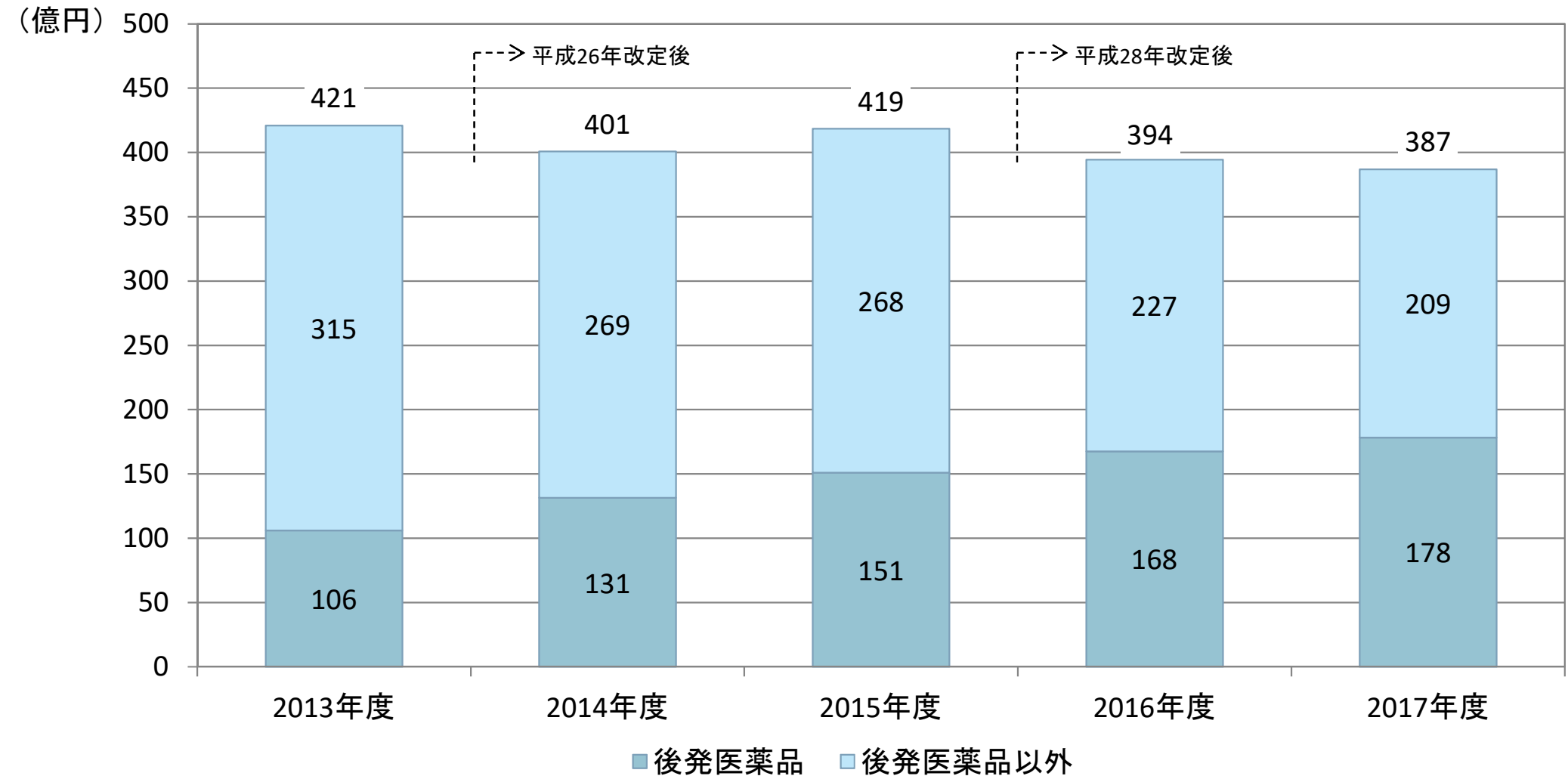
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器官用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

鎮咳・去痰剤の薬剤料の推移

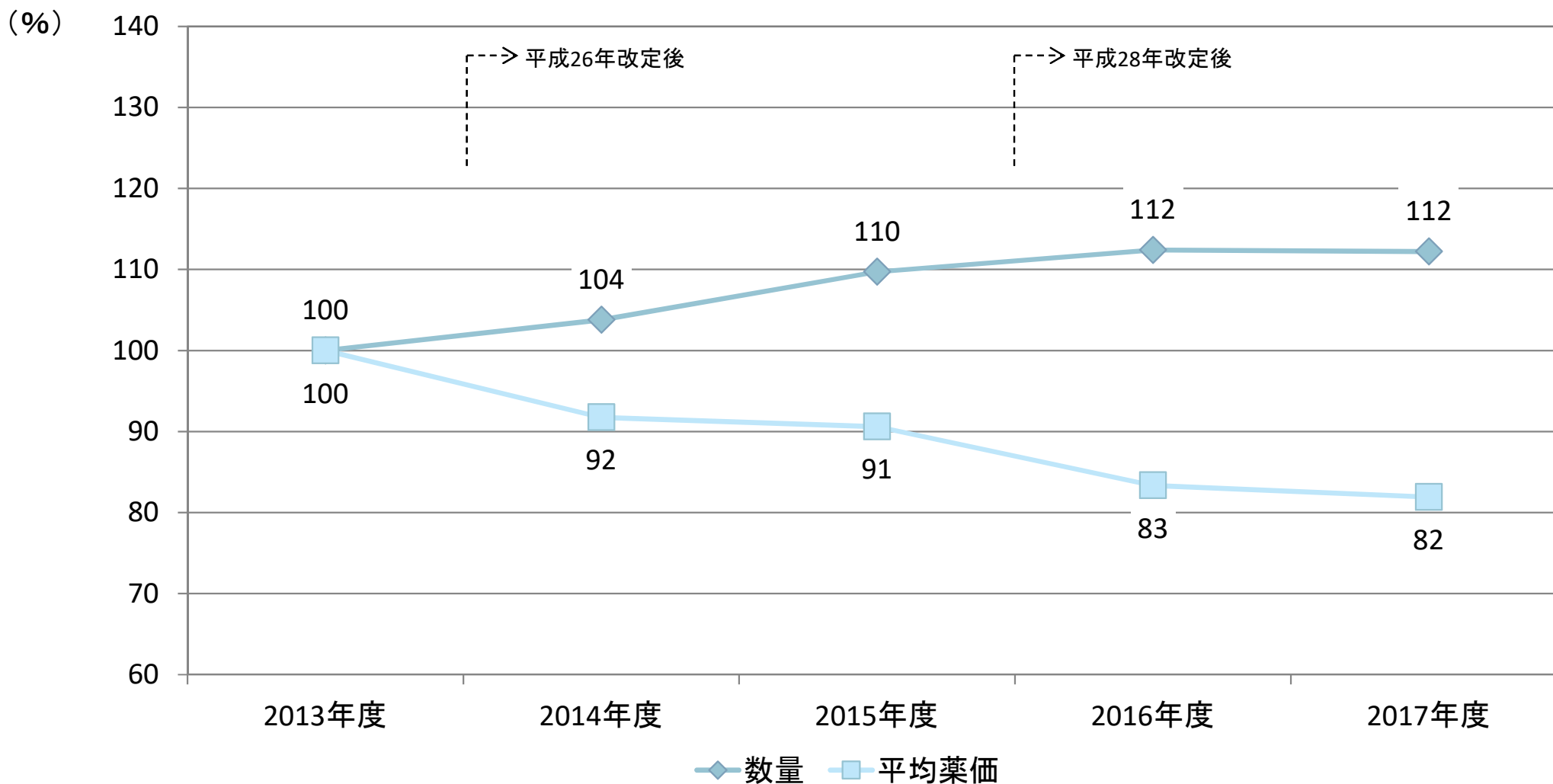
○ 2013年度以降の鎮咳・去痰剤の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品は増加傾向にあり、全体としては上下している。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

鎮咳・去痰剤の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降の鎮咳・去痰剤の数量と平均薬価の推移を見ると、数量は上昇傾向から横ばい、平均薬価は低下傾向にある。



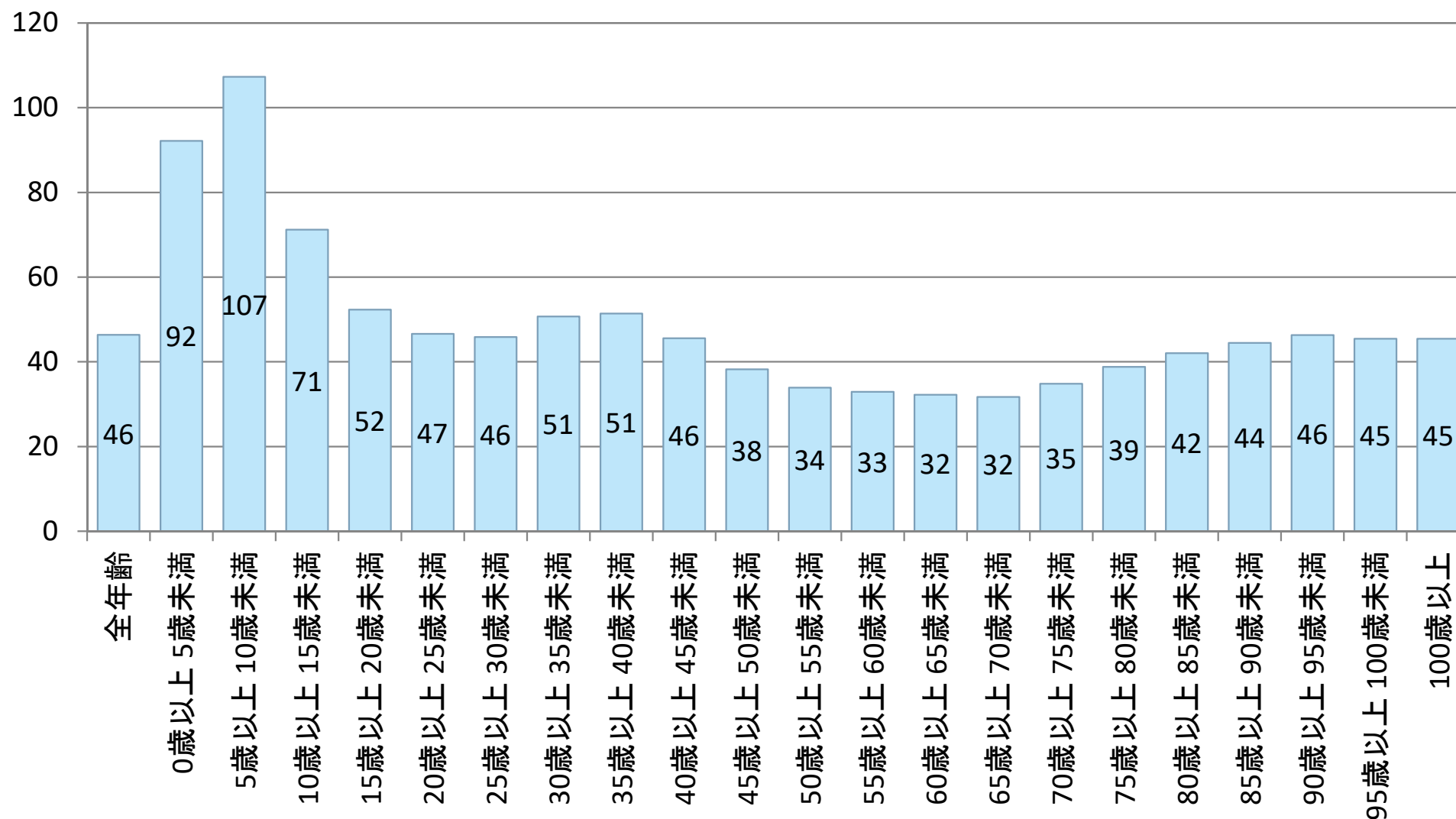
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋1枚当たり鎮咳・去痰剤の薬剤料（2017年度）

（円）



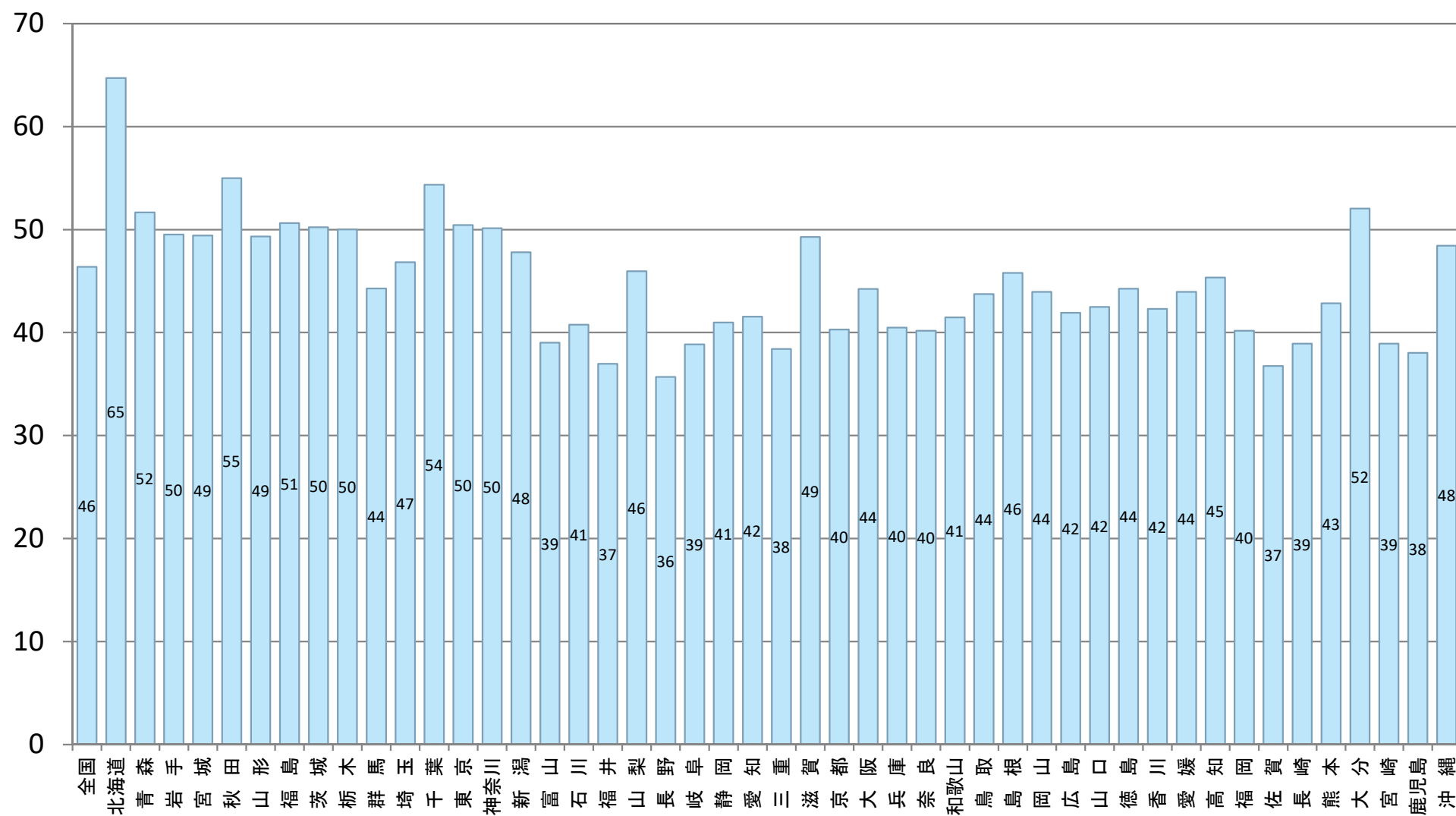
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器官用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含まれていることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たり鎮咳・去痰剤の薬剤料（2017年度）

(円)

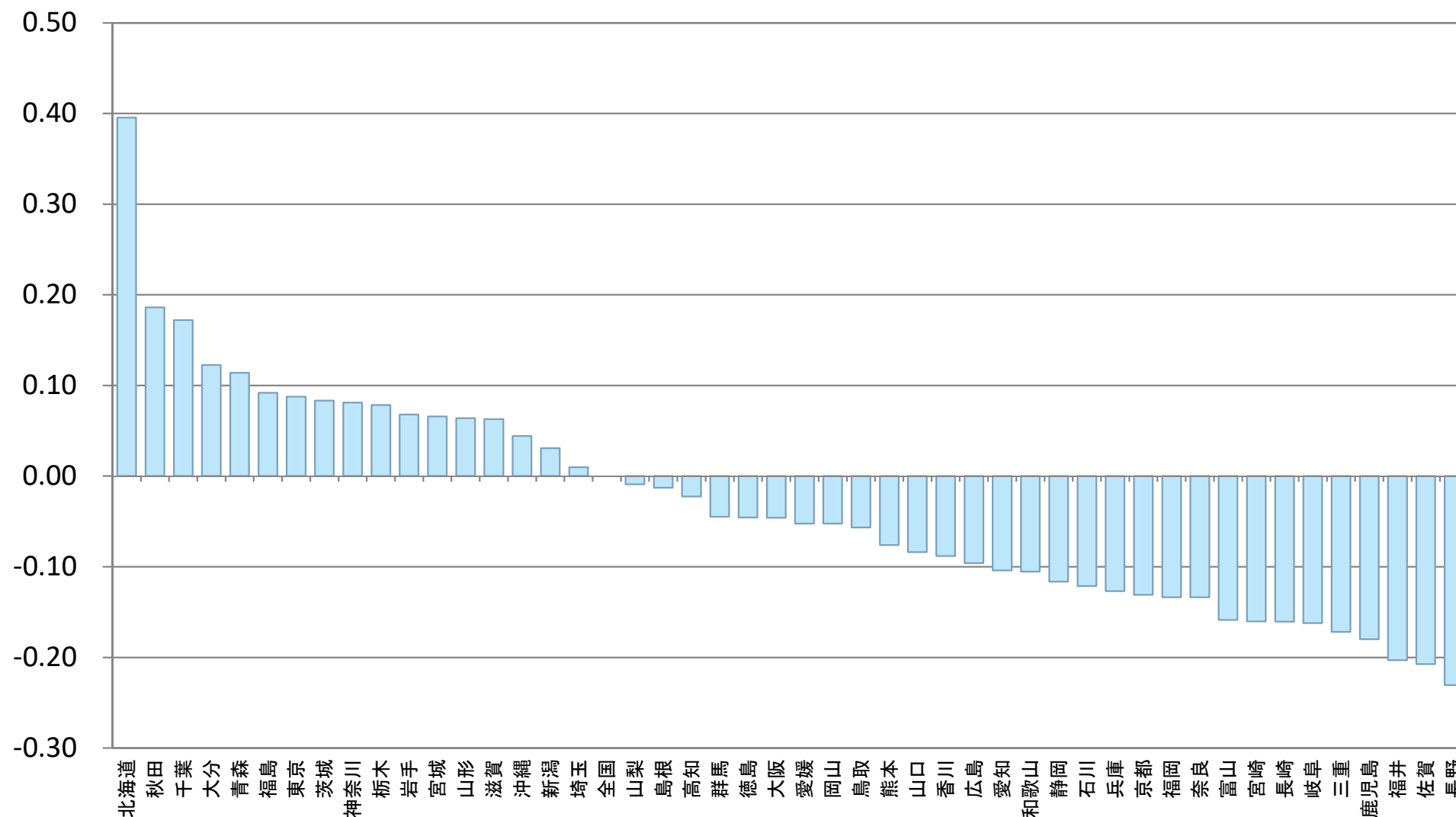


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含まれていることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり鎮咳・去痰剤の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



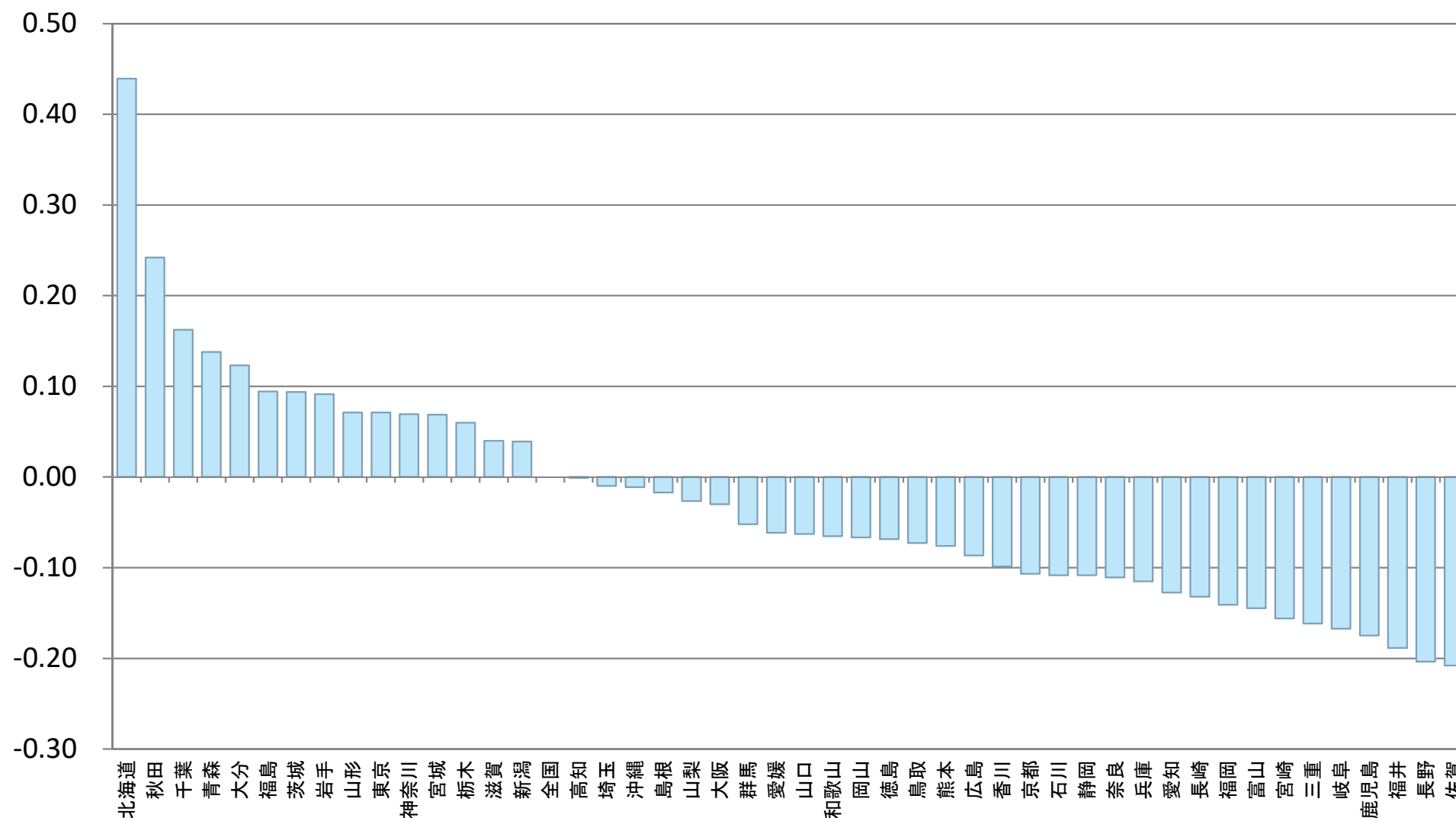
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)－1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たり鎮咳・去痰剤の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

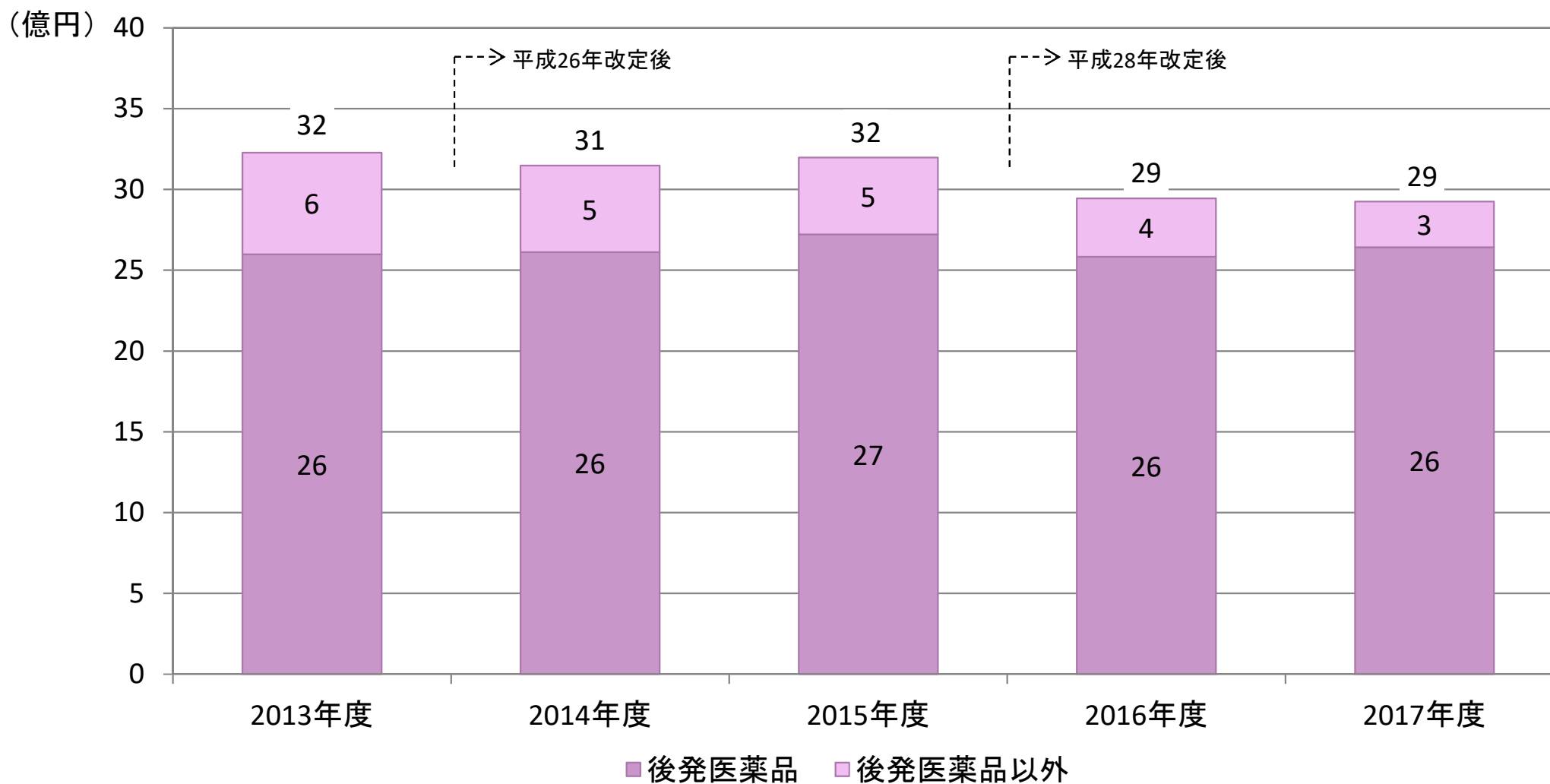
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

含嗽剤の薬剤料の推移

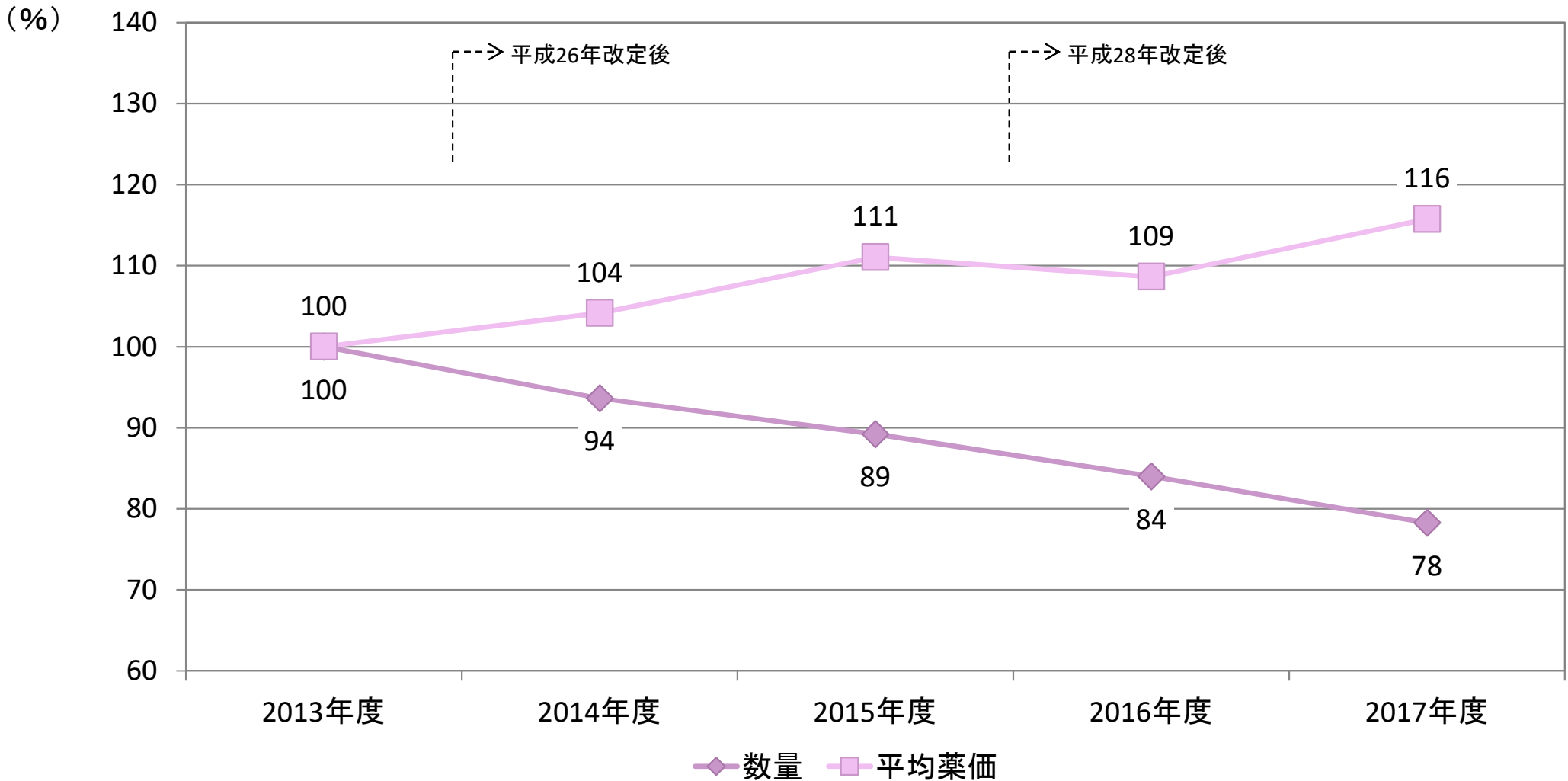
○ 2013年度以降の含嗽剤の薬剤料を見ると、横ばいからやや減少傾向にある。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

含嗽剤の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降の含嗽剤の数量と平均薬価の推移を見ると、数量は低下傾向にあるが、平均薬価はやや上昇傾向にある。



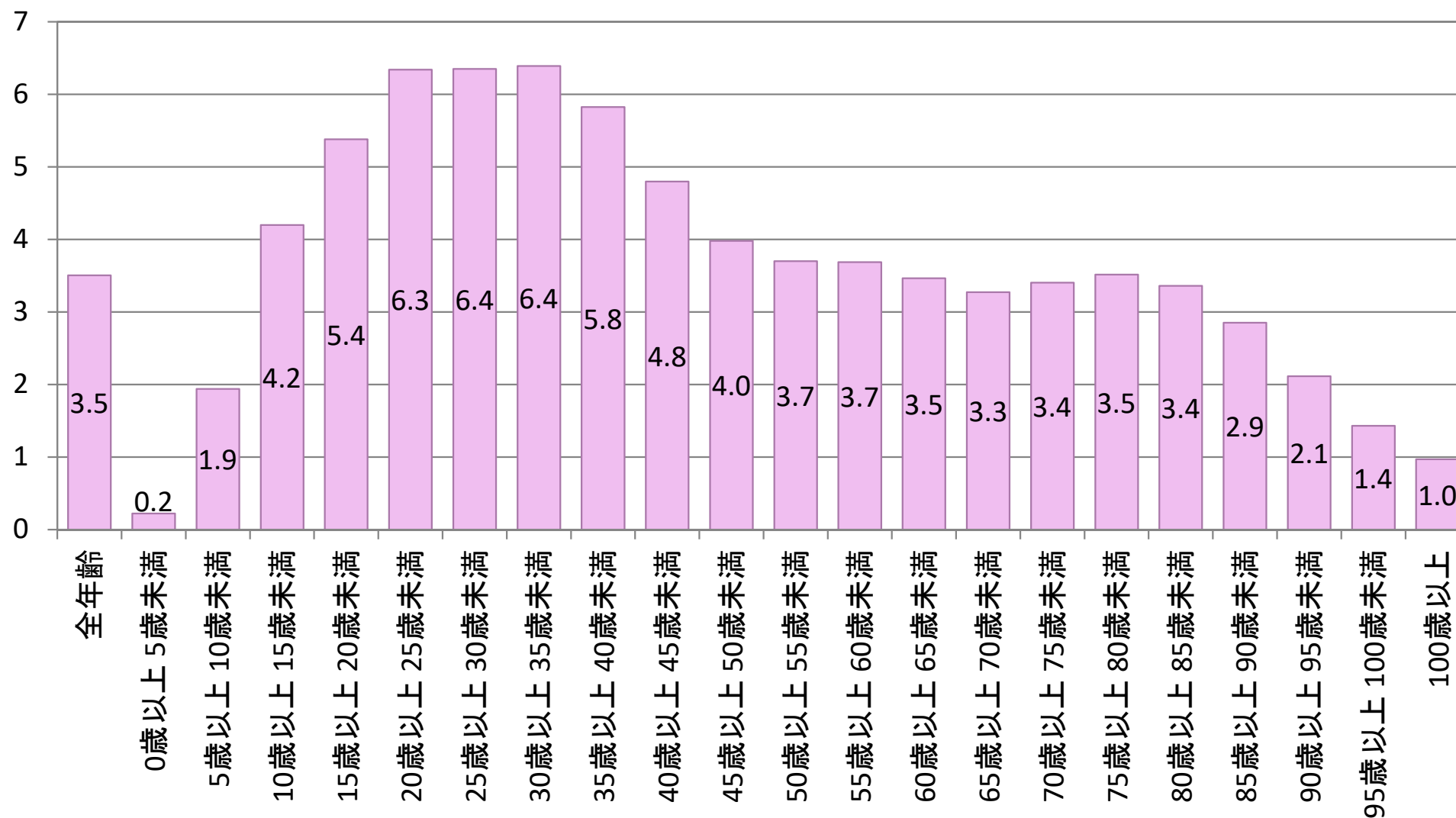
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋 1 枚当たり含嗽剤の薬剤料（2017年度）

(円)



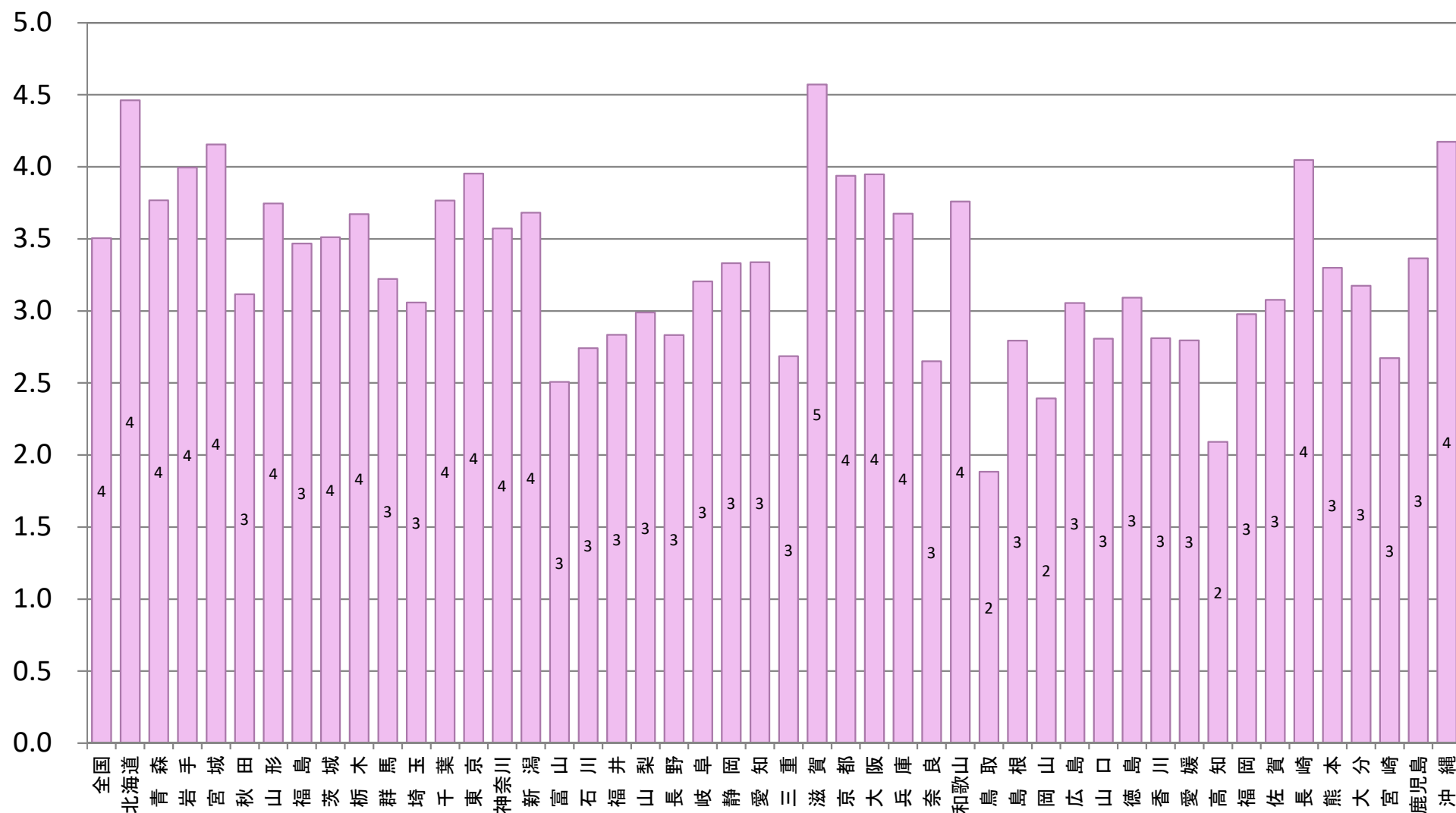
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器官用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たり含嗽剤の薬剤料（2017年度）

(円)

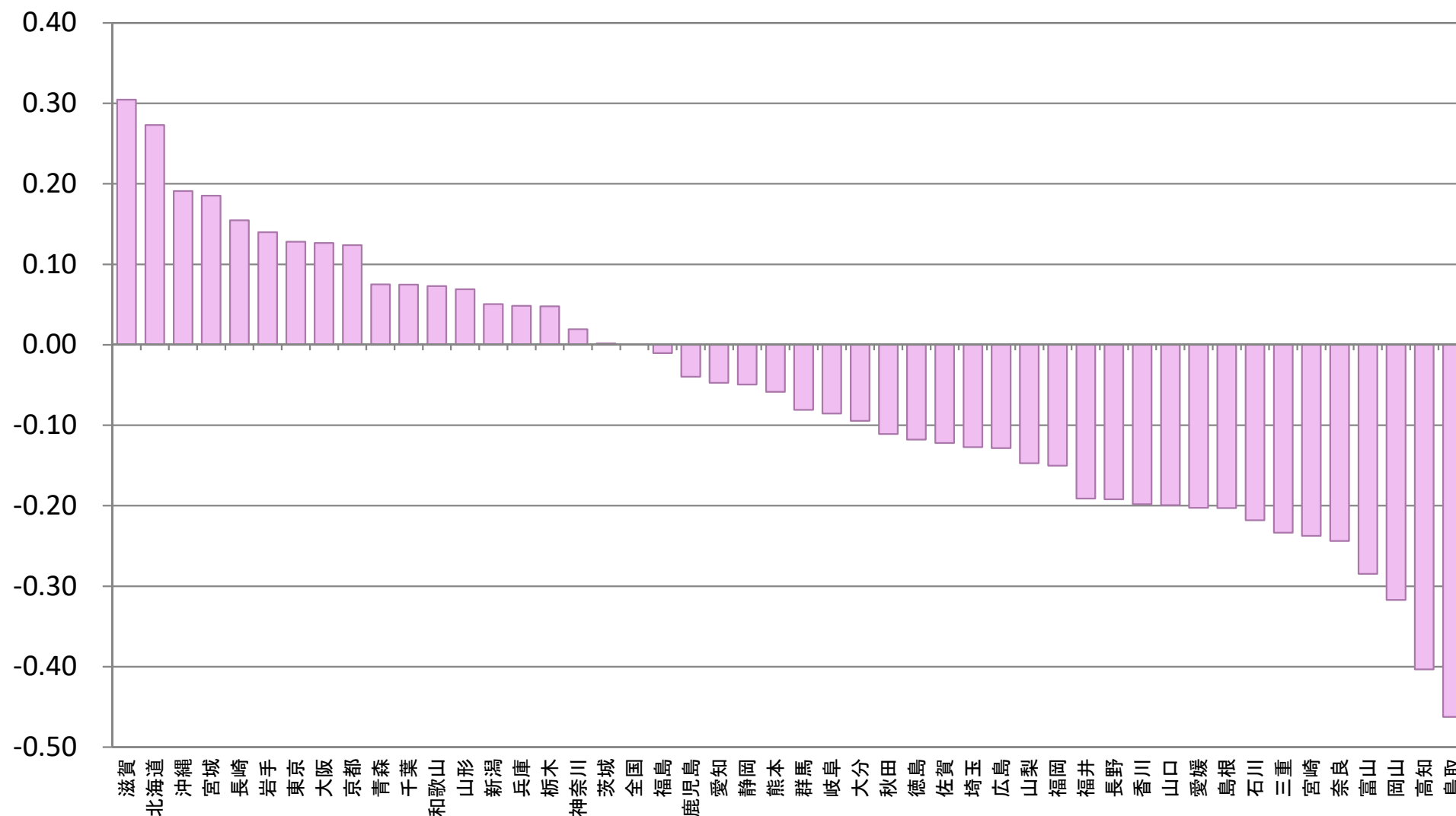


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり含嗽剤の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



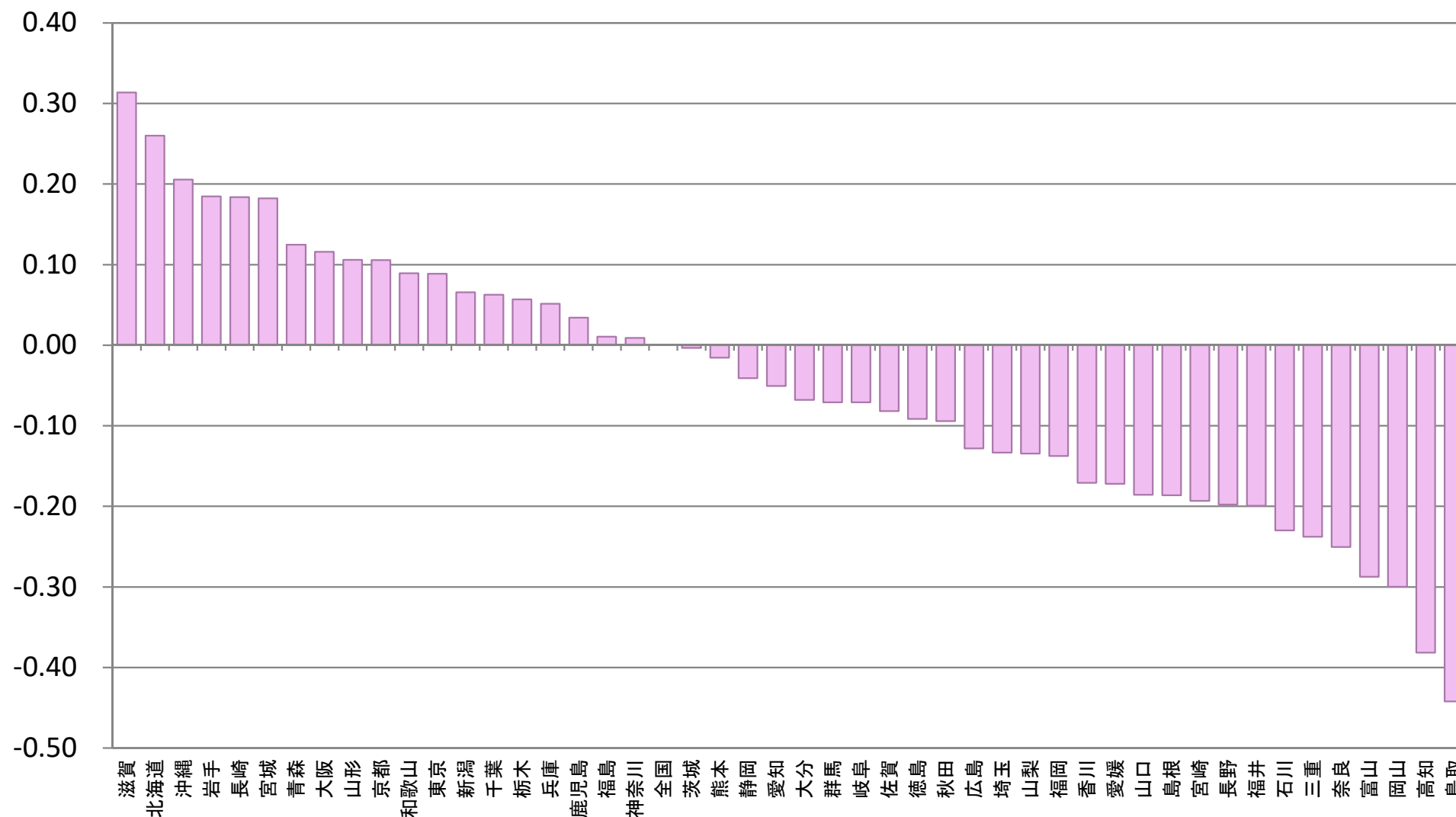
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器官用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)－1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たり含嗽剤の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



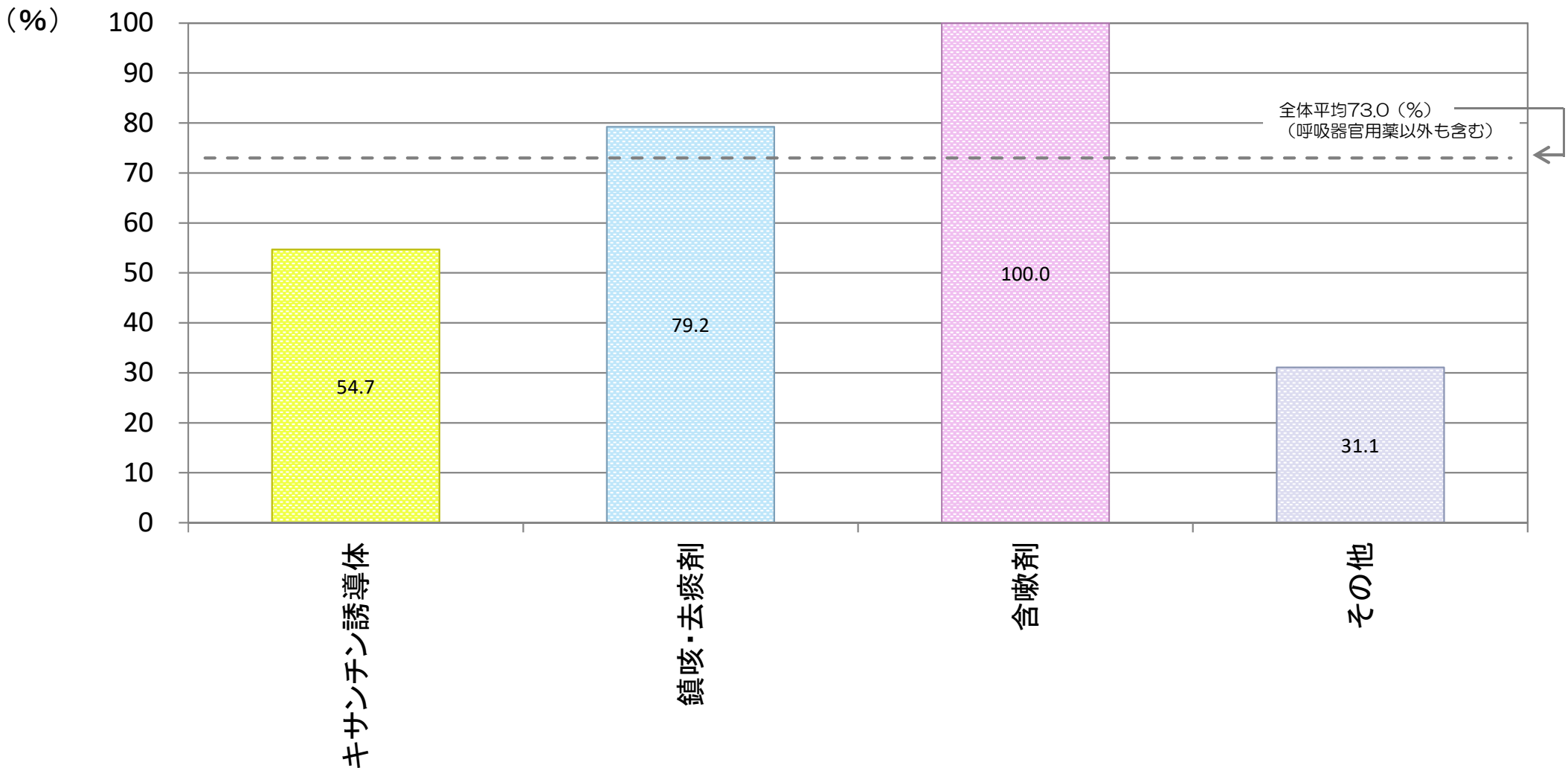
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、呼吸器官用薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

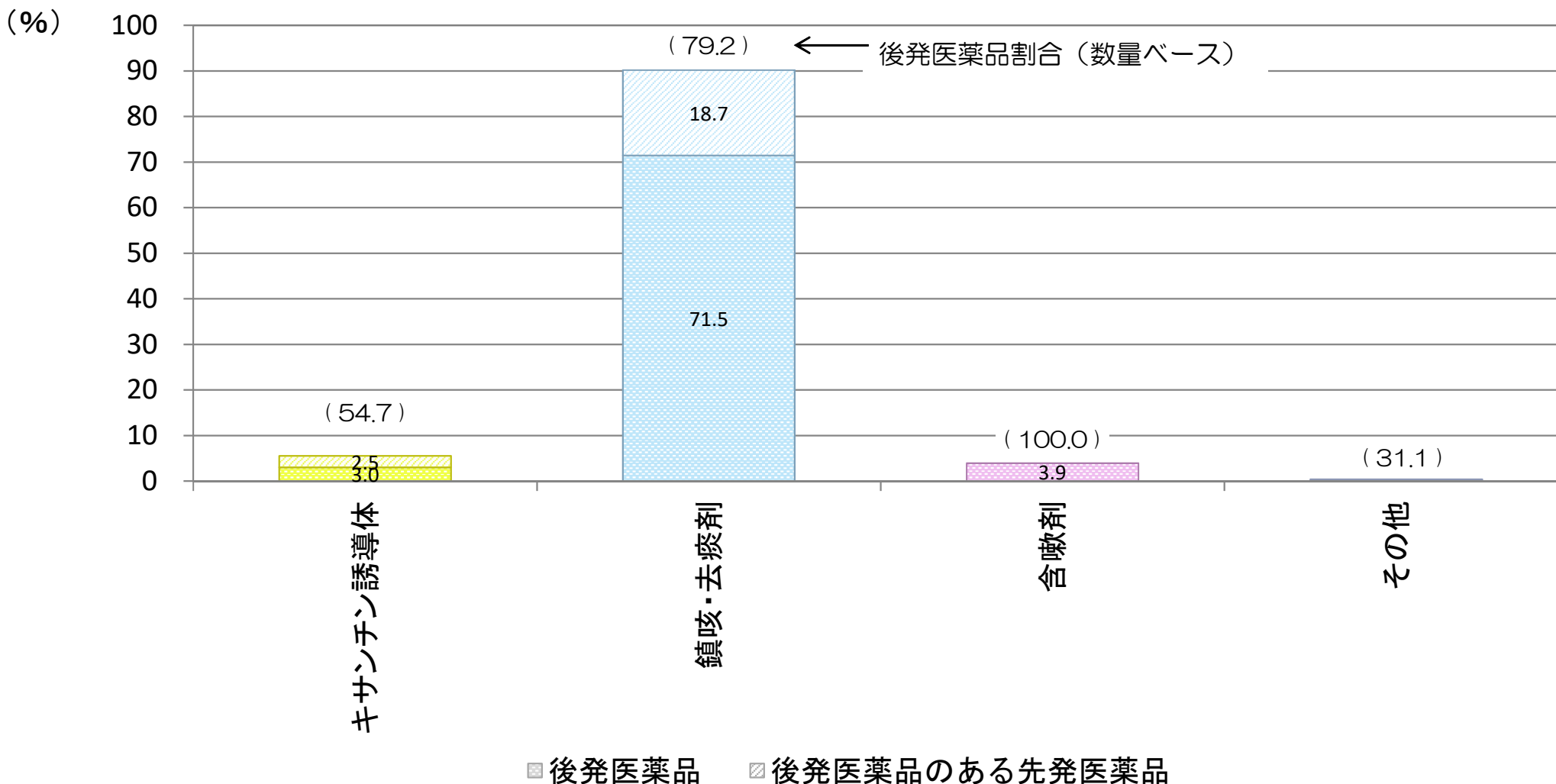
注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

呼吸器官用薬種類別にみた 後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



- 注1) 対象の呼吸器官用薬の種類別に集計したものである。
- 注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、 $\frac{[\text{後発医薬品の数量}]}{([\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}])}$ で算出している。
- 注4) 抗コリン薬、β刺激薬、吸入ステロイド、抗コリン薬・β刺激薬配合剤、吸入ステロイド・β刺激薬配合剤に該当する医薬品はいずれも、後発医薬品、後発医薬品のある先発医薬品に該当しないので表示していない。

呼吸器官用薬種類別にみた 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）



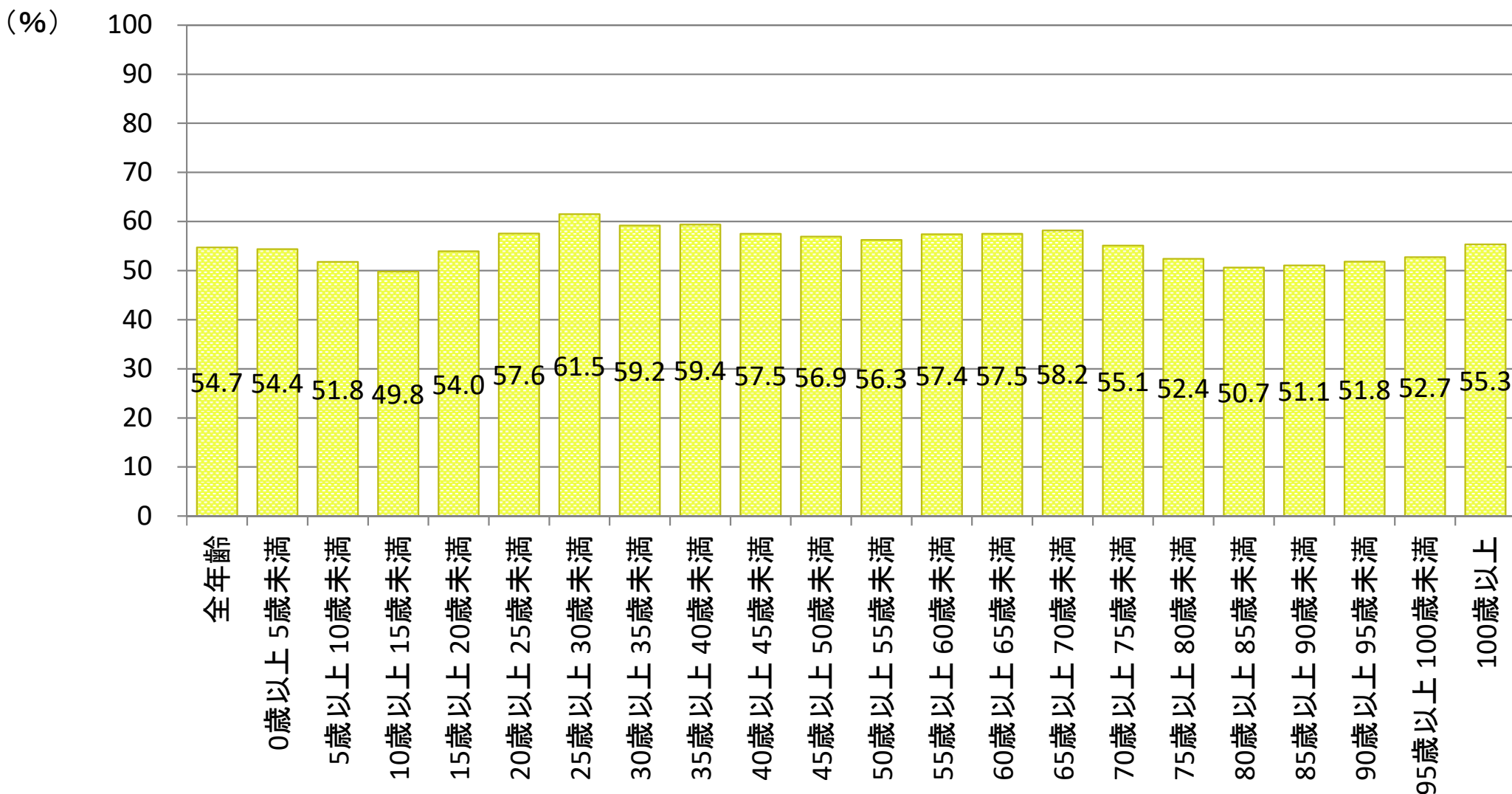
注1) 対象の呼吸器官用薬全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する各種類別のシェアを示したものであり、表示している呼吸器官用薬全数量を100(%)としたときの薬効分類別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

注4) 抗コリン薬、β刺激薬、吸入ステロイド、抗コリン薬・β刺激薬配合剤、吸入ステロイド・β刺激薬配合剤に該当する医薬品はいずれも、後発医薬品、後発医薬品のある先発医薬品に該当しないので表示していない。

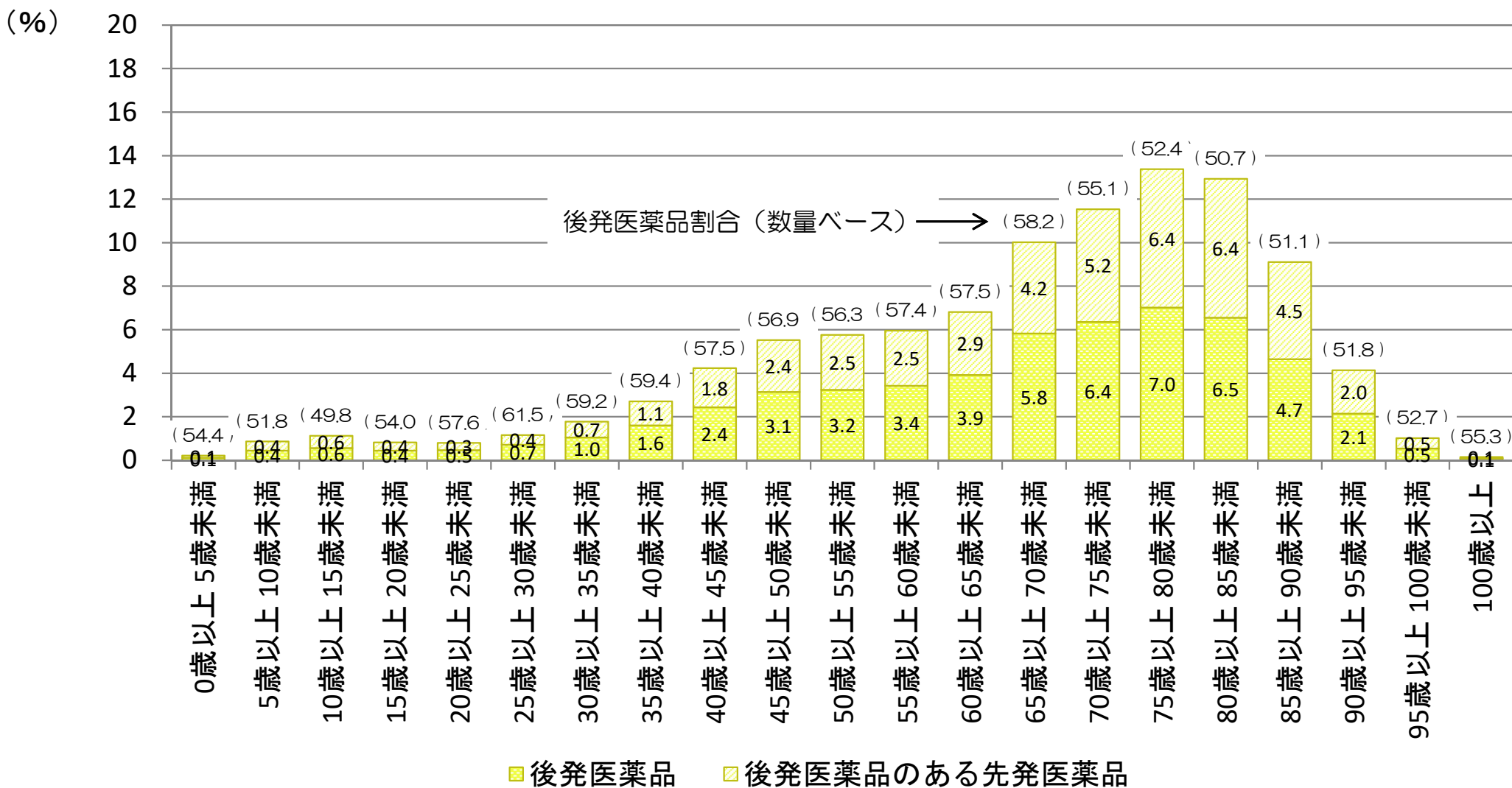
年齢階級別キサンチン誘導体の 後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「後発医薬品割合(数量ベース)」は、 $\frac{\text{〔後発医薬品の数量〕}}{\text{〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕} + \text{〔後発医薬品の数量〕}}$ で算出している。

年齢階級別キサンチン誘導体の 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）



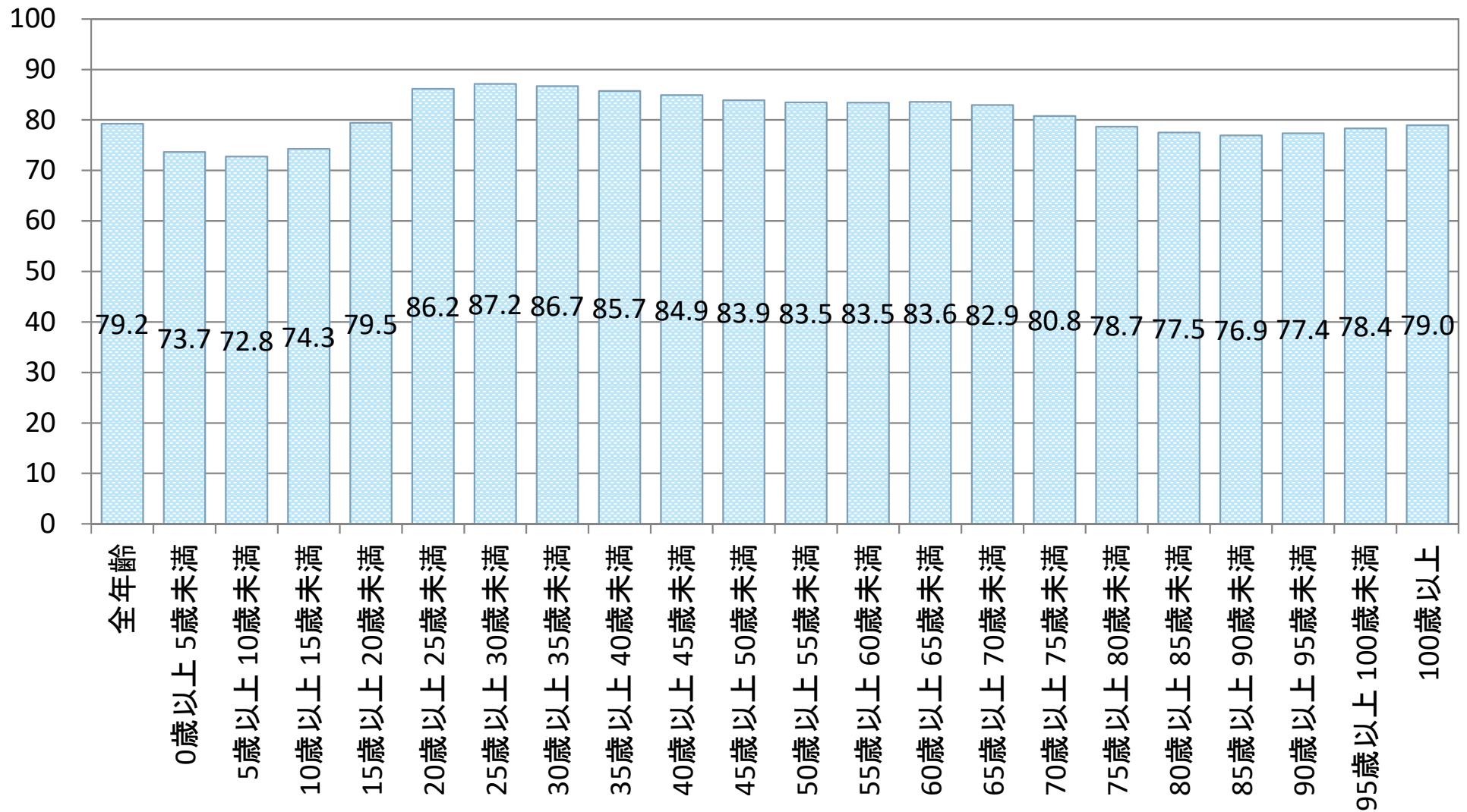
注1) キサンチン誘導体全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

年齢階級別鎮咳・去痰剤の 後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）

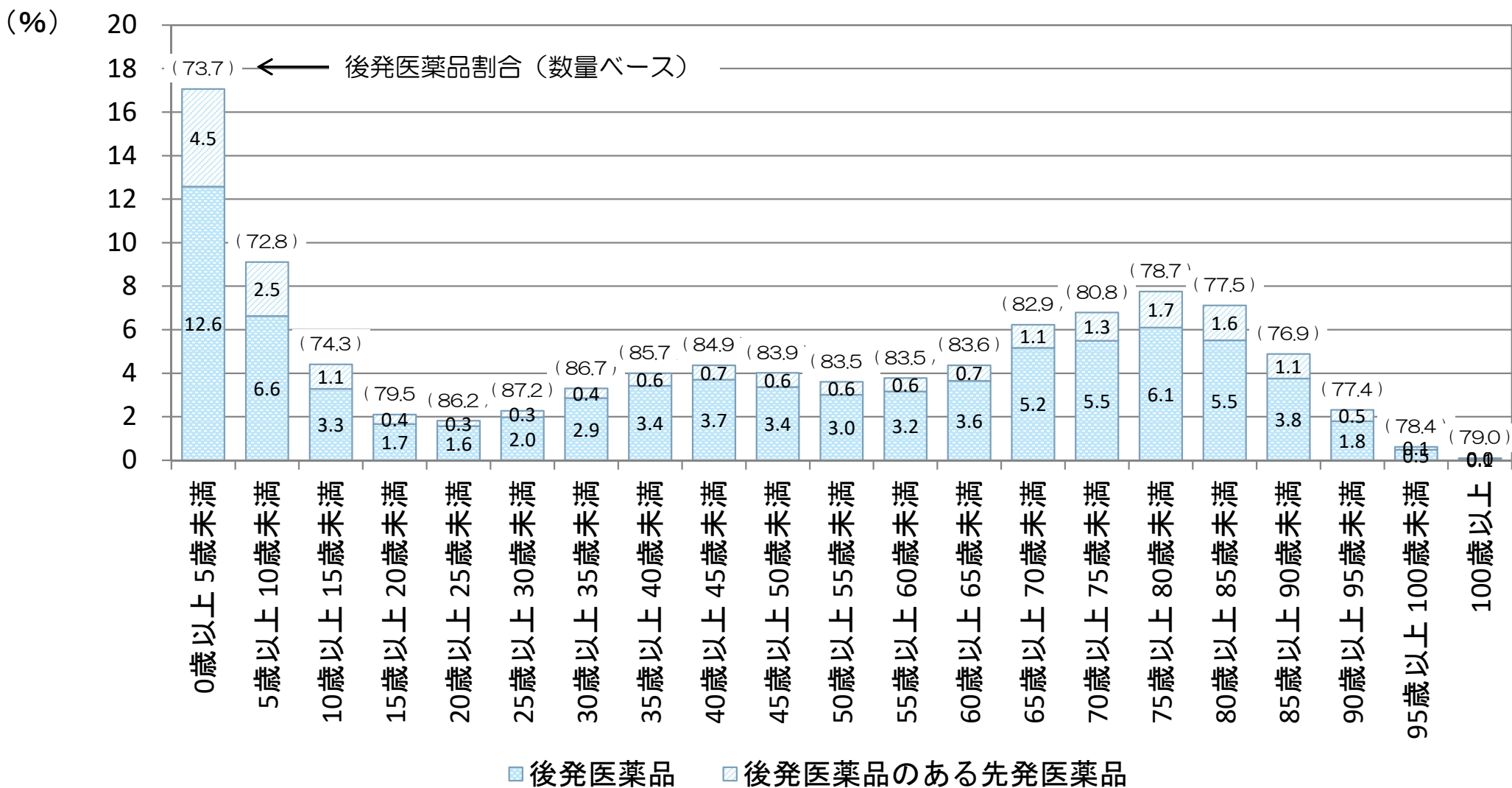
(%)



注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/〔〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕〕で算出している。

年齢階級別鎮咳・去痰剤の 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）

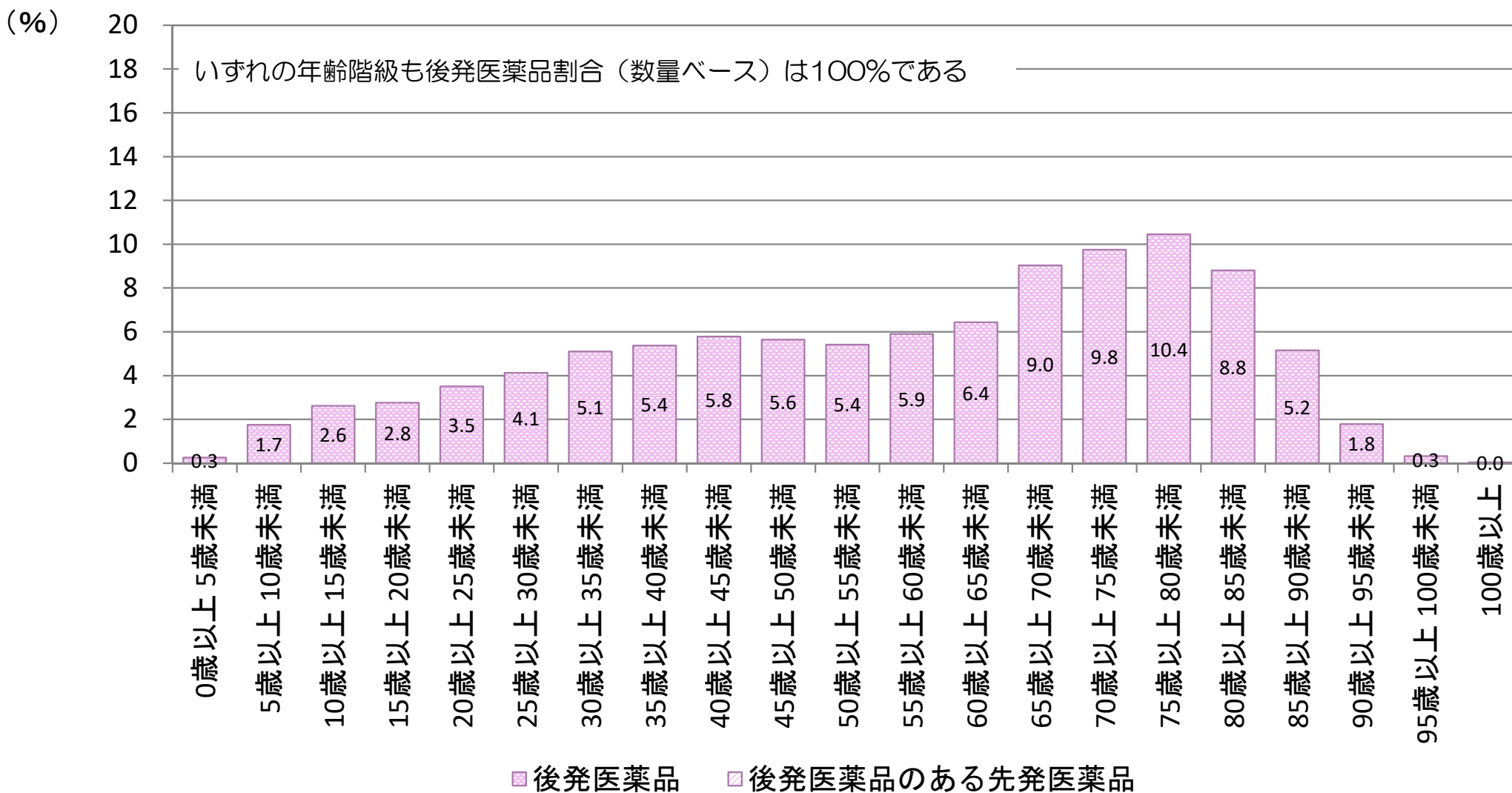


注1) 鎮咳・去痰剤全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

年齢階級別含嗽剤の 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）

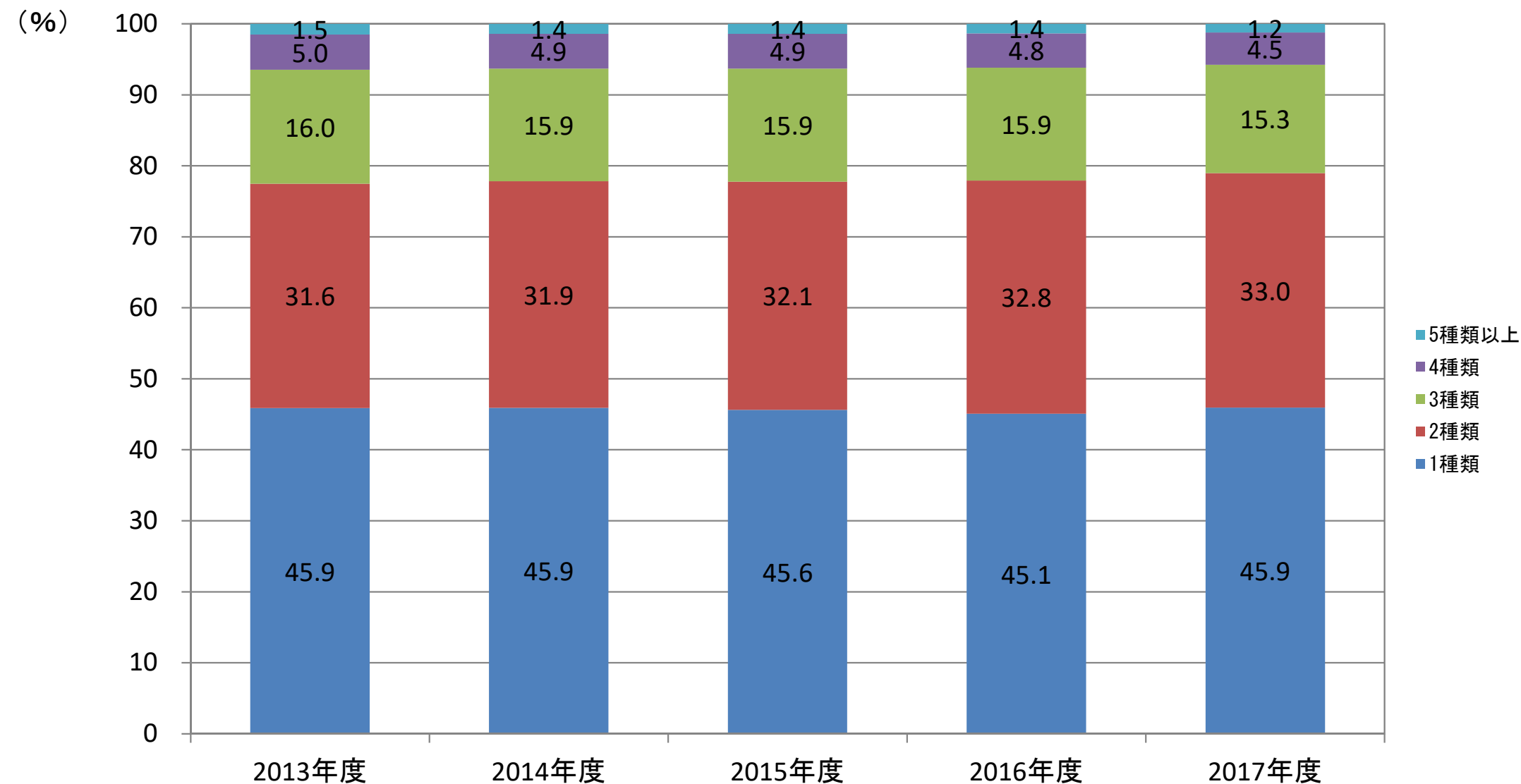


注1) 含嗽剤全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

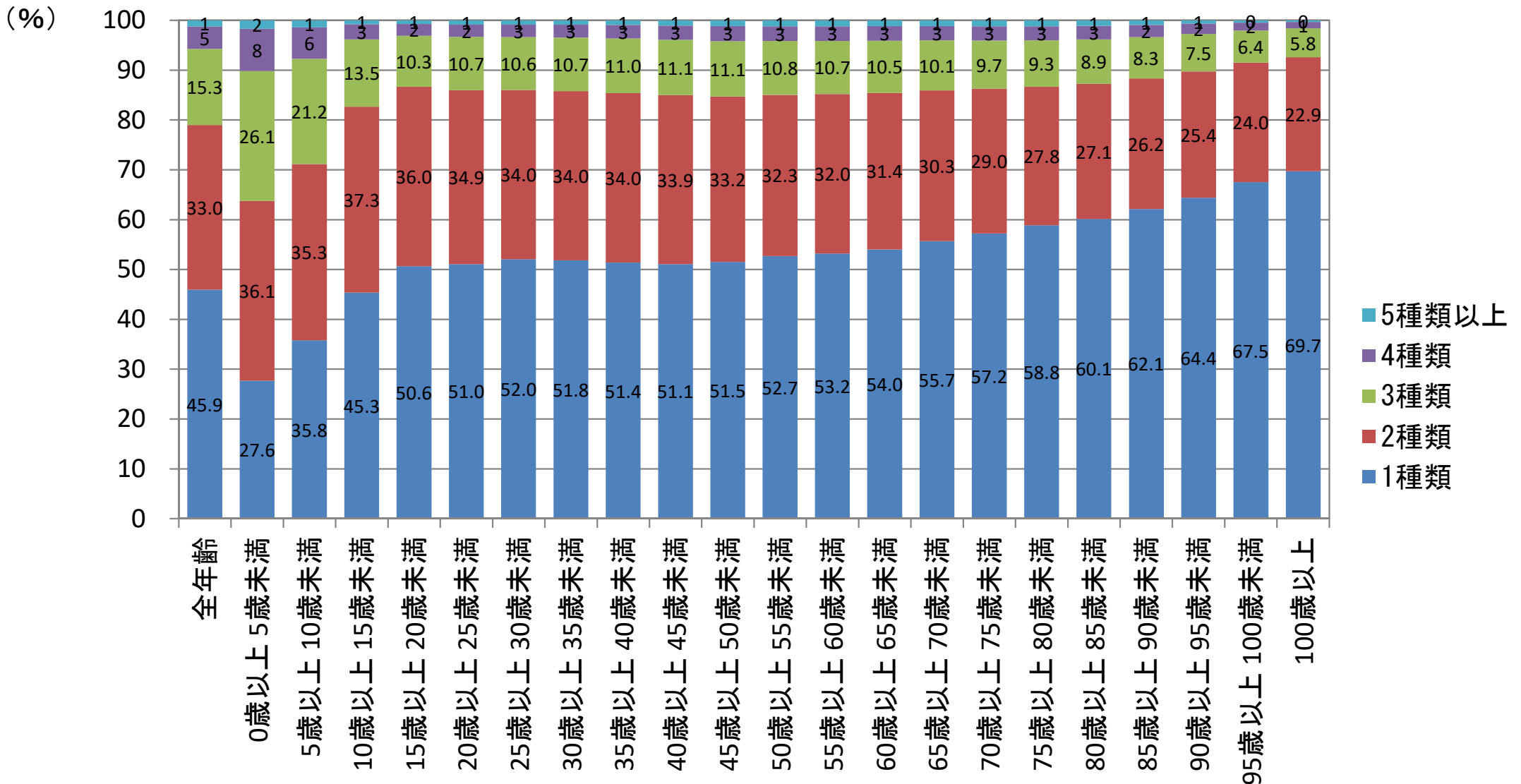
調剤（処方箋受付）毎の 呼吸器官用薬薬剤種類数の分布の推移



注1) 呼吸器官用薬が調剤された回数（処方箋枚数（受付回数））の総数を100としたものである。

注2) 呼吸器官用薬が調剤されていないものは含まれていない。

年齢階級別にみた調剤（処方箋受付）毎の 呼吸器官用薬薬剤種類数の分布（2017年度）

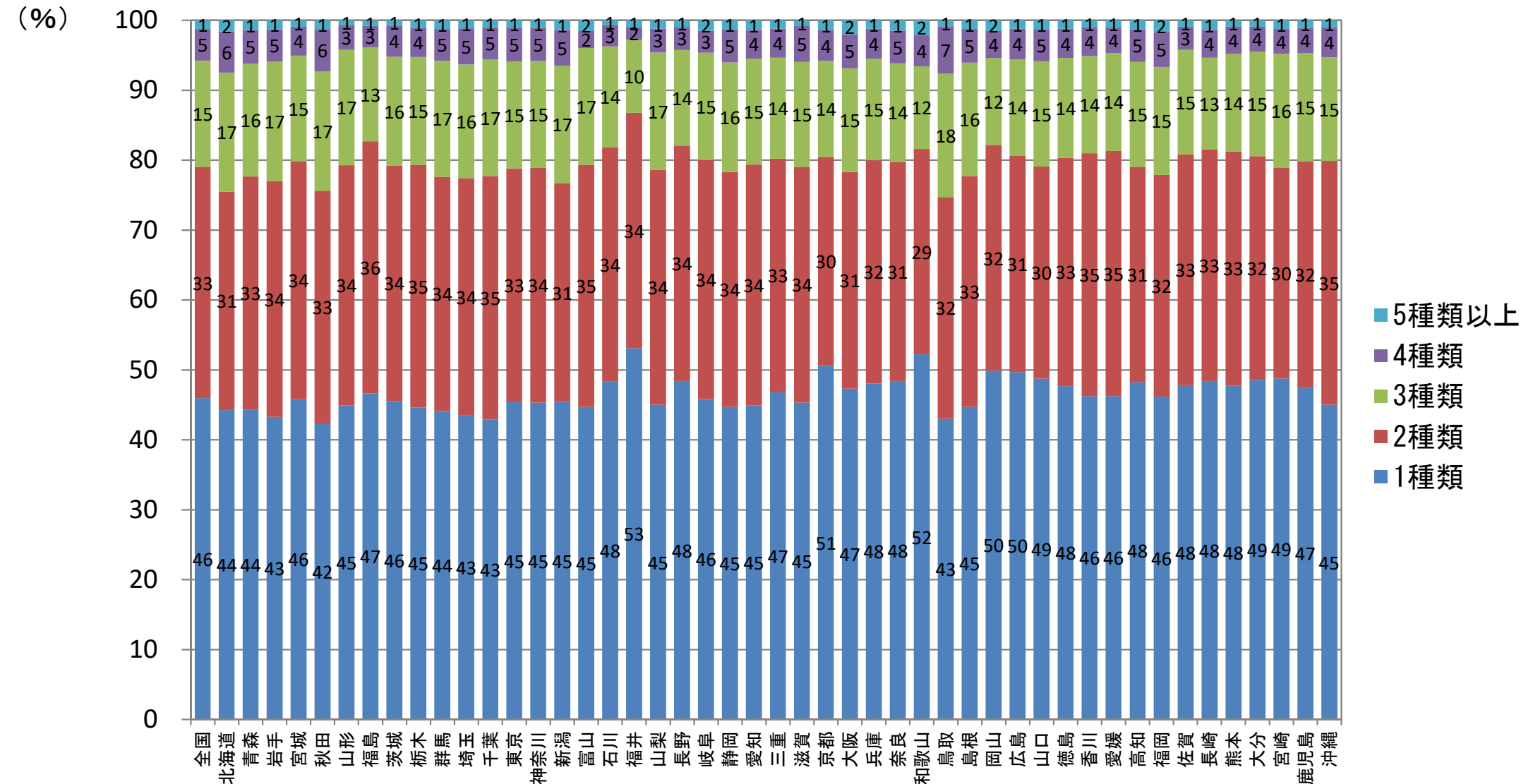


注1) 呼吸器官用薬が調剤された回数（処方箋枚数（受付回数））の総数を100としたものである。

注2) 呼吸器官用薬が調剤されていないものは含まれていない。

注3) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

都道府県別にみた調剤（処方箋受付）毎の 呼吸器官用薬薬剤種類数の分布（2017年度）



注1) 呼吸器官用薬が調剤された回数（処方箋枚数（受付回数））の総数を100としたものである。

注2) 呼吸器官用薬が調剤されていないものは含まれていない。

注3) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

本分析に関する詳細データのURL:

https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/database/zenpan/xls/cyouzai_doukou_topics_h31_04-1.xls

【詳細データの内容】

- 詳細表Ⅰ 呼吸器官用薬種類別年齢階級別薬剤料等(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅱ 呼吸器官用薬種類別都道府県別薬剤料等(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅲ 呼吸器官用薬種類別年齢階級別都道府県別薬剤料(2017年度)
- 詳細表Ⅳ 呼吸器官用薬種類別年齢階級別都道府県別後発医薬品割合(数量ベース)(2018年3月)
- 詳細表Ⅴ 呼吸器官用薬種類別数量構成比(2018年3月)
- 詳細表Ⅵ 呼吸器官用薬薬剤種類数分布推移(2013年度～ 2017年度)
- 詳細表Ⅶ 年齢階級別呼吸器官用薬薬剤種類数分布(2017年度)
- 詳細表Ⅷ 都道府県別呼吸器官用薬薬剤種類数分布(2017年度)
- 詳細表Ⅸ 年齢階級別都道府県別処方箋枚数(受付回数)((2013年度～ 2017年度)
- 詳細表Ⅹ 年齢調整前後処方箋1枚当たり呼吸器官用薬薬剤料の地域差指数(2017年度)